



# 第78回 定時総代会議案書

2025年7月2日



## 会議の目的事項

### 報 告 事 項

ページ

1. 2024年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、  
連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 … (1)
2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件 …… (85)

### 決 議 事 項

- 第1号議案 2024年度剰余金処分案承認の件 …… (86)
- 第2号議案 2024年度決算に基づく社員配当金割当の件 …… (87)
- 第3号議案 定款一部変更の件 …… (108)
- 第4号議案 評議員選任の件 …… (110)
- 第5号議案 総代候補者選考委員選任の件 …… (111)
- 第6号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件 …… (112)
- 第7号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 …… (121)
- 第8号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 …… (124)
- 第9号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件 …… (128)

### (ご参考)

- コーポレートガバナンス基本方針…………… (129)

以 上

## 1. 2024年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

### 2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告書

#### 1. 保険会社の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過および成果等

###### イ. 総括

当年度の日本の経済は、雇用・所得環境の緩やかな改善等を背景とした個人消費の底堅い推移や、企業収益の改善等による設備投資の増加基調がみられる等、緩やかな回復が続きました。賃金と物価の好循環の強まりが確認される中、日本銀行は、政策金利（無担保コールレート・オーバーナイト物）を2024年7月に0～0.1％から0.25％へ、2025年1月に0.50％へ引き上げ、長期金利（10年物国債金利）は、利上げ観測の高まり等を背景に、年度初の0％台後半から年度末には1.5％台まで上昇しました。

このような環境の中、当社は、「生命保険を中心にアセットマネジメント・ヘルスケア・介護・保育等の様々な安心を提供する“安心の多面体”としての企業グループ」に成るために、中期経営計画（2024－2026）で、サステナビリティ経営のさらなる高度化を進め、『誰もが、ずっと、安心して暮らせる社会』の実現に向け、“期待を超える安心を、より多くのお客様へ。”をテーマに掲げ、お客様本位の業務運営のもと「国内保険事業のバリューアップ」「国内における安心の更なる多面化」「海外事業の拡大」「財務戦略のステージアップ」「強固な経営基盤構築」の5つの戦略軸で取組を進めてまいりました。当中期経営計画の期間において達成すべき目標として、（i）社会に提供する価値を測る数量目標、（ii）当社グループの成長を測る数量目標、（iii）健全性確保・契約者配当の拡大を測る数量目標を設定し、当年度の結果は以下のとおりとなりました。

###### <（i）社会に提供する価値を測る数量目標>

|                                | 2024年度  | 2026年度                 |
|--------------------------------|---------|------------------------|
| お客様数（国内グループ）                   | 1519万名  | 1560万名                 |
| 顧客企業数（国内グループ）                  | 34.8万社  | 35万社                   |
| お客様満足度（日本生命単体） <sup>（注1）</sup> | 93.7％   | 90％以上                  |
| 預かり資産（国内グループ）                  | 109.1兆円 | 112兆円<br>（参考・海外含）121兆円 |

###### <（ii）当社グループの成長を測る数量目標>

|     |                             | 2024年度  | 2026年度                    |
|-----|-----------------------------|---------|---------------------------|
| 保険  | 保有年換算保険料（国内グループ）            | 4.82兆円  | 4.85兆円                    |
|     | 新契約価値（グループ） <sup>（注2）</sup> | 2918億円  | 3500億円                    |
| 全事業 | 基礎利益（グループ）                  | 1兆109億円 | 8600億円<br>（2035年度：約1.4兆円） |

###### <（iii）健全性確保・契約者配当の拡大を測る数量目標>

|                                 | 2024年度 | 2026年度       |
|---------------------------------|--------|--------------|
| ESR（グループ） <sup>（注3）</sup>       | 222％   | 200～270％の確保  |
| お客様配当性向（日本生命単体） <sup>（注4）</sup> | 64％    | 安定的に60％程度を確保 |

##### ① 当社単体の業績

保険料等収入は、金融機関窓販商品および営業職員チャネルにおける平準払終身保険の販売量の減少により、4兆7946億円（前年度比△9.5％）となる一方、基礎利益は、内外株式からの配当金や投信分配金の増加により利差益が増加したことを主因として、9204億円（前年度比＋29.9％）となりました。また、金利上昇リスクの高まりや地政学リスクの継続等を背景とした不透明な資産運用環境の中、将来の逆ざやリスクをより保守的に見積り、逆ざや契約への対応をより十全に行うため、当年度は、危険準備金<sup>（注5）</sup>からの積み直し（1兆988億円）を含め、1兆3916億円を追加責任準備金<sup>（注6）</sup>として計上、2021年度から5年間で約1兆2700億円の積み立てを計画していた追加責任準備金について、当年度からの10年間で約2兆3500億円を積み立てる計画に変更しました。

ご契約者配当（個人保険・個人年金保険）については、利差益配当を、運用収支等の利回りの改善や、将来の基礎利益向上に向けた追加責任準備金の積立等を踏まえ、9年ぶりに増配とする予定です。また、危険差益配当は、安定的に危険差益を確保していることを踏まえ、ポイント配当方式の死亡保障系のご契約<sup>(注7)</sup>を増配とする予定です。その結果、お客様配当性向は64%に増加する予定です。

## ②当社グループの業績

新たな中期経営計画を開始した当年度より、生命保険以外の事業強化の成果・進捗も含めて測る指標として「保険・サービス収益」を新設しました。これは、一般事業会社の連結売上高に相当するものとして、グループの保険料等収入にその他経常収益を合算した当社独自の指標であり、当年度は、ニチイホールディングスを新規に連結しましたが、日本生命、ニッセイ・ウェルス生命および大樹生命の保険料等収入の減少を主因に、8兆3895億円（前年度比△5.6%）となりました。一方、グループ基礎利益<sup>(注8)</sup>は、国内保険、海外保険、アセットマネジメント、ライフサポートいずれの事業も増加した結果、当社グループ初となる1兆円を超える1兆109億円（前年度比+32.3%）となりました。

経済価値ベースの健全性指標である E S R は、222%と十分な水準を確保する一方で、収益性指標である新契約価値は、当社単体における個別保険の料率改定による保険料の値下げの影響や人的資本強化等の積極的な資源投下等により、2918億円（前年度比△10.5%）となりました。なお、経済価値ベースのソルベンシー規制の施行が2026年3月末に迫る中、契約者配当や資本効率・健全性等について、E S R 等の経済価値ベースの指標も踏まえ、総合的に経営判断を行う体制を構築したほか、E S R の計算・検証に係る業務プロセスの整備やシステム化等の対応を進めております。

ロ. 当社および当社グループの当年度の概況

### ①国内保険事業のバリューアップ

中期経営計画においては、営業職員チャネルに加え、代理店・金融機関窓販、デジタルチャネルの全マーケットでトップカンパニーとなり、お客様数拡大を通じた収益拡大を目指しております。当年度については、当社単体では、個人保険・個人年金保険における新契約業績について、年換算保険料は、2339億円（前年度比△9.6%）、そのうち主要保障性商品（注9）については、433億円（同△5.8%）、件数は、380万件（同＋9.5%）となりました。

保有契約について、年換算保険料は3兆7028億円（前年度末比△1.0%）、そのうち主要保障性商品については、1兆571億円（同△2.5%）、また、件数は、3433万件（同△1.4%）となりました。

なお、当社が取り扱った損害保険の収入保険料は、2024年10月の火災保険の料率改定前の販売量増加等により、3056億円（前年度比+6.6%）となりました。

a. 営業職員チャネル

生命保険商品の機動的供給の実現に向けては、2024年4月の「生活サポートW」<sup>ダブル</sup>（注10）・2025年1月の「ちょこつみ」<sup>（注11）</sup>の発売等の商品ラインアップの拡充や、2024年10月の大樹生命の平準払外貨建養老保険「ドリームツリー」の販売開始等のグループでの相互供給、そして2025年1月の個人保険・個人年金保険の一部商品における予定利率の引き上げによる保険料の値下げ等に努めてまいりました。

営業活動については、従来より展開してまいりました「ご契約内容確認活動」に加えて、自治体との包括連携協定等に基づいた地域振興取組を、地域社会と一体となって推進してまいりました。併せて、当年度は、2024年3月より、安全・安心なまちづくりに資する「交通安全啓発活動」を、8月以降は、前年度も実施した「がん検診受診勧奨活動」を、12月以降は、地域ごとに異なる健康課題解決を目指した「地域の健康サポート活動」を展開しました。こうした活動を、デジタルでつながるお客様が1000万名を超える等、コロナ禍以降で進展したデジタル化も活用し、お客様の声を収集して自治体や地域住民の方々へフィードバックすることで、自治体のその後の施策につなげていただいたり、また、がん検診の受診率の向上等、地域住民の方々の行動変容にもつなげていただいております。加えて、これらの取組のさらなる推進に向けては、2024年3月に、各支社に「支社市場振興チーム」を新設したほか、2025年3月には、各マーケット内の支社の支援等を担う「マーケット開発部（首都圏・東海・京阪神）」を新設する等の対応も進めてまいりました。こうした取組を進めることで、お客様との持続的な接点を拡大し、活動の社会的役割を向上させることで、営業職員チャネルの提供価値の拡大に努めてまいりました。コンサルティング力の強化に向けては、営業職員端末や公式LINE等を活用して情報収集を行い、その情報をAIを活用して分析することにより、訪問前のアドバイスやマネジメントを行うことに加え、本部による営業職員端末や動画等を用いた直接的な知識教育を

行う等、営業職員への支援強化に取り組んでまいりました。こうしたデジタルとリアルの融合をはじめとした取組により、営業職員チャンネルの業績は、回復の兆しが見えつつあります。

その結果、営業職員チャンネルにおける新契約年換算保険料は、主要保障性商品の販売量の減少および1件あたりの保障額の減少により減少した一方、件数は、一時払終身保険の販売量の増加および新商品「生活サポートW」の販売量の増加を主因として増加しました。さらに、当社単体の営業職員の在籍数は、46,304名（前年度末比△84名）となったものの、長く安定的に働くことのできる営業職員組織の構築に向け、処遇の向上や採用後の丁寧な育成・フォローに引き続き取り組んだ結果、当年度の採用数と退職数はともに改善しました。なお、大樹生命を合わせたグループの営業職員の在籍数は53,162名（前年度末比△168名）となりました。

#### **b. 代理店・金融機関窓販チャンネル**

代理店や金融機関による顧客の最善利益の追求を後押ししつつ、世間の動向等も踏まえたお客様本位の業務運営の高度化や、グループ一体での機動的な商品供給、代理店・金融機関へのサポート力強化に取り組んでまいりました。

金融機関窓販領域では、金利環境の変化により縮小するマーケットへの対応を進めるとともに、お客様本位の業務運営の高度化に向けて、2024年4月の「市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン」の改定等を踏まえ、外貨建一時払保険における2025年4月以降の新契約についての目標値設定機能の廃止や新しい手数料体系の導入、販売を想定するお客様の明確化等、お客様により長くご加入いただくための販売・管理等の態勢の改善に努めてまいりました。また、商品研修の実施に加え、金融機関とのお客様向け金融教育セミナー等の共催を通じた関係強化等に取り組むとともに、ニッセイ・ウェルス生命とグループ一体で販売力の強化に取り組んでまいりました。

代理店領域では、お客様本位の業務運営の高度化に向けて、当年度より、これまで以上に代理店の業務品質を評価すべく、手数料体系の見直しを行うとともに、業界として顕在化した比較推奨や便宜供与等の課題や、当社グループにおける個人情報の漏えいの発生等を踏まえ、適正な募集に向けた態勢の整備に努めてまいりました。また、2024年10月に「夢のかたちプラス」の一般代理店経由での販売を再開するとともに、2025年1月には、はなさく生命の「はなさく変額保険」の販売を開始しました。

以上の取組の結果、新契約年換算保険料については、金融機関窓販領域では、当社商品の利回りが他社に劣後したこと等による販売量の減少により当社単体は減少し、グループも当社単体の減少を主因として減少となりました。代理店領域では、当社単体は法人マーケットの競争激化等により減少し、グループも当社単体の減少を主因として減少となりました。

#### **c. デジタルチャンネル**

デジタルチャンネルにおいても、トップカンパニーを目指し、グループベースの商品ラインアップの拡充とともに、ホームページ等から資料請求いただいたお客様へ直接電話等で商品をご案内する、インサイドセールスチームの人数を約2倍に拡大する等、デジタルと有人でのコンサルティングとを組み合わせ合わせたハイブリッドモデルの高度化に取り組んでまいりました。また、こうしたインサイドセールスにおいては、既存商品に加え、2025年1月に販売を開始した「ちょこつみ」のご案内も開始しております。

2025年1月の「ちょこつみ」の販売開始や個人保険・個人年金保険の一部商品における予定利率の引き上げにより、年度末にかけてインサイドセールスにおける販売量が増加しました。結果として、当社単体の販売件数<sup>(注12)</sup>は、8,202件（前年度比+63.7%）となりました。グループ全体の販売件数<sup>(注12)</sup>は、はなさく生命による販売増を主因として93,767件（前年度比+46.6%）となりました。

#### **d. ホールセール**

企業・団体等に対する総合窓口として、「資産運用立国」の流れを受けたお客様のニーズへの対応と、持続的な企業価値向上につながる人的資本経営や健康経営の支援に向けた商品・サービスの拡充等に取り組んでまいりました。「資産運用立国」の流れを受けたお客様のニーズへの対応に向けては、2025年3月に、2026年4月から「団体年金保険一般勘定」「拠出型企業年金保険」の商品改定を行うことを公表し、企業・団体等へのご案内を開始しました。また、人的資本経営や健康経営の支援に向けては、2024年10月より、ニッセイプラス少額短期保険の「精密検査費用保険」のご案内を開始するとともに、2025年1月には、AIを活用したパーソナルレコメンドを特徴とするカフェテリアプラン「人的資本投資プラン」のご案内を開始しました。加えて、総合窓口として、他部門と連携をとりながら、お客様にさらなる価値を提供していくために、2025年3月には、営業職員とともに、企業等の事業所において、各社の福利厚生制度等を踏まえた情報提供・保険



提案をより一層推進することを目的として「総合法人マーケット開発室」を新設しました。さらに、拡大する団体信用生命保険マーケットにおけるお客様のニーズに応えるべく、2024年10月に、「ペアローン利用者向け団体信用生命保険」の販売を開始しました。業績について、当社単体では、団体保険の保有契約高は96兆3430億円（前年度末比△0.5%）、団体年金保険の資産残高は13兆7865億円（同△1.5%）となりました。グループでは、団体保険の保有契約高は107兆2172億円（前年度末比△0.6%）、団体年金保険の資産残高は20兆857億円（同+0.8%）となりました。

#### e. 事務・サービス

C X（お客様に体験いただく価値）の高度化に向けて、ダイレクト手続きのさらなる拡大・利便性向上や、当年度より、70歳以上の方の申込にはご親族に契約内容を確認いただく取扱を原則とする等、より配慮が必要なお客様への対応を強化するとともに、事務工程・管理体制の抜本的な見直しを推進しております。

具体的には、2024年6月にお支払いに係る事務・システムを刷新したほか、いずれも生命保険業界初<sup>（注13）</sup>の取組として、8月には、新契約加入時の健康診断・人間ドック結果資料をマイナポータル上での特定健診情報を活用して電子提出できるサービスを、9月には、被保険者・受取人等が契約内容やご契約に関する役割を当社ホームページやアプリから確認いただけるサービス「ニッセイかぞくリンク」の提供を開始しました。また、2025年3月には、保険金・給付金の問い合わせについて、専門のオペレーターが対応する「保険金・給付金ダイヤル」を新設しました。

#### f. グループ会社における取組

お客様の多様化するニーズに迅速にお応えし、より幅広い保障を提供すべく、各社の強みを活かしたグループ一体での商品供給体制の構築等に取り組んでまいりました。

大樹生命では、前中期経営計画で改善した経営品質の確保を前提としつつ、当社と共同開発した平準払外貨建養老保険「ドリームツリー」を、2024年4月に販売を開始したことに加え、先述のとおり2024年10月に当社へ供給を開始する等、お客様に提供する価値の向上に努めてまいりました。

ニッセイ・ウェルス生命では、金融機関窓販チャネルの中核子会社として、多くのお客様に豊かな人生設計を提供することを目指し、金融機関のサポート強化や、主力商品である指定通貨建終身保険の商品改定等に取り組んでまいりました。

はなさく生命では、代理店チャネル・デジタルチャネルそれぞれの成長に向け、代理店へのサポート強化やお客様との接点の多角化・高度化に加え、2025年1月に「はなさく変額保険」を発売する等のお客様の多様なニーズにお応えする商品・サービスの提供に取り組んでまいりました。

以上の取組を通じ、グループの個人保険・個人年金保険における新契約業績について、年換算保険料は、当社単体の減少を主因に4927億円（前年度比△5.7%）、そのうち主要保障性商品についても当社単体および大樹生命の減少を主因に686億円（同△4.2%）となりました。また、件数は、当社単体の増加を主因に432万件（同+9.3%）となりました。

保有契約について、年換算保険料は、ニッセイ・ウェルス生命の増加を主因に4兆8222億円（前年度末比+1.4%）、そのうち主要保障性商品については当社単体や大樹生命の減少を主因に1兆2954億円（同△1.7%）となりました。また、件数は、当社単体の減少を主因に3823万件（同△0.5%）となりました。

また、国内保険事業におけるグループ基礎利益は、当社単体やニッセイ・ウェルス生命の増加を主因として、9862億円（前年度比+32.6%）となりました。

なお、ニッセイプラス少額短期保険では、2024年7月に精密検査費用保険のご案内を開始する等、生保・損保の両領域において、多様なお客様ニーズにお応えすべく取り組んでおり、お客様数は2.5万名（前年度末比+345.5%）となりました。

### ②国内における安心の更なる多面化

#### a. アセットマネジメント事業

ニッセイアセットマネジメントは、運用力の強化に向け、リスクコントロールやP D C A等の高度化を推進してまいりました。また、2024年4月より個人投資家向け資産形成サービス「Nダイレクト」の提供を開始するとともに、当社営業職員との協業を推進する等、新N I S A制度導入等による資産形成ニーズの高まりを捉えた資産運用商品・サービスの拡販等に取り組んでまいりました。

国内アセットマネジメント事業におけるグループ基礎利益は、平均預かり資産残高の増加により手数料収入は増加したものの、人件費・システム費用等の増加により、150億円（前年度比△1.3%）となりました。

## b. ヘルスケア事業

データ分析と健康施策を統合パッケージとしたサービスの提供を行う事業モデルを確立すべく、「ニッセイ健康増進コンサルティングサービス “Wellness-Star<sup>☆</sup>”」をはじめとしたサービスのさらなる拡充や各チャネルと連携した販売の拡大を進めてまいりました。サービスについては、2024年3月に、企業・団体向けのストレスチェック集団分析において、新たなアルゴリズムを活用した職場環境分析サービス「SAGA<sup>サガ</sup>S」<sup>(注14)</sup>のご案内を開始しており、既に企業・自治体に採用いただいております。また、2024年5月には、東北大学、仙台放送、仙台市と4者で締結した連携協定のもと、眼疾患の早期発見に向けた取組を開始しました。

## c. ライフサポート事業（介護・保育事業等）

地域の自治体・事業者・住民をつなぐハブとなり、地域共生社会の実現に向けた事業モデルの確立に向け、2024年6月に当社グループへ迎え入れたニチグループの当社グループ内への定着・着実な成長を最優先としつつ、事業者向け経営支援サービスの提供を通じた地域の介護・保育・医療機関ネットワークの構築・拡大の検討に着手しております。また、2024年11月には、保育事業の業務改善と保護者向け支援を狙いとしたITインフラの構築に向けて取り組むために、保育分野での豊富な実績やノウハウおよびITインフラを有するライク株式会社との資本業務提携を締結しました。さらに、2025年3月には、同社とともに、保育士不足やDXの遅れによる現場業務のひっ迫等、保育業界全体の課題解決の推進に向けた「保育イノベーションコンソーシアム」を始動しました。

ライフサポート事業における業績として、2024年7月以降のニチホールディングスにおける損益の取込を開始したことで、80億円をグループ基礎利益に反映しております。

## ③海外事業の拡大

### a. 海外保険・海外アセットマネジメント

既存事業の成長と成長投資等を通じた規模拡大の実現に向け、各現地法人の課題に応じた支援や、米国等の先進国を中心とした保険・アセットマネジメント会社への新規出資等の検討に取り組んでまいりました。具体的に、海外保険事業においては、2024年12月に、米国生命保険市場への事業基盤の確立を目的として、コアブリッジの株式約21.6%分を約3838百万米ドルで取得しました。加えて、グローバルに既契約受託や再保険事業を展開する、当社の関連法人等であるレゾリューションライフを完全子会社とすること、および同社傘下の豪州レゾリューションと当社の子会社であるMLCの経営統合について、関係当事者間で合意しました。これは米国保険市場等における事業拡大と豪州事業のさらなる強化による海外事業収益の長期安定的な拡大、ひいては当社のご契約者利益の最大化を企図しております。既存事業では、当社が発行済株式の49%を保有するインドのリライアンス・ニッポンライフ・インシュアランスに関し、2025年3月に新たな合併体制を確立<sup>(注15)</sup>しました。

また、海外アセットマネジメント事業においては、当社の関連法人等であるTCWグループのさらなる発展と成長加速を支援するため、当社の子会社であるニッポン・ライフ・アメリカス・インクを通じて、TCWグループが発行する転換社債および優先出資証券に合計550百万米ドルを投資しました。

また、海外事業全体で効率的かつ機動的な意思決定等を実現し、経営管理態勢の強化を進めるべく、2025年3月に「海外事業統括本部」を新設しました。

海外保険事業におけるグループ基礎利益は、豪州のMLCで、保険金の支払い増加等により減益となった一方、2023年10月に、レゾリューションライフを関連法人化したことに伴う基礎利益の上乗せにより、145億円（前年度比+2.4%）となりました。海外アセットマネジメント事業におけるグループ基礎利益は、主にニッポンライフ・インド・アセットマネジメントにおける投資信託の販売量増加等による預かり資産残高の拡大により、234億円（前年度比+16.0%）となりました。

## ④財務戦略のステージアップ

### a. 資産運用

世界的なインフレや各国金融政策の趨勢、地政学リスクの高まり等を背景に、内外金利・株価・為替は大きく変動する等、不透明な金融経済環境が続いております。このような金融経済環境下でも安定的に運用益を確保するため、レジリエントな（頑健性の高い）ポートフォリオの構築に取り組んでまいりました。具体的には、金利水準に応じた超長期債への投資・入替等を推進することで、円金利リスクコントロールの強化を図りました。また、変動金利のプライベートクレジットを含むオルタナティブ資産の積み増し等、分散投融資の推進にも取り組んでまいりました。こうした取組を継続的に進める中、内外株式の配当金や投信分配



金の増加を主因として利差益が大きく増加しました。加えて、さらなるグループ運用力強化に向けた、ニッセイ・ウェルス生命におけるクレジット・オルタナティブ投資機能のニッセイアセットマネジメントへの集約等に取り組んでまいりました。

また、地球環境等の社会課題解決へさらに貢献することを目指し、サステナビリティ向上に向けたアウトカム目標<sup>(注16)</sup>等の達成を目指した責任投融資を推進してまいりました。2024年6月には、温室効果ガス多排出セクターの脱炭素支援を目的とした「日本生命トランジション・ファイナンス実践要領」を策定・公表しました。

さらに、「アセットオーナー・プリンシプル」<sup>(注17)</sup>の趣旨に賛同し、当プリンシプルを受け入れることを2024年9月に表明しました。ご契約者の最善の利益を追求する中で、アセットオーナーとしての責任を果たしていくことに努めてまいります。

## b. 資本・契約者配当

2035年に向け、グローバルトップレベルの健全性を確保しつつ、グループ基礎利益の拡大と契約者配当の拡大を目指しております。具体的には、国内保険業績の向上や運用益の確保に取り組むとともに、内部留保の着実な積み増しを通じて成長投資財源を将来に向けて確保し、それを活用した国内外への成長投資を進めております。これらを通じ、2035年のグループ基礎利益を1.4兆円程度に拡大することを目指すとともに、得られた成果のお客様への還元を進めるべく、お客様配当性向を安定的に60%程度に引き上げることを目指しております。

なお、財務基盤の一層の充実を目的に、2024年4月に米ドル建劣後特約付社債で13.2億米ドルを、7月に円建劣後ローンで750億円を、2025年1月にユーロ建劣後特約付社債で5億ユーロを調達しました。

### ⑤ 強固な経営基盤構築

a. 人的資本

業界トップクラスの人的資本の構築を目指し、処遇の向上やDE & Iの推進、人材育成等、人への投資を積極的に実施することで、質・量両面での人材基盤の強化や従業員エンゲージメントの向上に取り組んでまいりました。また、人財価値向上“アクション”プロジェクト<sup>(注18)</sup>を通じ、投資を成果に結びつけるための全従業員の主体的な行動を促進してまいりました。

(多様な人材による体制構築)

女性活躍や、特例子会社のニッセイ・ニュークリエーションを含めた障がい者雇用の推進に加え、LGBTQ+フレンドリーな企業に向けた研修実施・イベント参加や経験者採用の取組強化等に取り組んでまいりました。具体的には、2024年3月に策定した新たな「女性活躍推進に関する行動計画」<sup>(注19)</sup>について、女性取締役比率等の各目標を達成すべく、女性のさらなる経営参画と管理職候補層のキャリアサポートを強化してまいりました。このうち女性取締役比率については、2030年までの目標30%以上に対して2025年3月時点で12.5%、女性部長相当職比率については、2027年度始までの目標10%程度に対して2025年3月時点で10.5%、女性管理職比率については、2030年までの目標30%以上に対して2025年3月時点で27.1%となりました。また、仕事と育児・介護・病気治療等との両立支援に向けても取り組んでおり、当年度は、男性育休について12年連続で取得率100%を達成しました。さらに、公平な研修機会の提供を目指し、男女ともに毎年50%以上の研修参加率を目標としており、当年度については男性59.1%、女性58.7%となりました。

(人材育成の強化)

当社事業の中核を成す国内生命保険事業の担い手である営業職員育成の高度化に取り組むとともに、海外・DX等の専門領域の人材育成にも取り組んでまいりました。

営業職員については、「長く安定的に活躍できる職員」の育成に向け、営業職員一人ひとりの成長度合いに応じた丁寧な育成に努めるとともに、お客様本位の理念のさらなる浸透・定着に向けて、お客様に真摯に向き合い、お客様から選ばれる人材の育成に取り組んでおります。加えて、これらの取組を着実に進めるべく、処遇の安定性・水準の双方を高めました。

また、内務職員については、専門人材育成を進めるとともに、キャリア自律の推進に向けて、社内eラーニングも活用した多様な研修機会の提供や、職務公募による従業員の主体的な取組の活性化等に取り組んでおります。

### (働く環境の整備)

ニッセイ職員版Well-being<sup>(注20)</sup>の向上や、休暇取得といった取組を推進していくとともに、役員と若手職員との定期的な意見交換会等、各層でのコミュニケーション活性化に向けた施策に取り組んでおります。また、全従業員を対象に「意識実態調査」を実施しており、調査結果の経営層での共有や、部門・所属単位でのフィードバックを行い、会社全体および各所属での諸施策の検討につなげております。

### b. IT基盤

DXによる提供価値拡大を支えるIT基盤の構造課題解決に向けた取組や開発態勢の強化を進めてまいりました。

具体的には、販売チャネルにおける顧客接点の拡大や、お客様の利便性向上に向けたWeb手続きの拡大に取り組ましました。現在は、システム開発の機動性・柔軟性を向上すべく、肥大化・複雑化したIT基盤構造の改善に向けた長期取組計画の策定に着手しております。また、業務効率化や生産性向上等を目的として生成AIの導入に取り組んでおり、2024年5月からは生成AIを利用したチャットシステム「N-Chat」を全内務職員2万名が、6月からは「Microsoft Copilot」を試験的に約300名が、12月からは使用対象を拡大し約2,000名が活用しております。さらに、2025年1月には、当社の保険事務領域を中心とした活用を目的に、レゾリューションライフのAIを用いた事務サポートシステムの導入に向けた検討を開始しました。

### c. イノベーション

先端技術の急速な進展や、ライフスタイルとニーズの多様化による保険事業を取り巻く環境変化に対応すべく、イノベーション取組を推進してまいりました。具体的には、投資活動を通じた新規事業や保険事業に関する先端技術の探索を目的として、ニッセイアセットマネジメントは、国内スタートアップ企業が投資対象であるベンチャーキャピタルへ投資するファンドを、ニッセイ・キャピタルは、国内スタートアップ企業へ投資するファンドを設立し、運営・管理を行ってまいりました。当年度は、ベンチャーキャピタルファンド3件とスタートアップ企業3社への投資を決定しました。また、スタンフォード大学とのヘルスケア領域のAIの共同研究を開始する等、疾病予測等の領域に特化したAIモデルの研究・開発を進めております。さらに、当社職員発案の事業アイデアを選抜・事業化する社内起業プロジェクトを通じて選出された、一時保育マッチングサービス「ちょこいく」を、2024年4月に正式事業化し、運営<sup>(注21)</sup>を開始しました。

### d. リスク管理

経営計画の策定およびそのPDCAにERM<sup>(注22)</sup>を活用し、健全性の確保を前提としつつ資本効率も意識した経営を行っております。各グループ会社においても、中期的なリスクテイクや資本政策の方針に基づき策定した計画に取り組む等、ERM活用の高度化に取り組んでまいりました。

事業環境を踏まえたさまざまなリスクを収支・健全性等への影響度と今後数年間で発生する蓋然性で評価し、経営上特に重要なリスクとしてトップリスクを選定<sup>(注23)</sup>しており、これらを踏まえた計画策定等を通じ、経営のさらなる高度化を図っております。

また、金利上昇に伴うリスクの高まりや地政学リスクの継続を背景とした不透明な資産運用環境、グループ事業の拡大等、事業環境は大きく変化しております。こうした中、各種リスクが当社ならびにグループ会社への経営に与える影響を適切に評価し、リスク特性に応じたフォワードルッキングなリスク管理を行ってまいりました。具体的には、米国の政権交代や政策変更について、社外有識者等の見解やシナリオ分析等を踏まえ、当社およびグループ事業へ与える影響の評価を実施し、今後の留意点や検討課題を確認しました。また、南海トラフ地震臨時情報を受けて地震発生時の相場変動に備えたヘッジ取引を機動的に実施したほか、大震災発生時のBCPの再確認や、本人・家族の身を守るための行動指針の周知を実施しました。

加えて、2025年3月には、外部委託先等のサードパーティを含め、業務プロセスを一貫したリスク管理や、オペレーショナル・レジリエンス<sup>(注24)</sup>の確保、リスクの複合を前提とした一体的・網羅的な事象対応や評価および構造課題の解決を目的として、オペレーショナルリスク管理体制の整備を実施しました。

### e. コンプライアンス

「コンプライアンス基本方針」のもと、実践計画を策定し、適切な保険募集管理、情報資産保護、ハラスメント防止、反社会的勢力への対応等を重点課題として推進してまいりました。また、世間の動向等も踏まえながら、社会規範等に反し、お客様からの信頼を大きく損なうおそれのあるリスクの洗い出しや、全役員・職員に対するコンプライアンス意識の一層の浸透に努めてまいりました。さらに、各グループ会社に対し、

自律的な態勢の整備を求めるとともに、当該整備状況について管理・指導等を実施してまいりました。加えて、「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」を踏まえ、態勢の高度化に継続的に取り組んでおり、取組状況を当社ホームページにて公表しております。

また、当社グループおよび当社の委託業者における個人情報の漏えいが複数発生し、お客様をはじめとする関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしました。各事案についての詳細な調査結果等を踏まえ再発防止策を講じており、引き続き適切なお客様情報管理に努めてまいります。

#### f. コーポレートガバナンス

お客様に対する長期にわたる保障責任を全うするため、不断の取組として、経営の適正性の確保と透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制の継続的な発展に努めてまいりました。取締役会では、取締役会がその任務を果たすうえで今後も継承すべき文化および共有すべき価値観を明文化し、この文化・価値観のもとで、充実した議論を行っております。また、指名・報酬諮問委員会では、社長後継者計画の運用や、業績連動報酬の指標選定を含めた指名・報酬の決定に係るプロセス等を審議するとともに、社外取締役会議では、戦略の立案・議論により一層社外取締役の知見を活かすべく、経営上の重要事項を重点的に審議するほか、社外取締役のみでのフリーディスカッションの場も設けております。さらに、取締役会等の実効性評価には第三者機関を活用し、客観的な評価・助言を踏まえた改善策を検討・実行することで、さらなる実効性の向上に取り組んでおります。

#### ⑥お客様本位の業務運営の推進

以上の5つの戦略軸を進めるうえで根幹となるお客様本位の業務運営については、お客様の信頼の上にのみ事業が成立するという認識のもと、「お客様の声を起点とした継続的なサービス向上」と「各事業戦略におけるお客様本位の業務運営のPDCA」を基本に、苦情・コンダクトリスクへの対応強化とCX向上に取り組んでおります。

「お客様本位の業務運営に係る方針」のもと、さまざまなニーズにお応えするための商品・サービスラインアップの充実や、お客様のご意向等に即した適切な情報提供等に取り組んでまいりました。また、各種研修等を通じ、当社および当社子会社の役員・職員に対し、お客様の立場に立って徹底的に考え抜くという理念の一層の浸透に努めてまいりました。

こうした取組の結果、当年度の「お客様満足度」は93.7%（前年度比△1.3ポイント）と引き続き高い水準を確保しております。

#### ⑦サステナビリティ経営の高度化

サステナビリティ経営のさらなる高度化を進め、『誰もが、ずっと、安心して暮らせる社会』の実現に向け、「人」「地域社会」「地球環境」の3つの重点領域で、社会課題解決への貢献に取り組んでおります。この当社グループとして実現したい社会への貢献度を測る物差しである「アウトカム目標」<sup>(注25)</sup>を起点として、各種経営目標を定めており、先述の中期経営計画で掲げる5つの戦略軸で取組を進めることで、サステナビリティ経営のさらなる高度化につながるものと考えております。「人」の領域においては、“人生100年にわたる安心・安全の提供”“希望に満ちた未来世代を育む”“多様性と人権の尊重”の観点から、生命保険を中心にアセットマネジメント・ヘルスケア・介護・保育等のサービスを提供しております。「地域社会」の領域においては、“活力あふれる地域社会の創出”に貢献する観点から、47都道府県と包括連携協定等で連携し、地域の健康増進や経済活性化等に向けた取組を進めております。「地球環境」の領域においては、“豊かな地球を未来につなぐ”観点から、事業活動<sup>(注26)</sup>・資産運用の両面より、気候変動問題への対応や自然資本・生物多様性の保全、循環型社会の実現に取り組んでおり、これらの取組等をまとめた「TCFD<sup>(注27)</sup>・TNFD<sup>(注28)</sup>レポート」の発行を通じて、情報開示も進めております。また、これらを支える経営基盤である、人的資本、リスク管理、コンプライアンス、コーポレートガバナンスもサステナビリティ重要課題として設定し、その向上に努めております。サステナビリティ経営の推進に向けては、2024年5月から全社運動として全役員・職員7万名为参画する「ニッセイサステナプロジェクト“にっせーのせ!”」をスタートしており、社内外への理解浸透・認知度向上・行動変容に向けた各種取組を実施しています。2024年9月には「日本生命一斉サステナ活動」として、全国各地で先述の「がん検診受診勧奨活動」を実施する等、地域の皆様と共にさまざまな社会課題の解決に取り組んでおります。



## ハ. 今後の経営方針

2025年4月の新たな経営体制のスタートにあたり、『誰もが、ずっと、安心して暮らせる社会』の実現に向け、「サステナビリティ経営の高度化」をその根幹として、「生命保険を中心にアセットマネジメント・ヘルスケア・介護・保育等の様々な安心を提供する“安心の多面体”としての企業グループ」となることを共有すべく、「まっすぐ、お客様へ。もっと、地域、社会のために。」を基本方針として掲げました。これは、創業以来“人”を大切にしてきた日本生命グループの根底に息づく「三信条（信念・誠実・努力）」の精神を共通の行動指針とし、これまで以上に、地域や社会の課題解決に貢献するサステナビリティ経営を推進することで、経営理念に謳う「共存共栄」「相互扶助」に則って、グループ全員で社会と人々の幸せを実現するという思いを表したものです。加えて、海外グループ各社とも、こうした考えを、経営の在り方についての共通の価値観として共有すべく、「グループ共通経営方針」<sup>（注29）</sup>も改めて設定しました。

### ①中期経営計画における戦略軸

2025年度は、2024年度にスタートした中期経営計画の2年目にあたり、4月の新社長就任で刷新した新たな経営体制においても、中期経営計画で掲げた各戦略をシームレスに引き継ぎ、所期する目標の達成に向けて取り組んでまいります。具体的には、2025年度を「中期経営計画で掲げた5つの戦略軸に足を止めることなくグループ全体で取組を加速するとともに、とりわけ、長期安定的な収益確保に必要な不可欠な国内保険事業のバリューアップと、安心の更なる多面化および収益拡大に資するグループ事業の強化に重点的に取り組む1年間」と位置づけ、各取組を推進してまいります。

#### a. 国内保険事業のバリューアップ

グループ一体での商品・サービスラインアップの拡充や機動的供給に加え、それぞれのチャネルの強化等に取り組んでまいります。営業職員チャネルでは、2025年4月より、アクサ生命の変額保険「ユニット・リンク保険」の販売や、当社所定の個人保険のご契約者等を対象にした新サービス「N I S S A Y ハピネスナビ」<sup>（注30）</sup>の提供を、2025年6月より、法人向け商品である「ニッセイ傷害死亡重点期間設定型介護保障保険“フェニックスケアプラス”」の販売を開始してまいります。また、2025年4月より「ニッセイがん啓発プロジェクト」<sup>（注31）</sup>を開始する等、地域の課題解決に向けた社会的価値の提供により一層取り組むことで、地域の発展とともに、営業職員組織の持続的な成長を目指してまいります。代理店・金融機関窓販領域では、今後の法令・ガイドラインの改正等をにらんだ代理店や金融機関へのサポート強化や商品ラインアップの拡充、グループ各社の商品の採用推進等に取り組むとともに、地域金融機関とのパートナーシップ協定の締結や協定に基づく取組を進めることで、「活力あふれる地域社会の創出」に貢献してまいります。デジタルチャネルでは、2025年4月より、Web完結でご加入いただける商品の第2弾として、「ちょこつみ」の販売を開始するとともに、今後もお客様のニーズや時勢に応じた商品の提供や、デジタルと有人でのコンサルティングとを組み合わせたハイブリッドモデルのさらなる高度化を進めてまいります。ホールセール領域では、当社グループの総合窓口として、お客様への新たな価値提供に向け、人的資本経営や健康経営を通じて従業員のウェルビーイング向上と福利厚生制度の充実を目指す企業に対し、健診予約や健診結果の一元管理等が可能なサービス「健康経営支援プラン」のご案内を2025年4月から開始してまいります。また、資産運用立国や「アセットオーナー・プリンシプル」を受けたお客様のニーズに対応すべく、商品拡充やコンサルティングの高度化を推進してまいります。

また、各チャネルでの取組に加え、DXの加速による商品・サービス戦略の進化や、生成AIの活用等による業務革新を通じ、当社ならではの新たなCXの創造を目指し、今後、全社横断で検討を進めてまいります。

#### b. 国内における安心の更なる多面化

アセットマネジメント事業では、デジタルマーケティングの強化等による「Nダイレクト」の普及等に加え、リサーチ機能の向上等によるさらなる運用力の強化や、営業体制の高度化等を通じ、多様化する資産形成ニーズにお応えしてまいります。ヘルスケア事業においては、統合パッケージでのサービス提供を行う事業モデルの確立に向け、データ分析・健康施策のラインアップ拡大や高度化に取り組んでまいります。また、より多くの方の健康を守る社会づくりに貢献するため、金融機関初となる匿名医療保険等関連情報データベース<sup>（注32）</sup>のデータを活用した「ニッセイ医療費白書」の作成や各自治体等への無償配布、セミナーの開催等を通じた健康リテラシーの向上に向けた啓発活動に全国の支社等と連携しながら取り組んでまいります。ライフサポート事業については、ニチイグループの当社グループ内への確実な定着とそれをベースとした安定的な成長の実現等に向けて取り組むとともに、ライク株式会社との保育所向け業務改善システムの開発や保育

イノベーションコンソーシアムの推進等、戦略パートナーとの提携を通じた事業者向け経営支援サービスの開発に着手し、地域共生社会の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

### c. 海外事業の拡大

グローバルでより多くのお客様へ安心を届け、安定的に成長し続ける事業基盤の構築を目指し、新規出資の着実な遂行や、既存事業の成長、グループシナジーの実現、海外ガバナンス態勢の高度化に取り組んでまいります。具体的に、海外保険事業については、レゾリューションライフの完全子会社化の完了に向けて取り組むとともに、豪州事業の統合を円滑に進めてまいります。また、2024年12月に関連法人等としたコアブリッジについては、安定的な収益獲得や企業価値向上に資する経営管理の実施に努めてまいります。さらに、海外アセットマネジメント事業については、子会社であるニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントの運用パフォーマンス向上に向けた取組の継続等による投資信託事業の伸長等に加え、関連法人等であるTCWグループのプライベートクレジットビジネスの強化に向けたサポート等に取り組んでまいります。

### d. 財務戦略のステージアップ

地政学リスクの高まりや世界経済の減速懸念等、変動する金融経済環境下での安定的な運用益の確保や地球環境等の社会課題解決へのさらなる貢献を目指し、円金利リスクコントロールのさらなる高度化等を通じた、レジリエントなポートフォリオの構築と、責任投融資の推進に引き続き取り組んでまいります。資本・契約者配当については、健全性とのバランスに留意しつつ、成長投資・契約者配当の拡大を目指します。また、契約者配当の充実に向け、長期に継続いただいたご契約を対象に、これまでの収支に応じた還元を行う新配当制度「長期継続配当」を、2025年度決算から新設する予定です。

### e. 強固な経営基盤構築

人的資本については、質・量両面での人材基盤の強化や従業員エンゲージメントの向上に取り組んでまいります。また、IT基盤については、DXによる提供価値拡大を支えるIT基盤の構造課題解決に向けた取組や開発態勢の強化を進めてまいります。さらに、イノベーションについては、先端技術の急速な進展や、ライフスタイルとニーズの多様化による保険事業を取り巻く環境変化に対応すべく、取組を推進してまいります。

- (注1) 商品やサービスの改善に役立てることを目的に、ご契約者を対象に1年に1度実施しているアンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答いただいたお客様の割合であり、2024年度以降、各年度で達成を目指す目標です。
- (注2) 新契約獲得に伴い生じる将来損益の現在価値として算出される、経済価値ベースの収益性指標です。当社の内部管理モデルにて算出しております。
- (注3) リスク量に対する資本（マージン）の充分性を経済価値ベースで測る健全性指標です。当社の内部管理モデルにて算出しております。2024年度以降、各年度で達成を目指す目標です。
- (注4) 2024年度以降、各年度で達成を目指す目標です。
- (注5) 将来へのリスクの備えとして積み立てるものです。なお、取り崩し後も危険準備金は1兆384億円と、保険金の急増等のリスクに対応するための十分な水準を確保しております。
- (注6) 逆ざや契約に対する今後の積立必要額を前倒しで積み立てることにより、将来の逆ざやリスクを軽減するものです。
- (注7) 2001年4月以降、2012年4月までに締結したご契約です。（一部のご契約を除く）
- (注8) 日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の基礎利益、海外保険子会社・関連会社および国内外のアセットマネジメント事業子会社・関連会社、ニチイホールディングスの税引前純利益に、持分比率を乗じ、金利変動要因の除外、一部の内部取引調整等を行い算出しております。
- (注9) 終身保険や長期定期保険等を除く、死亡・生前給付を保障する商品および医療系商品として定義しております。
- (注10) 身体障がい状態・要介護状態に該当された場合に想定される、住宅改修等の一時的な費用や毎月継続にかかる諸費用、就労不能に伴う収入減少に対して、年金・一時金のダブルの給付で、長期にわたってサポートする商品です。
- (注11) 若年層を中心に、資産形成・金融リテラシー向上への第一歩を後押しすべく、「手軽・手頃で安全性の高い資産形成商品」をコンセプトとした積立保険です。満期日を迎えた場合の満額保険金の返戻率魅力を高めつつ、保険料の払込みは3年で終了、毎月の保険料を3,000円から選択可能とする等、ご加入いただきやすさを追求しております。
- (注12) インターネット（web）での申込および電話やインターネットでお問い合わせいただいたお客様に対面での相談サービスのご案内を行うハイブリッドモデルでの申込による販売件数です。グループの販売件数はインターネットおよびハイブリッドモデルでの申込に加え、郵送での通信販売への申込による販売件数を含めております。
- (注13) マイナポータル情報を活用した新契約加入時の提出書類電子化については2023年12月に、「ニッセイかぞくリンク」については2024年8月に実施したプレスリリース時点の当社調べによるものです。
- (注14) ストレスチェックデータを活用し、企業・団体等の職場環境における実態把握から、課題の特定、施策の提示、評価・振り返りに至るまで幅広く支援し、勤労者のメンタルヘルスの改善・向上にお役立ていただけるサービスです。



- (注15) リライアンス・ニッポンライフ・インシュアランスの発行済株式の51%を保有していたリライアンス・キャピタルの法的整理手続きが完了し、インドのヒンドゥーチャ財閥の純粋持株会社であるインダスインド・インターナショナル・ホールディングスがリライアンス・キャピタルを買収したことに伴い、リライアンス・ニッポンライフ・インシュアランスの株主構成は、当社が49%、アシア・エンタープライゼス（ヒンドゥーチャ財閥傘下のインド国内の有限責任事業組合）が26%、リライアンス・キャピタルが25%を保有する体制へと移行しました。
- (注16) 資産運用領域では、資産運用ポートフォリオにおける投融資先の「温室効果ガス排出量」と「温室効果ガス削減寄与量」をアウトカム目標として設定しております。
- (注17) 2023年12月に政府が発表した「資産運用立国実現プラン」の中で、アセットオーナーシップの改革のための取組の1つとして、策定が掲げられたものです。当プリンシプルでは、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド等のアセットオーナーが、受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任を果たしていくうえで有用と考えられる共通の諸原則が定められております。
- (注18) 「エンゲージメント向上」「キャリア自律」「女性活躍推進」を重点取組としながら、「職員一人ひとりの主体的な挑戦・成長」を後押しする枠組みです。
- (注19) 「女性活躍推進に関する行動計画」では、目標を女性取締役比率30%以上（2030年まで）、女性部長相当職比率10%程度（2027年度始まで）、女性管理職比率30%以上（2030年まで）、男性育児休業取得率100%、男女ともに研修参加率50%以上（毎年）と設定しました。
- (注20) 一人ひとりのエンゲージメントを高め、ポテンシャルを最大限発揮するために実現すべき、「3つの“幸”循環」（「仕事」「暮らし」「心身」のそれぞれで幸せを感じながら、好循環を生み出せる状態）として設定した当社独自の指標です。
- (注21) 新規事業開発に強みを持つミッドナイトブラックファストの関連会社であるMBオペレーションズが事業運営を行っております。
- (注22) ERM（Enterprise Risk Management）とは、経営目標を達成するために、会社を取り巻くリスクを網羅的・体系的に捉え、それらを統合的かつ戦略的に管理・コントロールする手法です。
- (注23) ①保険事業環境の変化、②パンデミック・災害の発生、③金融経済環境の大幅悪化、④重大なオペレーショナルリスク事象の発生、⑤法令違反・コンダクトリスク事象の発生の5つをトップリスクとして選定しております。
- (注24) オペレーショナル・レジリエンスとは、未然防止策を尽くしてもなお、業務中断は必ず起こる事を前提に、利用者目線に立ち、重要な業務の継続・速やかな復旧を可能とする能力です。
- (注25) お客様数（国内グループ）、顧客企業数（国内グループ）、お客様満足度（日本生命単体）、預かり資産（国内グループ）、ニッセイ版健康寿命（日本生命単体）、CO<sub>2</sub>排出量（グループ・日本生命単体（自社契約電力分）／事業活動）、温室効果ガス排出量（日本生命単体／資産運用）、温室効果ガス削減寄与量（日本生命単体／資産運用）をアウトカム目標として設定しております。
- (注26) CO<sub>2</sub>排出量の少ないEV車・PHV車・FCV車の導入推進や、営業拠点・保有ビルの省エネルギー化等に取り組んでおります。
- (注27) G20の要請を受け、金融安定理事会（FSB）により、気候関連の情報開示および金融機関の対応をどのように行うかの検討を目的として、2015年に設立された国際的イニシアティブです。
- (注28) 生物多様性の喪失により発生するリスクおよび自然保護への移行がもたらす機会に関する開示フレームワークの開発を目的として、2021年6月に設立された国際イニシアティブです。
- (注29) 「三信条」の精神を根幹に、長期的視座に基づき、顧客主義と地域・社会への貢献を実現するグループ普遍の方針として、以下を設定しております。  
For customers and society [Put the customer first（徹底した顧客志向）、Take responsibility for sustainability（社会の発展への貢献）、Work with sincerity and a long-term vision（誠実さと長期的な視座）]
- (注30) 「ハッピーギフト」「ライフコンテンツ」「リスクケアサービス」の3つのサービスから成る、お客様のリスクを減らして安心を広げ、「好き！」を増やして日々を豊かにすることで、目的地である「安心で豊かな未来」へナビゲートするサービスです。
- (注31) 地域の皆様へのがん検診受診勧奨活動やがんに関する情報提供等、がん啓発に関わる当社の取組の総称です。2023年度より取り組んできた「がん検診受診勧奨活動」から取組を進化させ、営業職員へのがん教育等を通じ、お客様へお届けするがん・がん検診情報の一層の高度化を図ってまいります。
- (注32) 2008年4月から施行されている「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費適正化計画の作成、実施および評価のための調査や分析等に用いるデータベースとして、レセプト情報や特定検診・特定保健指導情報等を格納・構築しているデータベースです。

## 【当社の主要な項目の状況および推移】

## &lt;保険業績&gt;

## (個人保険)

|                       |           | 前年度    | 増加率<br>(前々年度比) | 当年度    | 増加率<br>(前年度比) |
|-----------------------|-----------|--------|----------------|--------|---------------|
| 個人保険・<br>個人年金保険<br>合計 | 新契約年換算保険料 | 2588億円 | 9.9%           | 2339億円 | △9.6%         |
|                       | うち主要保障性商品 | 460    | △26.7          | 433    | △5.8          |
|                       | 販売件数      | 347万件  | △15.7          | 380万件  | 9.5           |

- (注) 1. 「新契約年換算保険料」には、転換による純増減を含みます。  
 2. 「販売件数」は、新契約と転換後契約の合計です。  
 3. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額です。）。  
 4. 「うち主要保障性商品」とは、終身保険や長期定期保険等を除く、死亡・生前給付を保障する商品および医療系商品として定義しております。

|                       |            | 前年度末     | 増加率<br>(前々年度末比) | 当年度末     | 増加率<br>(前年度末比) |
|-----------------------|------------|----------|-----------------|----------|----------------|
| 個人保険・<br>個人年金保険<br>合計 | 保有契約年換算保険料 | 3兆7401億円 | △0.0%           | 3兆7028億円 | △1.0%          |
|                       | うち主要保障性商品  | 1 843    | △2.7            | 1 571    | △2.5           |
|                       | 保有契約件数     | 3482万件   | △0.5            | 3433万件   | △1.4           |

## (企業保険)

|                                     |            | 前年度末      | 増加率<br>(前々年度末比) | 当年度末      | 増加率<br>(前年度末比) |
|-------------------------------------|------------|-----------|-----------------|-----------|----------------|
| 団体保険保有契約高（保障額）                      |            | 96兆8744億円 | △0.6%           | 96兆3430億円 | △0.5%          |
| 総合福祉団体定期保険<br>希望者グループ保険<br>団体信用生命保険 | 総合福祉団体定期保険 | 37 1107   | 0.3             | 37 359    | △0.2           |
|                                     | 希望者グループ保険  | 23 6380   | △1.5            | 23 1883   | △1.9           |
|                                     | 団体信用生命保険   | 36 892    | △1.1            | 36 829    | △0.0           |
| 団体年金保険保有契約高（責任準備金額）                 |            | 13 9948   | △0.7            | 13 7865   | △1.5           |
| 特別勘定                                |            | 1 820     | 6.7             | 1 174     | △6.0           |

- (注) 1. 団体保険の当年度の新契約高（保険金額の増加と中途加入・脱退による純増を含む。）は、2兆8772億円（前年度比9.2%増加）、減少契約高は、3兆4086億円（同4.5%増加）となりました。  
 2. 「責任準備金額」とは、将来の年金等の支払いに備えて積み立てている準備金額です。

### <収支の状況>

|             | 前年度      | 増加率<br>(前々年度比) | 当年度      | 増加率<br>(前年度比) |
|-------------|----------|----------------|----------|---------------|
| 経常収益        | 7兆6283億円 | 3.7%           | 7兆1228億円 | △6.6%         |
| 保険料等収入      | 5 2973   | 14.0           | 4 7946   | △9.5          |
| 資産運用収益      | 2 2168   | △14.3          | 2 2163   | △0.0          |
| 利息および配当金等収入 | 1 6076   | 5.5            | 1 8269   | 13.6          |
| 有価証券売却益     | 3153     | △68.8          | 3883     | 23.1          |
| 特別勘定資産運用益   | 1279     | —              | —        | —             |
| 経常費用        | 6 9738   | △1.9           | 6 6302   | △4.9          |
| 保険金等支払金     | 4 3558   | 6.3            | 4 4541   | 2.3           |
| 責任準備金等繰入額   | 1 1103   | 7.8            | 4448     | △59.9         |
| 資産運用費用      | 6969     | △41.2          | 9140     | 31.1          |
| 有価証券売却損     | 2758     | △68.5          | 5020     | 82.0          |
| 有価証券評価損     | 65       | 5.0            | 25       | △61.7         |
| 特別勘定資産運用損   | —        | —              | 136      | —             |
| 事業費         | 5643     | △0.2           | 5842     | 3.5           |
| 経常利益        | 6545     | 164.1          | 4926     | △24.7         |
| 特別利益        | 55       | △34.2          | 124      | 124.1         |
| 特別損失        | 621      | 16.4           | 655      | 5.4           |
| 価格変動準備金繰入額  | 412      | —              | 473      | 14.8          |
| 法人税および住民税   | 496      | 68.0           | 1112     | 124.0         |
| 法人税等調整額     | 361      | —              | △1357    | —             |
| 法人税等合計      | 858      | 456.4          | △244     | —             |
| 当期純剰余       | 5120     | 173.2          | 4640     | △9.4          |

(注) 特別勘定については、資産運用収益と資産運用費用を通算した数値を、特別勘定資産運用益または特別勘定資産運用損に記載しております。

|         | 前年度    | 増加率<br>(前々年度比) | 当年度    | 増加率<br>(前年度比) |
|---------|--------|----------------|--------|---------------|
| 基礎利益    | 7087億円 | 42.1%          | 9204億円 | 29.9%         |
| キャピタル損益 | △24    | —              | △1305  | —             |
| 臨時損益    | △517   | —              | △2972  | —             |
| 経常利益    | 6545   | 164.1          | 4926   | △24.7         |

- (注) 1. 基礎利益＋キャピタル損益＋臨時損益＝経常利益  
 2. キャピタル損益には、有価証券売却損益、有価証券評価損等が含まれます。  
 3. 臨時損益には、危険準備金繰入額、追加責任準備金繰入額等が含まれます。

### <財務の状況>

#### (資産)

|                 | 前年度末      | 構成比    | 増加額<br>(前々年度末比) | 当年度末      | 構成比    | 増加額<br>(前年度末比) |
|-----------------|-----------|--------|-----------------|-----------|--------|----------------|
| 資産の部合計          | 83兆5491億円 | 100.0% | 7兆9450億円        | 81兆6154億円 | 100.0% | △1兆9337億円      |
| 現金および預貯金、コールローン | 1 1610    | 1.4    | △101            | 1 2728    | 1.6    | 1117           |
| 公社債             | 30 9428   | 37.0   | 4821            | 30 8422   | 37.8   | △1005          |
| 国内株式            | 14 6174   | 17.5   | 4 3053          | 13 2358   | 16.2   | △1 3815        |
| 外国証券            | 22 201    | 26.4   | 2 8979          | 22 1647   | 27.2   | 1445           |
| 貸付金             | 8 482     | 9.6    | 2535            | 7 8660    | 9.6    | △1822          |
| 不動産             | 1 7429    | 2.1    | 378             | 1 7388    | 2.1    | △41            |

|          |           |       |          |           |       |           |
|----------|-----------|-------|----------|-----------|-------|-----------|
| 一般勘定資産合計 | 82兆3232億円 | 98.5% | 7兆8658億円 | 80兆4705億円 | 98.6% | △1兆8527億円 |
| 特別勘定資産合計 | 1 2258    | 1.5   | 792      | 1 1448    | 1.4   | △810      |

(注) 「特別勘定資産合計」は、個人変額保険特別勘定、個人変額年金保険特別勘定、団体年金保険特別勘定、確定拠出年金特別勘定の各資産の合計です。

## (負債・純資産)

|              | 前年度末      | 構成比   | 増加額<br>(前々年度末比) | 当年度末      | 構成比   | 増加額<br>(前年度末比) |
|--------------|-----------|-------|-----------------|-----------|-------|----------------|
| 負債の部合計       | 73兆3015億円 | 87.7% | 4兆5197億円        | 73兆2282億円 | 89.7% | △732億円         |
| 責任準備金        | 60 7646   | 72.7  | 1 891           | 61 1829   | 75.0  | 4183           |
| 純資産の部合計      | 10 2476   | 12.3  | 3 4253          | 8 3871    | 10.3  | △1兆8604        |
| 基金の総額        | 1 4500    | 1.7   | —               | 1 4500    | 1.8   | —              |
| 基金           | 1000      | 0.1   | —               | 500       | 0.1   | △500           |
| 基金償却積立金      | 1 3500    | 1.6   | —               | 1 4000    | 1.7   | 500            |
| 其他有価証券評価差額金  | 9 1588    | 11.0  | 3 8609          | 7 3778    | 9.0   | △1 7810        |
| 土地再評価差額金     | △509      | △0.1  | 52              | △565      | △0.1  | △55            |
| 負債および純資産の部合計 | 83 5491   | 100.0 | 7 9450          | 81 6154   | 100.0 | △1 9337        |

## (健全性等の指標)

|          | 前年度末     | 増加額<br>(前々年度末比) | 当年度末     | 増加額<br>(前年度末比) |
|----------|----------|-----------------|----------|----------------|
| 基金・諸準備金等 | 6兆 362億円 | 3031億円          | 5兆1246億円 | △9115億円        |
| 純資産の部    | 2 167    | 2419            | 2 1410   | 1243           |
| 負債の部     | 4 194    | 611             | 2 9835   | △1兆 359        |
| 危険準備金    | 2 1373   | 70              | 1 384    | △1 988         |
| 価格変動準備金  | 1 6256   | 412             | 1 6730   | 473            |

|         |        |      |        |      |
|---------|--------|------|--------|------|
| 劣後特約付債務 | 2 4017 | 2174 | 2 5145 | 1128 |
|---------|--------|------|--------|------|

|      |        |      |        |       |
|------|--------|------|--------|-------|
| 自己資本 | 8 4379 | 5205 | 7 6391 | △7987 |
|------|--------|------|--------|-------|

(注)「純資産の部」は、貸借対照表上の純資産の部合計から、評価・換算差額等を控除したうえ、前年度末については、剰余金処分後の額を記載し、当年度末については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

|               | 前年度末   | 前々年度末比  | 当年度末   | 前年度末比    |
|---------------|--------|---------|--------|----------|
| ソルベンシー・マージン比率 | 980.0% | △39.9pt | 861.9% | △118.1pt |

(注) ソルベンシー・マージン比率とは、大規模な自然災害や株価の大幅な下落等、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化した「リスクの合計額」に対する、「ソルベンシー・マージン総額（自己資本に有価証券含み損益等を加えたもの）」の比率です。支払余力をどの程度有しているかを判断するための行政監督上の指標の一つであり、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令等の対象となります。

|           | 前年度    | 増加額<br>(前々年度比) | 当年度    | 増加額<br>(前年度比) |
|-----------|--------|----------------|--------|---------------|
| 配当準備金繰入額等 | 2645億円 | 826億円          | 3016億円 | 371億円         |
| 修正当期純剰余   | 5203   | 2726           | 4727   | △475          |

|         |     |   |     |   |
|---------|-----|---|-----|---|
| お客様配当性向 | 51% | — | 64% | — |
|---------|-----|---|-----|---|

(注) 1. 「配当準備金繰入額等」は、前年度については、剰余金処分後の額を記載し、当年度については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

2. 「修正当期純剰余」は当期純剰余に危険準備金等の法定繰入額超過分等を加算して算出しております。

3. 「お客様配当性向」は「修正当期純剰余」に対する「配当準備金繰入額等」の割合です。

## &lt;お客様満足度の推移&gt;

|        | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 (当期) |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| お客様満足度 | 90.6%  | 91.4%  | 91.9%  | 95.0%  | 93.7%       |

(注) 商品やサービスの改善に役立てることを目的に、ご契約者を対象に1年に1度実施しているアンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答いただいたお客様の割合です。



【当社グループ事業・連結業績の主要な項目の状況および推移】

＜保険業績（国内保険）＞

（個人保険）

|                        |           | 前年度    | 増加率<br>(前々年度比) | 当年度    | 増加率<br>(前年度比) |
|------------------------|-----------|--------|----------------|--------|---------------|
| 個人保険・<br>個人年金保険<br>国内計 | 新契約年換算保険料 | 5222億円 | 29.1%          | 4927億円 | △5.7%         |
|                        | うち主要保障商品  | 717    | △15.9          | 686    | △4.2          |
|                        | 販売件数      | 395万件  | △12.2          | 432万件  | 9.3           |

- (注) 1. 国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の合計値です。  
2. 「新契約年換算保険料」には、転換による純増減を含みます。  
3. 「販売件数」は、新契約と転換後契約の合計です。  
4. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額です。）。  
5. 「うち主要保障商品」とは、終身保険や長期定期保険等を除く、死亡・生前給付を保障する商品および医療系商品として定義しております。

|                        |            | 前年度末     | 増加率<br>(前々年度末比) | 当年度末     | 増加率<br>(前年度末比) |
|------------------------|------------|----------|-----------------|----------|----------------|
| 個人保険・<br>個人年金保険<br>国内計 | 保有契約年換算保険料 | 4兆7563億円 | 3.5%            | 4兆8222億円 | 1.4%           |
|                        | うち主要保障商品   | 1 3175   | △1.8            | 1 2954   | △1.7           |
|                        | 保有契約件数     | 3843万件   | 0.2             | 3823万件   | △0.5           |

- (注) 国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の合計値です。

（企業保険）

|                       |  | 前年度末       | 増加率<br>(前々年度末比) | 当年度末       | 増加率<br>(前年度末比) |
|-----------------------|--|------------|-----------------|------------|----------------|
| 団体保険保有契約高（保障額）<br>国内計 |  | 107兆8559億円 | △0.7%           | 107兆2172億円 | △0.6%          |
| 団体年金保険保有契約高<br>国内計    |  | 19 9166    | 6.9             | 20 857     | 0.8            |

- (注) 1. 団体保険保有契約高の国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命の合計値です。  
2. 団体年金保険保有契約高の国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命の責任準備金（将来の年金等の支払いに備えて積み立てている準備金）、ニッセイアセットマネジメントの投資顧問残高、確定拠出年金の投資信託（日本生命販社分）の合計値です。

## &lt;収支の状況（連結）&gt;

|                 | 前年度      | 増加率<br>(前々年度比) | 当年度      | 増加率<br>(前年度比) |
|-----------------|----------|----------------|----------|---------------|
| 経常収益            | 12兆 88億円 | 24.8%          | 11兆 35億円 | △8.4%         |
| 保険料等収入          | 8 5983   | 34.9           | 7 8613   | △8.6          |
| 資産運用収益          | 3 1199   | 4.7            | 2 6140   | △16.2         |
| 利息および配当金等収入     | 1 8757   | 7.8            | 2 1589   | 15.1          |
| 有価証券売却益         | 3973     | △62.3          | 4230     | 6.5           |
| 特別勘定資産運用益       | 1690     | —              | —        | —             |
| 経常費用            | 11 4274  | 20.9           | 10 4988  | △8.1          |
| 保険金等支払金         | 6 6231   | 19.6           | 6 8191   | 3.0           |
| 責任準備金等繰入額       | 2 6993   | 93.7           | 1 659    | △60.5         |
| 資産運用費用          | 9440     | △31.5          | 1 1903   | 26.1          |
| 有価証券売却損         | 2925     | △67.5          | 5396     | 84.4          |
| 有価証券評価損         | 73       | △26.7          | 25       | △65.7         |
| 特別勘定資産運用損       | —        | —              | 156      | —             |
| 事業費             | 7899     | 3.9            | 1 448    | 32.3          |
| 経常利益            | 5813     | 239.8          | 5047     | △13.2         |
| 特別利益            | 55       | 25.4           | 129      | 132.9         |
| 特別損失            | 699      | 198.8          | 743      | 6.2           |
| 価格変動準備金繰入額      | 481      | —              | 550      | 14.4          |
| 契約者配当準備金繰入額     | 118      | 1.8            | 119      | 0.8           |
| 法人税および住民税等      | 526      | 144.4          | 1364     | 159.2         |
| 法人税等調整額         | 437      | —              | △1443    | —             |
| 法人税等合計          | 963      | —              | △79      | —             |
| 当期純剰余           | 4088     | 170.3          | 4394     | 7.5           |
| 非支配株主に帰属する当期純剰余 | △36      | —              | 39       | —             |
| 親会社に帰属する当期純剰余   | 4124     | 190.2          | 4354     | 5.6           |

(注) 1. 特別勘定については、資産運用収益と資産運用費用を通算した数値を、特別勘定資産運用益または特別勘定資産運用損のいずれかに記載しております。

2. 前年度の価格変動準備金繰入額の増加率（前々年度比）については、1000%を超えるため、記載を省略しております。

## (保険・サービス収益)

|           | 前年度      | 増加率<br>(前々年度比) | 当年度      | 増加率<br>(前年度比) |
|-----------|----------|----------------|----------|---------------|
| 保険・サービス収益 | 8兆8888億円 | 33.7%          | 8兆3895億円 | △5.6%         |
| 保険料等収入    | 8 5983   | 34.9           | 7 8613   | △8.6          |
| その他経常収益   | 2905     | 6.3            | 5282     | 81.8          |

(注) 保険・サービス収益とは、一般事業会社の売上高に相当するものとして、グループの保険料等収入にその他経常収益を合算した当社独自の指標です。

(グループ基礎利益)

|             | 前年度    | 増加率<br>(前々年度比) | 当年度      | 増加率<br>(前年度比) |
|-------------|--------|----------------|----------|---------------|
| グループ基礎利益    | 7640億円 | 61.5%          | 1兆 109億円 | 32.3%         |
| 日本生命        | 7087   | 42.1           | 9204     | 29.9          |
| 大樹生命        | 145    | △16.0          | 178      | 22.6          |
| ニッセイ・ウェルス生命 | 374    | —              | 574      | 53.4          |
| はなさく生命      | △172   | —              | △95      | —             |
| M L C       | △0     | —              | △90      | —             |
| ニチイホールディングス | —      | —              | 80       | —             |

(注) 大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命、M L C、ニチイホールディングスについては、持分比率を乗じた額を記載しております。

<経済価値ベースの健全性・収益性の状況>

(健全性の指標)

|       | 前年度  | 前々年度比 | 当年度  | 前年度比 |
|-------|------|-------|------|------|
| E S R | 224% | △20pt | 222% | △2pt |

(注) リスク量に対する資本（マージン）の充分性を経済価値ベースで測る健全性指標です。当社の内部管理モデルにて算出しております。

(収益性の指標)

|       | 前年度    | 増加率<br>(前々年度比) | 当年度    | 増加率<br>(前年度比) |
|-------|--------|----------------|--------|---------------|
| 新契約価値 | 3260億円 | —              | 2918億円 | △10.5%        |

(注) 新契約価値とは、新契約獲得に伴い生じる将来損益の現在価値として算出される、経済価値ベースの収益性指標です。当社の内部管理モデルにて算出しております。

## (2) 財産および損益の状況の推移

| 区分         |        | 2021年度                   | 2022年度                   | 2023年度                   | 2024年度 (当期)              |
|------------|--------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 年度末契約高     | 個人保険   | 1,274,876 <sup>億円</sup>  | 1,239,244 <sup>億円</sup>  | 1,198,859 <sup>億円</sup>  | 1,138,901 <sup>億円</sup>  |
|            | 個人年金保険 | 259,051                  | 252,402                  | 243,625                  | 234,886                  |
|            | 団体保険   | 982,613                  | 975,018                  | 968,744                  | 963,430                  |
|            | 団体年金保険 | 138,953                  | 140,926                  | 139,948                  | 137,865                  |
|            | その他の保険 | 5,302                    | 5,158                    | 5,036                    | 4,664                    |
| 保険料等収入     |        | 4,307,975 <sup>百万円</sup> | 4,647,991 <sup>百万円</sup> | 5,297,399 <sup>百万円</sup> | 4,794,612 <sup>百万円</sup> |
| 資産運用収益     |        | 2,109,482                | 2,587,776                | 2,216,890                | 2,216,324                |
| 保険金等支払金    |        | 3,709,094                | 4,099,273                | 4,355,896                | 4,454,171                |
| 経常利益       |        | 493,205                  | 247,884                  | 654,562                  | 492,658                  |
| 当期純剰余      |        | 351,873                  | 187,453                  | 512,077                  | 464,027                  |
| 社員配当準備金繰入額 |        | 199,868                  | 181,910                  | 264,517                  | 291,689                  |
| 総資産        |        | 76,567,483               | 75,604,068               | 83,549,165               | 81,615,406               |

- (注) 1. 個人年金保険の年度末契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。
2. 団体年金保険の年度末契約高は、責任準備金額です。
3. 2024年度 (当期) の社員配当準備金繰入額については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

## (ご参考) 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区分            |      | 2021年度                   | 2022年度                   | 2023年度                    | 2024年度 (当期)               |
|---------------|------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 経常収益          |      | 8,349,820 <sup>百万円</sup> | 9,626,264 <sup>百万円</sup> | 12,008,823 <sup>百万円</sup> | 11,003,573 <sup>百万円</sup> |
|               | 経常利益 | 535,443                  | 171,079                  | 581,396                   | 504,760                   |
| 親会社に帰属する当期純剰余 |      | 346,759                  | 142,144                  | 412,485                   | 435,471                   |
| 包括利益          |      | △463,704                 | △779,702                 | 3,773,247                 | △1,537,279                |
| 純資産額          |      | 8,053,054                | 6,930,628                | 10,546,518                | 8,690,365                 |
| 総資産           |      | 88,381,973               | 87,617,712               | 97,596,154                | 96,342,642                |

- (注) 2023年度に以下を実施しており、これに伴い2021年度・2022年度の各数値をそれぞれ遡及適用・修正再表示、表示の組替えを行っております。
- ・2023年度より適用された豪州会計基準に伴うM L Cの会計方針の変更(2022年度の数値を遡及適用・修正再表示)
  - ・当社と大樹生命の一部の会計処理の統一に伴う表示方法の変更(2021年度、2022年度の経常収益を組替え)

## (3) 支社等および代理店の状況

| 区分       |      | 前期末             | 当期末             | 増減 (△)         |
|----------|------|-----------------|-----------------|----------------|
| 支社等      | 支社   | 99 <sup>店</sup> | 99 <sup>店</sup> | 0 <sup>店</sup> |
|          | ブランチ | 9               | 9               | 0              |
| 営業部      |      | 1,466           | 1,440           | △26            |
| 海外駐在員事務所 |      | 3               | 3               | 0              |
| 計        |      | 1,577           | 1,551           | △26            |
| 代理店      |      | 19,162          | 19,125          | △37            |
| 計        |      | 19,162          | 19,125          | △37            |

- (注) 1. 「ブランチ」とは、主に都市部法人職域営業に特化した、支社に準じる組織です。
2. 「代理店」には、銀行等の金融機関代理店等も含んでおります。



#### (4) 使用人の状況

| 区分   | 前期末                 | 当期末                 | 当期増減 (△)        | 当期末現在             |                   |                     |
|------|---------------------|---------------------|-----------------|-------------------|-------------------|---------------------|
|      |                     |                     |                 | 平均年齢              | 平均勤続年数            | 平均給与月額              |
| 内務職員 | 20,135 <sup>名</sup> | 20,218 <sup>名</sup> | 83 <sup>名</sup> | 45.3 <sup>歳</sup> | 14.5 <sup>年</sup> | 343.7 <sup>千円</sup> |
| 営業職員 | 47,937              | 47,867              | △70             | 46.2              |                   |                     |

(注) 「営業職員」には、(1) 事業の経過および成果等 ロ. 当社および当社グループの当年度の概況 ①国内保険事業のバリューアップにおける「a. 営業職員チャンネル」に、採用前に生命保険募集人の登録を受けた者や代理店のサポートを専管で行う者等を加算した数値を記載しております。

#### (ご参考) 企業集団の使用人の状況

| 区分           | 前期末                 | 当期末                 | 当期増減 (△)        |
|--------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| 保険業および保険関連事業 | 81,365 <sup>名</sup> | 81,454 <sup>名</sup> | 89 <sup>名</sup> |
| 資産運用関連事業     | 1,968               | 2,115               | 147             |
| 総務関連事業等      | 2,407               | 2,807               | 400             |
| 計            | 85,740              | 86,376              | 636             |

(注) 当社および重要な子法人等の使用人数を記載しております。

#### (5) 主要な借入先の状況

| 借入先                 | 借入金残高                  |
|---------------------|------------------------|
| 日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社 | 100,000 <sup>百万円</sup> |
| 日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社 | 120,000                |
| 日本生命第3回劣後ローン流動化株式会社 | 90,000                 |
| 日本生命第4回劣後ローン流動化株式会社 | 80,000                 |
| 日本生命第5回劣後ローン流動化株式会社 | 130,000                |
| 日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社 | 200,000                |
| 日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社 | 130,000                |
| 日本生命第8回劣後ローン流動化株式会社 | 71,000                 |
| 日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社 | 75,000                 |
| シンジケートローン           | 80,000                 |

(注) 1. シンジケートローンを除く上記借入先は、劣後ローン債権を裏付け資産とする劣後債を発行し、発行代わり金を劣後ローン債権の購入資金に充当しております。  
2. シンジケートローンは、株式会社りそな銀行、株式会社日本政策投資銀行、農中信託銀行株式会社の3社をアレンジャーとした協調融資による劣後ローンとなります。

#### (6) 資金調達の状況

2024年4月、13.2億米ドルの米ドル建劣後特約付社債を発行しました。

2024年7月、証券化スキームを活用した公募方式により、750億円の劣後特約付借入金の調達を実施しました。

2025年1月、5億ユーロのユーロ建劣後特約付社債を発行しました。

なお、2025年4月、15億米ドルの米ドル建劣後特約付社債を発行しました。

#### (7) 設備投資の状況

##### イ. 設備投資の総額

|         | (単位：百万円) |
|---------|----------|
| 設備投資の総額 | 121,211  |

##### ロ. 重要な設備の新設等

| 内 容                   | 金 額    |
|-----------------------|--------|
| 赤坂グリーンクロスの新築          | 17,274 |
| ニッセイロジスティクスセンター海老名の取得 | 13,716 |

## (8) 重要な子会社等の状況

イ. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）の状況

| 会社名                                           | 所在地                                    | 主要な事業内容                                    | 設立年月日                                   | 資本金                  | 当社が有する<br>子会社等の<br>議決権比率 |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------|--------------------------|
| 大樹生命保険株式会社                                    | 東京都千代田区                                | 生命保険業                                      | 1947. 8. 1<br>(株式取得年月日)<br>(2015.12.29) | 百万円<br>167,280       | 85 %                     |
| ニッセイ・ウェルス<br>生命保険株式会社                         | 東京都品川区                                 | 生命保険業                                      | 1947.10. 1<br>(株式取得年月日)<br>(2018. 5.31) | 百万円<br>180,519       | 100                      |
| はなさく生命保険<br>株式会社                              | 東京都港区                                  | 生命保険業                                      | 2018. 7. 2                              | 百万円<br>60,000        | 100                      |
| ニッセイプラス<br>少額短期保険株式会社                         | 東京都千代田区                                | 少額短期保険業                                    | 2021. 4.30                              | 百万円<br>1,300         | 100                      |
| ニッセイアセットマネジメント<br>株式会社                        | 東京都千代田区                                | 投資運用業、<br>投資助言業および<br>第二種金融商品取引<br>業に係る業務  | 1995. 4. 4                              | 百万円<br>10,000        | 100                      |
| ニッセイ信用保証<br>株式会社                              | 大阪府大阪市                                 | 信用保証業務                                     | 1980. 4. 1                              | 百万円<br>950           | 100                      |
| ニッセイ・リース<br>株式会社                              | 東京都千代田区                                | リース業務                                      | 1984. 3.30                              | 百万円<br>3,099         | 70                       |
| ニッセイ・キャピタル<br>株式会社                            | 東京都千代田区                                | ベンチャーキャピ<br>タル業務                           | 1991. 4. 1                              | 百万円<br>3,000         | 100                      |
| ニッセイ情報テクノロジー<br>株式会社                          | 東京都大田区                                 | ソフトウェア開発、<br>情報処理サービス<br>およびシステムの<br>運用・管理 | 1999. 6.25                              | 百万円<br>4,000         | 83.92                    |
| 株式会社<br>ニチイホールディングス                           | 東京都千代田区                                | 子会社経営管理業務                                  | 2021. 4. 8<br>(株式取得年月日)<br>(2024. 6. 3) | 百万円<br>100           | 0                        |
| Nippon Life Insurance<br>Company of America   | Iowa, U.S.A.<br>(New York, U.S.A.)     | 生命保険業                                      | 1972. 8.23<br>(株式取得年月日)<br>(1991.12.20) | 百万US\$<br>3.6        | 96.96                    |
| MLC Limited                                   | New South Wales,<br>Australia          | 生命保険業                                      | 1886.12.31<br>(株式取得年月日)<br>(2016.10. 3) | 百万オーストラリア\$<br>3,265 | 80                       |
| Nippon Life India Asset<br>Management Limited | Maharashtra, India                     | 投資助言業務・<br>投資一任契約に<br>係る業務                 | 1995. 2.24<br>(株式取得年月日)<br>(2012. 8.16) | 百万インドルピー<br>6,347    | 72.32                    |
| Nippon Life Americas,<br>Inc.                 | Delaware, U.S.A.<br>(New York, U.S.A.) | 投資業、調査・情報<br>提供業務、経営コン<br>サルティング業務         | 2013. 3.25                              | US\$<br>3            | 100                      |

(注) 1. 当社は、株式会社ニチイホールディングスを直接保有しておらず、株式会社ニチイホールディングスの株式を100%保有する株式会社ニッセイ・ライフサポートの株式（議決権ベース98.7%）を保有しております。

2. 海外に所在する子会社の所在地欄の括弧内書は、本店オフィスの所在地です。

ロ. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）の状況

| 会社名                                                  | 所在地                | 主要な事業内容            | 設立年月日                                  | 資本金                | 当社が有する<br>子会社等の<br>議決権比率 |
|------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|----------------------------------------|--------------------|--------------------------|
| 企業年金ビジネスサービス株式会社                                     | 大阪府大阪市             | 企業年金の制度管理業務        | 2001.10. 1                             | 百万円<br>100         | 49 %                     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社                                   | 東京都港区              | 信託銀行業              | 1985.11.13<br>(株式取得年月日)<br>2000. 4.26) | 百万円<br>10,000      | 33.5                     |
| 長生人寿保険有限公司                                           | 中華人民共和国上海市         | 生命保険業              | 2003. 9.23                             | 百万人民元<br>2,167     | 28.57                    |
| Bangkok Life Assurance Public Company Limited        | Bangkok, Thailand  | 生命保険業              | 1951. 3.23<br>(株式取得年月日)<br>1997. 2.24) | 百万バーツ<br>1,707     | 24.21                    |
| Reliance Nippon Life Insurance Company Limited       | Maharashtra, India | 生命保険業              | 2001. 5.14<br>(株式取得年月日)<br>2011.10. 7) | 百万インドルピー<br>11,963 | 49                       |
| PT Asuransi Jiwa Sequis Life                         | Jakarta, Indonesia | 生命保険業              | 1984.12.15<br>(株式取得年月日)<br>2014.10. 8) | 百万ルピア<br>77,630    | 0.01                     |
| Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited | Yangon, Myanmar    | 生命保険業              | 2019. 1.24<br>(株式取得年月日)<br>2019. 9.10) | 百万チャット<br>38,090   | 35                       |
| Post Advisory Group, LLC                             | California, U.S.A. | 投資助言業務・投資一任契約に係る業務 | 1992. 4.24<br>(株式取得年月日)<br>2013. 4.25) | 百万US\$<br>2.6      | 0                        |
| The TCW Group, Inc.                                  | California, U.S.A. | 投資助言業務・投資一任契約に係る業務 | 1971.11.19<br>(株式取得年月日)<br>2017.12.27) | 百万US\$<br>200      | 0                        |
| PT Sequis                                            | Jakarta, Indonesia | 保険持株会社             | 2001.10. 9<br>(株式取得年月日)<br>2014.10. 8) | 百万ルピア<br>4,240     | 29.26                    |
| Resolution Life Group Holdings Ltd.                  | Bermuda, UK        | 保険持株会社             | 2017. 5.11<br>(持分取得年月日)<br>2019.11. 1) | 百万US\$<br>7,644    | 0                        |
| Corebridge Financial, Inc.                           | Texas, U.S.A.      | 保険持株会社             | 1998.12. 3<br>(株式取得年月日)<br>2024.12. 9) | 百万US\$<br>6.5      | 24.83                    |

- (注) 1. 2024年12月6日、企業年金ビジネスサービス株式会社は、59億円の減資を行い、資本金が1億円となりました。
2. 当社は、Post Advisory Group, LLCを直接保有しておらず、当社の100%子会社に該当するNippon Life Americas, Inc.を通して、Post Advisory Group, LLCの株式（議決権ベース18.48%）を保有しております。
3. 当社は、The TCW Group, Inc.を直接保有しておらず、当社の100%子会社に該当するNippon Life Americas, Inc.を通して、The TCW Group, Inc.を傘下に有するClipper GP, L.L.C.の株式（議決権ベース27.09%）を保有しております。
4. 当社は、Resolution Life Group Holdings Ltd.を直接保有しておらず、Resolution Life Group Holdings Ltd.の株式を100%保有するBlackstone ISG Investment Partners -R (BMU) L.P.の持分22.69%を保有しております。
- また、Resolution Life Group Holdings Ltd.に取締役2名を派遣しており、取締役会の議決権比率20%を保有しております。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

| 事業譲渡等の日付     | 事業譲渡等の状況                                                                             |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 2024年12月 9 日 | Corebridge Financial, Inc.の株式を新規取得し、当社の議決権比率は24.24%となりました。これにより、同社は当社の重要な子会社等となりました。 |
| 2024年12月12日  | Nippon Life Americas, Inc.への追加出資を行い、同社の資本金は3米ドルとなりました。当社の議決権比率は100%と変更ありません。         |

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状況

(年度末現在)

| 氏名    | 地位および担当                                                                                                                                                                | 重要な兼職                                                                                       | その他                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 筒井 義信 | 代表取締役会長                                                                                                                                                                | 株式会社帝国ホテル<br>西日本旅客鉄道株式会社<br>株式会社三井住友フィナンシャルグループ<br>脱炭素成長型経済構造移行推進機構                         | 社外取締役<br>社外取締役<br>社外取締役<br>理事長           |
| 清水 博  | 代表取締役社長<br>社長執行役員<br>〔委嘱 グループ事業統括本部長〕                                                                                                                                  | 東急株式会社<br>富士急行株式会社<br>株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ                                                 | 社外取締役<br>社外取締役<br>社外取締役                  |
| 朝日 智司 | 代表取締役<br>副社長執行役員                                                                                                                                                       |                                                                                             |                                          |
| 三笠 裕司 | 代表取締役<br>副社長執行役員<br>〔担当 大阪・関西万博推進部<br>管掌 本店〕                                                                                                                           | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社<br>近鉄グループホールディングス株式会社                                                    | 社外取締役<br>社外取締役                           |
| 藤本 宣人 | 代表取締役<br>副社長執行役員<br>〔統括 ホールセール領域 <sup>#1</sup><br>担当 法人第一～第三営業本部、<br>東日本法人営業本部、<br>東海法人営業本部、本店法人営業本部、<br>九州法人営業本部、法人営業企画部、<br>団体年金部、法人営業推進部、<br>法人情報センター<br>管掌 金融法人本部〕 |                                                                                             |                                          |
| 赤堀 直樹 | 取締役<br>副社長執行役員<br>〔担当 総合企画部、グループ事業管理部、<br>広報部、調査部、本店企画広報部、<br>主計部、IT統括部、IT推進部〕                                                                                         | 大樹生命保険株式会社                                                                                  | 取締役                                      |
| 佐藤 和夫 | 取締役<br>専務執行役員<br>〔統括 資産運用領域 <sup>#2</sup><br>担当 財務企画部〕                                                                                                                 | 株式会社ニチイ学館<br>株式会社ニチイホールディングス<br>株式会社ニッセイ・ライフサポート<br>ニッセイアセットマネジメント株式会社                      | 取締役<br>取締役<br>取締役<br>取締役                 |
| 大澤 晶子 | 取締役<br>専務執行役員<br>〔担当 融資総務部、<br>ストラクチャードファイナンス営業部、<br>財務第一～第三部、首都圏財務部、<br>法人財務部、東海財務部、本店財務部、<br>九州財務部、不動産部〕                                                             |                                                                                             |                                          |
| 牛島 信  | 社外取締役                                                                                                                                                                  | 弁護士<br>牛島総合法律事務所<br>特定非営利活動法人<br>日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク                                      | シニア・パートナー<br>理事長                         |
| 三浦 惺  | 社外取締役                                                                                                                                                                  | 日本電信電話株式会社<br>東急不動産ホールディングス株式会社                                                             | 特別顧問<br>社外取締役                            |
| 富田 哲郎 | 社外取締役                                                                                                                                                                  | 東日本旅客鉄道株式会社<br>日本製鉄株式会社<br>ENEOSホールディングス株式会社<br>一般社団法人東京経営者協会<br>学校法人愛育学園<br>公益財団法人国際人材協力機構 | 相談役<br>社外取締役<br>社外取締役<br>会長<br>理事長<br>会長 |
| 濱田 純一 | 社外取締役                                                                                                                                                                  | 一般財団法人映画倫理機構<br>公益財団法人放送文化基金<br>公益社団法人国土緑化推進機構                                              | 代表理事<br>理事長<br>理事長                       |

| 氏名      | 地位および担当          | 重要な兼職                                                                                                       | その他                                        |
|---------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 松 永 陽 介 | 取締役<br>(監査等委員)   | ニッセイアセットマネジメント株式会社 監査役<br>はなさく生命保険株式会社 監査役<br>株式会社ニチイ学館 監査役<br>株式会社ニチイホールディングス 監査役<br>ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 監査役 |                                            |
| 但 木 敬 一 | 社外取締役<br>(監査等委員) | 弁護士<br>株式会社ミロク情報サービス 社外監査役<br>株式会社アール・エス・シー 社外取締役                                                           |                                            |
| 佐 藤 良 二 | 社外取締役<br>(監査等委員) | 公認会計士<br>株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外取締役                                                                           | 公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 |
| 飯 島 奈 絵 | 社外取締役<br>(監査等委員) | 弁護士<br>株式会社関西みらい銀行 社外監査役<br>大倉工業株式会社 社外取締役<br>西日本電信電話株式会社 社外監査役<br>(監査等委員)                                  |                                            |

(注) 松永陽介氏は、常勤の監査等委員です。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な会議への出席、執行部門へのヒアリング等を日常的に実施することを通じて、実効的かつ効率的な監査等を行うためです。

※1：ホールセール部門ならびに法人営業企画部、団体年金部および法人営業推進部

※2：資産運用部門ならびに財務企画部および海外事業統括本部（アセットマネジメント領域）



当社は執行役員制度を導入しております。

2025年3月31日現在の執行役員（取締役を除く）は、次のとおりです。

| 氏名      | 地位および担当                                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岩 崎 貢   | 専務執行役員〔委嘱 法人第一営業本部長〕                                                                                   |
| 木 村 稔   | 専務執行役員〔統括 海外事業領域*1<br>担当 海外事業統括本部、海外事務所<br>委嘱 海外事業統括本部長〕                                               |
| 前 田 隆 行 | 常務執行役員〔委嘱 本店法人営業本部長〕                                                                                   |
| 塙 栄 一   | 常務執行役員〔委嘱 法人第三営業本部長〕                                                                                   |
| 上 田 哲 也 | 常務執行役員〔担当 営業教育部、業務統括部（成長市場支援室以外）、損保業務部、<br>委嘱 ネットワーク業務部、法人職域業務部<br>リーテイル営業統括本部長〕                       |
| 中 村 吉 隆 | 常務執行役員〔担当 秘書部、企画総務部、関連事業部、人事企画部、人材開発部、人事部、<br>営業人事部、総務部、健康経営推進部〕                                       |
| 宮 嵩 隆 浩 | 常務執行役員〔担当 法務部、コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、海外事業リスク管理部〕                                                         |
| 伊 藤 慎一郎 | 常務執行役員〔担当 都心職域特別本部、業務統括部（成長市場支援室）<br>委嘱 リーテイル営業統括副本部長（成長市場担当）兼 首都圏市場開発本部長<br>兼 都心職域特別本部長〕              |
| 岡 本 慎 一 | 常務執行役員〔委嘱 海外事業統括副本部長（Corebridge社に関する事項を除く）<br>兼 米州再保険事業本部長〕                                            |
| 増 山 尚 志 | 常務執行役員〔担当 DX戦略企画部、ライフサポート事業部、ヘルスケア事業部<br>副担当 I T統括部〕                                                   |
| 鹿 島 紳一郎 | 常務執行役員〔統括 個人保険領域*2<br>担当 サステナビリティ経営推進部、商品開発部、営業企画部、営業勤務部、<br>金融法人・代理店企画部〕                              |
| 中 野 佳代子 | 常務執行役員〔担当 お客様サービス本部（サービス企画部、サービス業務教育部、お客様サービス部）<br>委嘱 お客様サービス本部長〕                                      |
| 松 井 慎 悟 | 常務執行役員〔担当 監査部<br>副担当 秘書部、リスク管理統括部（オペレーショナルリスク領域に関する事項）〕                                                |
| 伊 東 輝 雅 | 常務執行役員〔委嘱 東海市場開発本部長 兼 東海法人営業本部長 兼 代理店営業副本部長（東海）<br>兼 金融法人副本部長（東海）〕                                     |
| 白 谷 理 人 | 常務執行役員〔担当 代理店営業本部、金融法人本部、代理店業務部、金融法人業務部<br>委嘱 金融法人本部長〕                                                 |
| 舘 誠 一   | 執行役員〔委嘱 グループ事業管理部審議役 兼 金融法人・代理店企画部審議役〕                                                                 |
| 岩 間 浩 史 | 執行役員〔担当 財務審査部、証券管理部、お客様サービス本部（契約部、契約管理部、<br>副担当 支払サービス部、企業保険契約部、金融法人契約部）<br>委嘱 サービス企画部<br>お客様サービス副本部長〕 |
| 木 村 武   | 執行役員〔副担当 調査部、財務企画部<br>委嘱 サステナビリティ経営推進部審議役〕                                                             |
| 中 川 創 太 | 執行役員〔委嘱 ライフサポート事業部審議役〕                                                                                 |
| 梅 原 佳 次 | 執行役員〔委嘱 九州法人営業本部長 兼 代理店営業副本部長（九州）兼 金融法人副本部長（九州）〕                                                       |
| 杉 村 裕 史 | 執行役員〔委嘱 代理店営業本部長 兼 金融法人副本部長〕                                                                           |
| 八 尾 知 洋 | 執行役員〔委嘱 米州本部長 兼 欧州本部長〕                                                                                 |
| 都 築 彰   | 執行役員〔委嘱 財務企画部長〕                                                                                        |
| 渡 部 仁   | 執行役員〔委嘱 保険計理人 兼 グループ保険数理統括役〕                                                                           |
| 河 崎 圭 助 | 執行役員〔担当 資金証券部、株式部、国際投資部、特別勘定運用部〕                                                                       |
| 村 田 憲 一 | 執行役員〔委嘱 法人営業企画部長 兼 法人営業推進部長〕                                                                           |
| 河 村 隆 文 | 執行役員〔委嘱 人事企画部長 兼 人事部長 兼 営業人事部審議役〕                                                                      |
| 中 倉 京 美 | 執行役員〔副担当 人材開発部（人材育成領域に関する事項）<br>委嘱 お客様サービス副本部長 兼 サービス業務教育部長〕                                           |

| 氏名      | 地位および担当                          |
|---------|----------------------------------|
| 三田村 研 吾 | 執行役員 [委嘱 京阪神市場開発本部長]             |
| 小 杉 範 夫 | 執行役員 [委嘱 法人第二営業本部長]              |
| 後藤田 友 直 | 執行役員 [委嘱 海外事業企画部長]               |
| 石 田 大 輔 | 執行役員 [委嘱 海外事業統括本部審議役 兼 財務企画部審議役] |
| 木 本 直 宏 | 執行役員 [委嘱 サービス企画部長 兼 医事研究開発室長]    |
| 今 井 孝 之 | 執行役員 [委嘱 リスク管理統括部長]              |
| 神 山 亮 弘 | 執行役員 [委嘱 ライフサポート事業部審議役]          |
| 柏 原 宏 治 | 執行役員 [委嘱 総合企画部長]                 |

※1：海外事業部門

※2：リーテイル部門・ネットワーク事業部門、代理店部門および金融法人部門ならびに営業企画部および金融法人・代理店企画部

当社は監査等委員会の職務全般を補助する監査等特命役員を選任しております。

2025年3月31日現在の監査等特命役員は、次のとおりです。

| 氏名      | 地位および担当 |
|---------|---------|
| 宮 崎 まゆ子 | 監査等特命役員 |

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区分                         | 支給人数 | 報酬等   | 月例報酬 | 賞与  | 業績連動<br>退任時報酬 | 退任慰労金 |
|----------------------------|------|-------|------|-----|---------------|-------|
| 取締役<br>(監査等委員で<br>ある者を除く。) | 16   | 1,004 | 610  | 241 | 152           | 0     |
| 監査等委員で<br>ある取締役            | 6    | 180   | 90   | 17  | 13            | 59    |
| 計                          | 22   | 1,185 | 700  | 258 | 166           | 59    |

- (注) 1. 支給人数の合計は、延べ人数を記載しております。
2. 上記には、2024年7月開催の総代会終結の時をもって退任しました6名の取締役分を含んでおります。
3. 上記の他、2012年度以前に退任しました取締役および監査役に対する年金182百万円を当年度に支給しております。
4. 上記の他、先に監査役を退任し、2024年3月に退任しました1名の執行役員に対する退任慰労金を支給しております。
5. 上記「業績連動退任時報酬」は、業績に応じた額を毎年積み立て、累計額を退任時に支給するもので、毎年の積立額を記載しております。
6. 上記「退任慰労金」は、2020年7月2日の第73回総代会で贈呈を決議された監査役2名に対する支給額を記載しております。なお、退任慰労金制度は、2020年7月2日の第73回総代会で打ち切り支給（支給時期は取締役、監査役、執行役員のいずれをも退任した後）が決議されております。
7. 業績連動報酬（賞与および業績連動退任時報酬）は、保障責任の全うや安定配当等を旨とする生命保険事業の長期性、過度なリスクテイクを抑止する観点等から、前年度の基礎利益を基礎としつつ、経営環境・業績等を総合的に勘案して決定することとしております。業績連動報酬の算出の基礎に使用している基礎利益について、2023年度は7,087億円（対前年+2,099億円）となりました。
8. 報酬限度額および業績連動退任時報酬の限度額は、いずれも、2022年7月5日の第75回総代会の決議により定められております。2022年7月5日の第75回総代会終結の後の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は17名（うち社外取締役は5名）、監査等委員である取締役の員数は5名です。総代会で定められた報酬限度額については以下の通りです。

(単位：百万円)

| 区分                 | 報酬限度額 | 業績連動退任時報酬の限度額 |
|--------------------|-------|---------------|
|                    |       |               |
| 取締役（監査等委員である者を除く。） | 1,488 | 199           |
| 社外取締役              | 116   | 8             |
| 監査等委員である取締役        | 182   | 21            |
| 計                  | 1,670 | 220           |

9. 当社は、役員の報酬等に関する方針について、取締役（監査等委員である者を除く。）は取締役会、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議で決定しております。方針の内容の概要については以下の通りです。

## (方針の内容の概要)

- ・基本的な考え方  
役員の報酬等は、経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし、ご契約者利益の最大化に資する長期性・安定性を重視した体系および水準とする。
- ・報酬体系  
役員の報酬等の体系は、固定報酬である「月例報酬」と、業績連動報酬である「賞与」「業績連動退任時報酬」で構成し、経営の安定性を高める観点から、過半を固定報酬とする。業績連動報酬については、経営環境や業績等を共有する観点から、全役員に支給する。総報酬に占める業績連動報酬の割合は、社内役員が40％程度、社外役員が10％程度とする。なお、業績連動退任時報酬は、在任期間中、役員の責任による不祥事等が発生した場合には、在任中に積み立てた額を退任時に減額することができる。
- ・報酬水準  
役員の報酬等の水準は、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、経営環境、業績、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査、各役員の役位、在任年数および職務内容ならびにリスク管理を含む中長期的な観点での経営への貢献度等を総合的に勘案するとともに、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の水準については、指名・報酬諮問委員会で審議を行う。
- ・業績連動報酬の水準  
保障責任の全うや安定配当等を旨とする生命保険事業の長期性、過度なリスクテイクを抑止する観点等から、前年度の基礎利益を基礎としつつ、経営環境・業績等を総合的に勘案して決定する。

(参考：業績連動報酬に用いる主な指標について)

中期経営計画（2024－2026）を踏まえ、2025年度業績等の評価に基づき決定する業績連動報酬の主な指標について、以下の通りとすることを、2025年3月取締役会にて決定しております。

| 分類         | 指標                    | 主な指標とした理由                        |
|------------|-----------------------|----------------------------------|
| 当社（単体）業績   | 基礎利益                  | コアである当社保険事業の収入拡大・収益性を確保する観点      |
|            | 新契約価値                 |                                  |
|            | お客様配当性向               | 長期安定的な契約者配当の拡大を図る観点              |
| グループ業績     | 基礎利益                  | グループ全体ならびに各事業の収益性を確保する観点         |
|            | 新契約価値                 |                                  |
|            | E S R                 | リスクを幅広くとらえ、フォワードルッキングに健全性を確保する観点 |
| サステナビリティ取組 | お客様数                  | 各事業を通じて提供する価値の拡大や社会への直接的な貢献を図る観点 |
|            | 預かり資産                 |                                  |
|            | CO <sub>2</sub> 排出量削減 |                                  |

・各取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の具体的金額の決定の一任

取締役会は、各取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の具体的金額の決定については、取締役全員（監査等委員である者を除く。）の同意のもと、代表取締役社長に一任することができる。指名・報酬諮問委員会は、一任を受けた代表取締役社長による決定が適切に行われるよう、代表取締役社長への一任の前に審議を行い、取締役会に意見を答申する。

10. 報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である者を除く。）の個人別の報酬等の内容は、過半数かつ委員長を社外取締役とする指名・報酬諮問委員会において本方針との整合性も含め審議が行われ、その審議結果の答申を踏まえ決定し、またその決定内容について指名・報酬諮問委員会において確認を行ったことから、本方針に沿うものであると判断しております。

11. 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の決定の一任

各取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の具体的金額の決定は、各取締役（監査等委員である者を除く。）の評価等を総合的に判断することが必要であるため、取締役（監査等委員である者を除く。）全員の同意のもと、当該決定について、代表取締役社長清水博に一任しました。

また、当該決定が適切に行われるよう、指名・報酬諮問委員会は代表取締役社長清水博への一任の前に審議を行い、取締役会に意見を答申するとともに、代表取締役社長清水博が決定した内容について確認いたしました。

## (3) 責任限定契約・補償契約

(年度末現在)

| 氏名                         | 責任限定契約の内容の概要                                                                         |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛 島 信<br>(社外取締役)           | 保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第36条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。 |
| 三 浦 惺<br>(社外取締役)           |                                                                                      |
| 富 田 哲 郎<br>(社外取締役)         |                                                                                      |
| 濱 田 純 一<br>(社外取締役)         |                                                                                      |
| 但 木 敬 一<br>(社外取締役 (監査等委員)) |                                                                                      |
| 佐 藤 良 二<br>(社外取締役 (監査等委員)) |                                                                                      |
| 飯 島 奈 絵<br>(社外取締役 (監査等委員)) |                                                                                      |

(注) 補償契約について、該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約

(年度末現在)

| 被保険者の範囲                               | 役員等賠償責任保険契約の内容の概要                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および監査等特命役員 | 当社は、保険業法第53条の38において準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者が役員としての職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違反行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。 |



### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

| 氏名                         | 兼職その他の状況                                                                                                                                     |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛 島 信<br>(社外取締役)           | 牛島総合法律事務所<br>特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク<br>シニア・パートナー<br>理事長                                                                              |
| 三 浦 惺<br>(社外取締役)           | 日本電信電話株式会社<br>東急不動産ホールディングス株式会社<br>特別顧問<br>社外取締役                                                                                             |
| 富 田 哲 郎<br>(社外取締役)         | 東日本旅客鉄道株式会社<br>日本製鉄株式会社<br>E N E O S ホールディングス株式会社<br>一般社団法人東京経営者協会<br>学校法人愛育学園<br>公益財団法人国際人材協力機構<br>相談役<br>社外取締役<br>社外取締役<br>会長<br>理事長<br>会長 |
| 濱 田 純 一<br>(社外取締役)         | 一般財団法人映画倫理機構<br>公益財団法人放送文化基金<br>公益社団法人国土緑化推進機構<br>代表理事<br>理事長<br>理事長                                                                         |
| 但 木 敬 一<br>(社外取締役 (監査等委員)) | 株式会社ミロク情報サービス<br>株式会社アール・エス・シー<br>社外監査役<br>社外取締役                                                                                             |
| 佐 藤 良 二<br>(社外取締役 (監査等委員)) | 株式会社みずほフィナンシャルグループ<br>社外取締役                                                                                                                  |
| 飯 島 奈 絵<br>(社外取締役 (監査等委員)) | 株式会社関西みらい銀行<br>大倉工業株式会社<br>西日本電信電話株式会社<br>社外監査役<br>社外取締役 (監査等委員)<br>社外監査役                                                                    |

(注) 当社と上記の社外役員の兼職先との間には、特別の関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名                         | 在任期間       | 取締役会等への出席状況                                                                  | 取締役会等における発言その他の活動状況                                                                                      |
|----------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛 島 信<br>(社外取締役)           | 2007年 7月就任 | 取締役会14回開催、<br>うち14回出席<br>指名・報酬諮問委員会<br>5回開催、うち5回出席<br>社外取締役会議6回開催、<br>うち6回出席 | 取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する法曹としての専門的な見地および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言等を行っております。   |
| 三 浦 惺<br>(社外取締役)           | 2017年 7月就任 | 取締役会14回開催、<br>うち14回出席<br>指名・報酬諮問委員会<br>5回開催、うち5回出席<br>社外取締役会議6回開催、<br>うち6回出席 | 取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する企業経営者としての観点および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言等を行っております。    |
| 富 田 哲 郎<br>(社外取締役)         | 2020年 7月就任 | 取締役会14回開催、<br>うち13回出席<br>指名・報酬諮問委員会<br>5回開催、うち4回出席<br>社外取締役会議6回開催、<br>うち5回出席 | 取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する企業経営者としての観点および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言等を行っております。    |
| 濱 田 純 一<br>(社外取締役)         | 2021年 7月就任 | 取締役会14回開催、<br>うち14回出席<br>指名・報酬諮問委員会<br>5回開催、うち5回出席<br>社外取締役会議6回開催、<br>うち6回出席 | 取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する学識経験者としての観点および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言等を行っております。    |
| 但 木 敬 一<br>(社外取締役 (監査等委員)) | 2009年 7月就任 | 取締役会14回開催、<br>うち13回出席<br>監査等委員会14回開催、<br>うち14回出席<br>社外取締役会議6回開催、<br>うち5回出席   | 取締役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する法曹としての専門的な見地および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言、監査等を行っております。    |
| 佐 藤 良 二<br>(社外取締役 (監査等委員)) | 2016年 7月就任 | 取締役会14回開催、<br>うち14回出席<br>監査等委員会14回開催、<br>うち14回出席<br>社外取締役会議6回開催、<br>うち6回出席   | 取締役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する公認会計士としての専門的な見地および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言、監査等を行っております。 |
| 飯 島 奈 絵<br>(社外取締役 (監査等委員)) | 2024年 7月就任 | 取締役会12回開催、<br>うち12回出席<br>監査等委員会11回開催、<br>うち11回出席<br>社外取締役会議5回開催、<br>うち5回出席   | 取締役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席し、主に、幅広い経験および見識を有する弁護士としての専門的な見地および客観的な視点から、発言を適宜行う等、当社経営に対し監督や助言、監査等を行っております。   |

(注) 但木敬一および佐藤良二の在任期間については、監査役就任からの期間を記載しており、2022年7月5日の監査等委員会設置会社移行と同時に、監査等委員である取締役に選任され就任しております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|       | 支給人数 | 保険会社からの報酬等 | 保険会社の親会社等からの報酬等 |
|-------|------|------------|-----------------|
| 報酬等合計 | 9    | 199 (78)   | —               |

- (注) 1. 2024年7月に退任しました2名の監査等委員である取締役分を含んでおります。
2. 上記「支給人数」および「保険会社からの報酬等」の内訳は、以下のとおりです。
- ・取締役（監査等委員である者を除く。） 4名 76百万円（9百万円）
  - ・監査等委員である取締役 5名 122百万円（69百万円）
3. 上記「保険会社からの報酬等」には、取締役（監査等委員である者を除く。）に対する、役員賞与金4百万円および業績連動退任時報酬の単年度積立額4百万円ならびに監査等委員である取締役に対する退任慰労金59百万円、役員賞与金4百万円および業績連動退任時報酬の単年度積立額4百万円を含み、これらの合計を括弧内書しております。

## (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4. 基金に関する事項

## (1) 基金拠出額

|       |           |
|-------|-----------|
| 基金拠出額 | 50,000百万円 |
|-------|-----------|

## (2) 当年度末基金拠出者数

|            |    |
|------------|----|
| 当年度末基金拠出者数 | 1名 |
|------------|----|

## (3) 基金拠出者

| 基金拠出者の氏名又は名称      | 当社への基金拠出状況            |                     |
|-------------------|-----------------------|---------------------|
|                   | 基金拠出額                 | 基金拠出割合              |
| 日本生命2021基金流動化株式会社 | 50,000 <sup>百万円</sup> | 100.00 <sup>%</sup> |

(注) 上記基金拠出者は、基金債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称                                                                                                                   | 当該事業年度に係る報酬等                                                                                           | その他                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有限責任監査法人トーマツ<br>指定有限責任社員 業務執行社員<br>樋口誠之<br>指定有限責任社員 業務執行社員<br>山口圭介<br>指定有限責任社員 業務執行社員<br>佐藤 誠<br>指定有限責任社員 業務執行社員<br>古西大介 | 公認会計士法（昭和23年法律第103号）<br>第2条第1項の業務に係わる報酬等の額<br><br>393百万円<br><br><br><br>上記以外の業務に基づく報酬等の額<br><br>135百万円 | 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠、会計監査の職務遂行状況、取締役その他社内関係部署の意見等について確認を行い、審議した結果、これらについて相当であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。<br><br>当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「経済価値ベースのバランスシートを対象とする監査受託のための調査」「劣後特約付社債の募集にかかるコンフォートレター発行業務」等についての対価を支払っております。 |

(注1) 当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 973百万円

(注2) 当社および当社子法人等が会計監査人および会計監査人と同一のネットワークファームに属する者に支払うべき

監査証明業務に基づく報酬の額 750百万円

非監査業務に基づく報酬の額 319百万円

### (2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、当社監査等委員会は、会計監査人が保険業法第53条の9第5項により読み替えられた同条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

□. 当社の重要な子法人等である、Nippon Life Insurance Company of America、MLC LimitedおよびNippon Life India Asset Management Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（Baker Tilly U.S. LLP、Ernst & Young Australia および S.R. Batliboi & Co.LLP）の監査を受けております。

ハ. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する会計監査人に関する各種指針等に基づき策定した基準により、会計監査人が独立性や専門性を有しているか等について確認を行い、会計監査人の評価および選定を行っています。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

法令に基づく業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議は以下のとおりです。また、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は各項目の破線枠内のとおりです。

### 内部統制システムの基本方針

#### I. 役職員の職務の執行の効率性を確保するための体制

##### 【取締役会の任務の遂行】

- ①当社は、取締役会の任務の遂行のため、取締役会を原則として月1回以上開催するとともに、必要に応じて臨時に開催する。
- ②当社は、法令および定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定を取締役に委任する。

##### 【執行体制】

- ①当社は、取締役会の定める方針に沿って業務執行を行うとともに、業務執行の状況について定期的な分析および評価を行う。
- ②当社は、業務執行を担当する者として取締役会で選任された執行役員が特定の業務分野を担当し、担当執行役員が全事業領域を分担する担当執行役員制を採用する。
- ③当社は、経営に関する重要事項についての議論および取締役会から委任を受けた業務執行の決定のための協議等を行うことを任務とする経営会議ならびに経営会議を補佐し特定事項についての審議を任務とする各種委員会を設置する。
- ④当社は、業務執行を効率的かつ円滑に行うため、必要な組織および職制ならびに業務執行の権限と責任を定める社内規程を制定する。
- ⑤当社は、次に掲げる組織等について、他の組織等からの独立を図る等、健全な機能発揮を確保する体制を整備する。
  - (ア) 保険の引受け、保険契約の管理および保険金等の支払いを担当する組織
  - (イ) お客様申出およびお客様情報の統括管理を担当する組織
  - (ウ) 保険募集管理等を担当する組織
  - (エ) 融資審査を担当する組織
  - (オ) 資産の時価算定、資産査定および償却・引当を担当する組織
  - (カ) 外部委託管理を担当する組織
  - (キ) 利益相反管理を担当する組織
  - (ク) コンプライアンス統括を担当する組織
  - (ケ) リスク管理を担当する組織
  - (コ) 内部監査を担当する組織
  - (サ) 保険計理人

#### <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

##### 【取締役会の任務の遂行】

- ・2024年度、取締役会を14回開催。
- ・取締役会は、法令および定款の定めに基づき、取締役社長に重要な業務執行の決定を委任。

##### 【執行体制】

- ・中期経営計画（2024－2026）を踏まえた業務執行を行うとともに、業務執行の状況について適宜、取締役会に報告。
- ・取締役会決議により、組織の健全な機能発揮の確保も意識して執行役員の担当業務分野を決定し、担当執行役員で全事業領域を分担。
- ・2024年度、経営会議を30回開催。
- ・2024年度は、19の常置委員会、6の専門委員会（2025年3月24日までは、19の常置委員会、8の専門委員会）を設置。
- ・業務執行に必要な組織および職制を設置し、その配置を定める「組織規程」およびその権限と責任を定める「職務権限規程」を制定。

## Ⅱ. コンプライアンス推進体制

### 【コンプライアンス推進体制の整備】

- ①当社は、コンプライアンスに関する基本的な事項を定める基本方針、業務執行にあたって遵守すべき原則等を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、全社的なコンプライアンス統括を担当する組織を設置する。
- ③当社は、コンプライアンス課題に対する対応策および取組状況のモニタリングの審議を任務とする委員会を設置する。
- ④当社は、取締役会において、コンプライアンスの状況を定期的に確認する。

### 【反社会的勢力への対応体制の整備】

- ①当社は、反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組むため、反社会的勢力への対応を担当する組織を設置するとともに、反社会的勢力への対応策の審議を任務とする委員会を設置する等、必要な体制を整備する。

### 【内部通報体制の整備】

- ①当社は、法令等遵守の観点から問題が生じた場合（懸念を含む。）に、法令および社内規程に基づく内部通報を行うことができる体制を整備する。

#### <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

##### 【コンプライアンス推進体制の整備】

- ・「コンプライアンス基本方針」「行動規範」を制定。
- ・コンプライアンス統括部および「コンプライアンス委員会」を設置し、2024年度は「コンプライアンス委員会」を4回開催。
- ・コンプライアンスの取組状況を定期的に取り締役に報告。

##### 【反社会的勢力への対応体制の整備】

- ・コンプライアンス統括部および「マネー・ローンダリングおよび反社会的勢力対策専門委員会」（2025年3月24日までは、「反社会的勢力対策専門委員会」）を設置し、2024年度は「反社会的勢力対策専門委員会」を3回開催。
- ・反社会的勢力への対応を定める「反社会的勢力対策規程」等を制定。

##### 【内部通報体制の整備】

- ・「内部通報規程」等を制定し、公益通報者保護法に基づく通報または行動規範に基づく行動規範照会の窓口を社内・社外に設置。

## Ⅲ. リスク管理体制

### 【リスク管理体制の整備】

- ①当社は、リスク管理に関する基本的な事項を定める基本方針、統合的なリスク管理に関する方針および各種リスク管理に関する方針その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、業務執行に係る各種リスクの個別かつ統合的な管理を担当する組織を設置する。
- ③当社は、統合的なリスク管理および各種リスク管理に関する方針、手法等ならびに総合的、専門的な見地からの現状分析、評価等の審議を任務とする委員会を設置する。
- ④当社は、取締役会において、リスク管理の状況を定期的に確認する。

### 【危機管理体制の整備】

- ①当社は、危機管理に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、危機事象に係る対応を担当する組織を設置するとともに、危機管理のうち災害対策に係る態勢整備等の審議を任務とする委員会を設置する等、危機管理のために必要な体制を整備する。



### ＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

#### 【リスク管理体制の整備】

- ・「リスク選好およびリスク管理の基本方針」「統合的リスク管理方針」「保険引受リスク管理方針」「流動性リスク管理方針」「資産運用リスク管理方針」「オペレーショナルリスク管理方針」等を制定。
- ・リスク管理統括部、事務リスク管理室、システムリスク管理室、運用リスク管理室および情報資産管理室ならびに「リスク管理委員会」「オペレーショナルリスクおよび情報資産管理専門委員会」「運用リスク管理専門委員会」（2025年3月24日までは、「リスク管理委員会」「事務リスク管理専門委員会」「システムリスク管理専門委員会」「運用リスク管理専門委員会」「情報資産管理専門委員会」）を設置し、2024年度は「リスク管理委員会」を13回、「事務リスク管理専門委員会」を7回、「システムリスク管理専門委員会」を7回、「運用リスク管理専門委員会」を13回、「情報資産管理専門委員会」を7回開催。
- ・リスク管理の状況を定期的に取締役会に報告。

#### 【危機管理体制の整備】

- ・「危機管理方針」「危機管理規程」「災害対策マニュアル」等を制定。
- ・「危機管理方針」「危機管理規程」にて危機事象に対応する組織を指定。危機管理のうち災害等については、「災害対策委員会」を設置し、2024年度は「災害対策委員会」を3回開催。

## IV. 情報の保存および管理に関する体制

- ①当社は、当社が保有するすべての情報資産を適切に取扱い保護するための基本的な事項を定める基本方針、情報資産の保存年限および保管方法を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、情報資産保護の統括管理を担当する組織および文書保存の統括管理を担当する組織を設置する。
- ③当社は、保有するすべての情報資産の保護制度および情報資産保護に係る諸課題への対応の審議を任務とする委員会を設置する。
- ④当社は、取締役が経営会議議事録および決裁書等の社内規程によって定める情報資産を閲覧できる体制を整備する。

### ＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

- ・「情報資産保護に関する基本方針」「文書管理規程」を制定。
- ・情報資産保護の統括管理の担当組織として情報資産管理室、文書保存の統括管理の担当組織として総務部、また、「オペレーショナルリスクおよび情報資産管理専門委員会」（2025年3月24日までは、「情報資産管理専門委員会」）を設置し、2024年度は「情報資産管理専門委員会」を7回開催。
- ・社内規程にて、取締役が社内文書等の情報資産を閲覧できる旨を規定。

## V. その他の業務の適正を確保するための体制

### 【財務報告の信頼性の確保のための体制】

- ①当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本計画を策定し、財務報告に係る内部統制の構築を図るとともに、企業会計審議会意見書を基準に評価を実施する。
- ②当社は、財務報告に係る内部統制体制の構築に向けた取組みの推進および指示を担当する組織を設置する。

### 【内部監査体制】

- ①当社は、内部監査に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、監査対象組織から独立し、内部監査を担当する組織を設置するとともに、当該組織と監査等委員会および会計監査人との連携体制を整備する。
- ③当社は、内部監査計画の策定に際し、その決定前に監査等委員会の同意を得るとともに、内部監査結果等を監査等委員会に定期的にかつ必要に応じて報告する。
- ④当社は、取締役会決議により内部監査計画を策定するとともに、取締役会において、内部監査の状況を定期的に確認する。

**<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>**

**【財務報告の信頼性の確保のための体制】**

- ・「財務報告に係る内部統制の基本計画」を策定し、企業会計審議会意見書を基準に評価を実施。
- ・財務報告に係る内部統制体制の構築に向けた取組みの推進および指示を担当する主計部を設置。

**【内部監査体制】**

- ・「内部監査基本方針」等を制定。
- ・監査部を設置し、「内部監査基本方針」にて監査部が他の執行部門からの独立性を確保する旨、および外部監査人等と連携する旨を規定。
- ・2025年3月25日以降は、内部監査計画の策定に際し、その決定前に監査等委員会の同意を取得。また、内部監査結果等を監査等委員会に定期的にかつ必要に応じて報告。  
(2025年3月24日までは、内部監査の基本計画の策定に際し、その決定前に監査等委員会に報告するとともに、内部監査結果等を報告。)
- ・取締役会において内部監査の基本計画を決議するとともに、内部監査結果等を報告。

**Ⅵ. グループ会社の業務の適正を確保するための体制**

**【グループ会社管理のための規程の制定】**

- ①当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社に対して行う経営管理に関する基本的な事項を定める基本方針、具体的な経営管理方法を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ②当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ③当社は、グループ会社に対するリスク管理に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ④当社は、グループ会社の内部監査態勢に関し当社が行う管理、指導等および当社のグループ会社に対する監査に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。

**【グループ会社の管理組織等の設置】**

- ①当社は、全グループ会社の経営管理を統括する組織を設置するとともに、グループ会社ごとにその全般的経営管理を担当する組織を設定する。また、コンプライアンス、リスク管理および内部監査等に関しグループ会社管理を統括する組織を設置するとともに、必要に応じてグループ会社における内部統制の状況等の審議を任務とする委員会を設置する等、グループ会社に対し横断的および個社別に経営管理を実施する体制を整備する。
- ②当社は、取締役会において、当社グループ全体の経営状況等について定期的に確認する。

**【グループ会社からの報告等の体制】**

- ①当社は、グループ会社に対し、経営状況等について定期的な報告を求めるとともに、コンプライアンスおよびリスク管理上重要な事項や異常事象等について速やかな報告を求める。
- ②当社は、当社の役職員が必要に応じてグループ会社の取締役または監査役に就任すること等を通じて、当該グループ会社の取締役の職務の執行を監督および監査する。

**<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>**

**【グループ会社管理のための規程の制定】**

- ・「グループ会社管理基本方針」「グループ会社経営管理規程」「グループ会社コンプライアンス方針」「グループ会社コンプライアンス規程」「グループ会社リスク管理方針」「グループ会社リスク管理規程」「グループ会社内部監査方針」等を制定。

**【グループ会社の管理組織等の設置】**

- ・総合企画部を設置するほか、グループ会社ごとに管理担当部を設定。
- ・コンプライアンスに関してグループ会社管理を統括するコンプライアンス統括部、リスク管理に関してグループ会社管理を統括するリスク管理統括部、内部監査に関してグループ会社を統括する監査部を設置。
- ・「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」等にて、グループ会社の内部統制の状況等を審議。
- ・主要なグループ会社の経営状況等を定期的に取締役会に報告。

**【グループ会社からの報告等の体制】**

- ・役職員がグループ会社の取締役または監査役に就任しているほか、グループ会社より適宜、適切な報告を求め、受領。

## Ⅶ. 監査等委員会補助者に関する体制

### 【監査等委員会補助者の配置】

- ①当社は、必要に応じて、取締役会決議により、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会の職務全般を補助する監査等特命役員を任命する。
- ②当社は、監査等特命役員のほか、監査等委員会の職務の補助を担当する組織を設置するとともに、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会の職務を補助すべき者（以下、監査等特命役員を含めて「監査等委員会補助者」という。）を任命する。

### 【監査等委員会補助者の独立性の確保】

- ①当社は、役職員（監査等委員である取締役および監査等委員会補助者を除く。）からの監査等委員会補助者の独立性を確保するため、その人事および処遇について、監査等委員会または監査等委員会が規程により定める監査等委員の同意を得たうえで行う。

### 【監査等委員会の指示の実効性の確保】

- ①当社は、監査等委員会の監査等委員会補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者には必要な知識および能力を備えた十分な人数を任命する。
- ②当社は、監査等委員会補助者が、監査等委員会補助職務に関して監査等委員会の指示に従う体制を整備する。

#### <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

##### 【監査等委員会補助者の配置】

- ・監査等委員会の職務の補助に必要な知識および能力を備えた監査等特命役員1名、および監査等委員会室14名の監査等委員会補助者を任命。

##### 【監査等委員会補助者の独立性の確保】

- ・監査等委員会補助者の人事および処遇については、監査等委員会または「監査等委員会監査等基準」により定める監査等委員の同意を得て実施。

##### 【監査等委員会の指示の実効性の確保】

- ・監査等委員会補助者は、必要な知識および能力を十分に備え、監査等委員会補助職務に関してもっぱら監査等委員会の指示を遵守。

## Ⅷ. 監査等委員会への報告に関する体制

- ①当社は、重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告（監査等委員または監査等委員会補助者を通じた報告を含む。以下本章において同じ。）するとともに、業務執行の状況および監査等委員会から報告を求められた事項について適時適切に監査等委員会に報告する。
- ②当社は、コンプライアンス、リスク管理および内部監査の状況（グループ会社に関する事項も含む。）等について、定期的にかつ必要に応じて監査等委員会に報告する。
- ③グループ会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた当社の役職員は、グループ会社における重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するとともに、グループ会社の業務執行の状況および当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、適時適切に監査等委員会に報告する。
- ④当社は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。

**<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>**

- ・ 重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告するとともに、業務執行の状況および監査等委員会から報告を求められた事項について、適時適切に監査等委員会に報告。
- ・ コンプライアンス、リスク管理および内部監査の状況（グループ会社に関する事項も含む。）等について、定期的にかつ必要に応じて監査等委員会に報告。
- ・ グループ会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた当社の役職員は、グループ会社における重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するとともに、グループ会社の業務執行の状況および当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、適時適切に監査等委員会に報告。
- ・ 監査等委員会に報告をした者に対する、当該報告を理由とした不利な取扱いはなし。

**IX. その他の監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制**

**【監査等委員の職務の執行について生ずる費用等】**

- ①当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下本章において同じ。）について必要な費用（弁護士、公認会計士その他の社外専門家を活用するための費用および監査等委員会補助者の監査等委員会補助職務に関する費用を含む。）の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを支払う。

**【その他の体制】**

- ①当社は、監査等委員会が選定した監査等委員が経営会議その他の重要な会議に出席し意見を述べることで、ならびに経営会議議事録および決裁書等の社内規程によって定める情報資産を閲覧することができる体制を整備する。
- ②当社は、監査等委員会が選定した監査等委員に対し、法令および社内規程に基づく内部通報の内容を速やかに連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。
- ③監査等特命役員は、監査等委員会の指示に基づき、上記①および②に記載の監査等委員と同様の情報収集等を行うことができる。

**<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>**

**【監査等委員の職務の執行について生ずる費用等】**

- ・ 監査等委員の職務の執行に必要な費用は、年初に予算を定めたうえで、適宜、適切に支払を実施。

**【その他の体制】**

- ・ 監査等委員会が選定した監査等委員は、各種会議の規程等に基づき、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を陳述。また、必要に応じ、情報資産の閲覧を実施。
- ・ 常勤の監査等委員に対し、内部通報の内容を速やかに連絡するとともに、運用状況を定期的に報告。
- ・ 監査等特命役員は、監査等委員会の指示および社内規程に基づき、監査等委員と同様の情報収集等を実施。



## 7. その他

### (経営・相互会社制度運営に関する事項)

- 2024年4月10日、当社の子会社であるシンガポール現地法人Nippon Life Asia Pacific (Regional HQ) Pte. Ltd.は、当社インド事業の更なる強化を目指し、同法人インド子会社Nippon Life India Private Limitedを設立しました。
- 2024年5月21日、11月22日および2025年3月7日、当社東京本部の会場ならびにオンラインにて評議員会を開催しました。
- 2024年8月から9月にかけて、2025年度総代改選に関する社員投票が実施されました。
- 2024年12月3日、総代懇談会を開催しました。
- 2025年1月から3月にかけて、全国の支社等の会場とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式等にて開催したニッセイ懇話会において、総代169名を含む、ご契約者等2,292名から、7,140件のご意見・ご要望をいただきました。
- 2025年3月、お客様等からの当社役員・職員の人格や尊厳を侵害する行為に対しては、毅然とした対応を行い、役員・職員が安心して働くことができる環境を整備することが不可欠であると考え、「カスタマーハラスメントへの対応に関する方針」を公表しました。
- 2025年3月31日現在の社員数は9,370,399名、総代数は197名です。
- 今年度の取締役会等に関する活動状況は以下の通りです。

#### 取締役会

|             |                                                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2024年度の活動状況 | ・開催回数 14回<br>・全構成員の出席率 99.1%、社外取締役の出席率 98.0%                                                                     |
| 2024年度の主な議題 | ・2024年度経営計画の取組状況の確認（グループ経営・サステナビリティ経営・お客様本位の業務運営を含む）および2025年度経営計画の策定<br>・海外事業領域における大型出資<br>・取締役会の文化および共有すべき価値観 等 |

#### 指名・報酬諮問委員会

|             |                                                                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2024年度の活動状況 | ・開催回数 5回<br>・全構成員の出席率 96.7%、社外取締役の出席率 95.0%                                                             |
| 2024年度の主な議題 | ・今後の役員選任の方向性の審議、社長後継者計画の運用（次期社長候補者層の確認および候補者の絞り込み等）、その他役員候補者層の確認<br>・役員報酬決定方針および報酬水準の定例検証、業績連動報酬の指標選定 等 |

#### 社外取締役会議

|             |                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 2024年度の活動状況 | ・開催回数 6回*<br>・全構成員の出席率 96.2%、社外取締役の出席率 95.1%                            |
| 2024年度の主な議題 | ・配当方針および新配当制度に係る方針<br>・当社商品およびサービス戦略<br>・人的資本の強化（2025年度制度改正等）に向けた取組状況 等 |

※ このうち1回では、全構成員での審議に加え、社外取締役のみによるフリーディスカッションも実施しています。

- 当社は、経営会議の諮問機関として、「サステナビリティ委員会」を設置しています。  
当委員会では、全社取組方針（グループ会社を含む）の策定や、サステナビリティ重要課題への取組状況の確認・高度化、社内外への理解浸透に向けた情報開示・取組等について、議論しています。サステナビリティ経営推進部と責任投融資推進室が事務局として、経営企画・各事業部門の担当執行役員、国内グループ会社のサステナビリティ担当役員を中心とするメンバー構成で年4～5回開催することに加え、部長を中心とするサステナビリティワーキンググループを開催し、サステナビリティ経営をより一層推進すべく、幅広い議論の場を設けています。また、従来、不定期開催としていた社外有識者との議論も、定期的に意見・評価を頂く場として、「サステナビリティ・アドバイザリー会議」を設置する等、サステナビリティ経営のさらなる高度化を目指しています。  
なお、2024年度のサステナビリティ委員会では、主に「アウトカム目標達成に向けた各領域での取組」や「グループ各社の強み・独自性を生かしたサステナビリティ経営の推進」について議論がなされました。



#### (お客様の声を経営に反映する取組に関する事項)

1. 当社では、当社の消費者志向経営に関する理念や取組方針を記載した「消費者志向自主宣言」に基づき、「お客様の声」を経営にいかす取組を実施しております。2024年度は全国の支社・ライフプラザ等において、179.9万件のお声を頂戴しました。このうち「お客様から寄せられるご不満の申し出（事実関係の有無は問わない）」である苦情は4.6万件、ご意見・ご要望は1.6万件となっております。こうしたお客様からの苦情やご意見・ご要望については発生原因等を分析し、その結果を営業職員の活動や事務サービスの改善等に反映させる取組を進めております。また、お客様の声を経営にいかす取組の結果をまとめた「お客様の声白書」を2024年11月に発行しました。当白書はお客様との対話ツールとして活用しております。

#### (地域・社会貢献活動に関する事項)

1. 47都道府県との包括連携協定等での連携や、当社が全社で展開している「ACTIONボランティア」等を通じ、全国各地で地域社会へ貢献すべく、さまざまな活動に取り組んでおります。
  - (1) 全支社一律で交通安全・自転車保険加入義務化に関するビラの配布や、地域住民の方への交通安全に関するアンケートを行い、結果を自治体にフィードバックする「交通安全啓発活動」を実施し、2024年3月25日～7月28日の期間に、373,505名に回答いただきました。
  - (2) 昨年度に引き続き、全支社一律でがん検診の受診を推奨するビラの配布や、地域住民の方へのがん検診に関するアンケートを行い、結果を自治体にフィードバックする「がん検診受診勧奨活動」を実施し、2024年7月29日～11月24日の期間に、894,418名に回答いただきました。
  - (3) 全支社一律で生活習慣や健康・疾病に関するビラの配布や、地域住民の方への生活習慣等に関するアンケートを実施するとともに、支社ごとに、各地域の健康課題や自治体要望に応じた独自取組を実施する「地域の健康サポート活動」を実施し、2024年11月25日～2025年3月21日の期間に、647,029名に回答いただきました。
  - (4) 経済的に困難な状況にある全国の高校生・受験浪人生824名に進学準備等の費用を給付型奨学金として支給しました。  
(2024年度より、募集人数を400名から800名へ拡大しました。)
  - (5) 小学生を対象に舞台芸術の鑑賞機会を提供する「ニッセイ名作シリーズ2024」へ招待し、7都道府県で54,627名に参加いただきました。
  - (6) 陸上競技の桐生祥秀選手による「かけっこ教室」や野球部による「野球教室」、女子卓球部による「卓球教室」等のスポーツ教室を開催し、28都道府県で4,818名に参加いただきました。
  - (7) パラスポーツ（車いすバスケットボール、車いすテニス）の体験会や講演会を開催するとともに、お客様へ試合観戦をご案内し、11都道府県で4,838名に参加いただきました。
  - (8) 環境への貢献として、全国各地の「ニッセイの森」を中心とした森林保全活動を、18カ所で開催するとともに、自然観察を行う「森の探検隊」等の子ども向け環境教育を3カ所で実施しました。
2. 2024年5月20日の経営会議を経た社長決定により、社会厚生福祉事業助成資金のうち、公益財団法人日本生命済生会へ20億5400万円<sup>(※)</sup>を、公益財団法人日本生命財団へ1億8500万円を、公益財団法人ニッセイ文化振興財団へ1億7800万円を、公益財団法人ニッセイ緑の財団へ1億2200万円を、公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団へ9500万円を支出しました。  
※2017年12月に竣工した日本生命病院の建物の一部現物（17億8300万円分）を含む。

#### (役員に関する事項)

1. 2024年7月2日、第77回定時総代会において、取締役（監査等委員である者を除く。）に筒井義信、清水博、三笠裕司、藤本宣人、朝日智司、赤堀直樹、佐藤和夫、大澤晶子、牛島信、三浦惺、富田哲郎、濱田純一の12氏が再度選任され、就任しました。また、同日、監査等委員である取締役に但木敬一、佐藤良二の2氏が再度選任され、また、飯島奈絵氏が新たに選任され、就任しました。なお、牛島信、三浦惺、富田哲郎、濱田純一の4氏は社外取締役、但木敬一、佐藤良二、飯島奈絵の3氏は監査等委員である社外取締役です。
2. 2024年7月2日、取締役会決議により、同日付で、取締役会長に取締役筒井義信氏が、取締役社長に取締役清水博氏が再度選定され、就任するとともに、代表取締役に取締役会長筒井義信、取締役社長清水博、取締役三笠裕司、同藤本宣人、同朝日智司の5氏が再度選定され、就任しました。
3. 2024年7月2日、監査等委員会決議により、同日付で、常勤の監査等委員に監査等委員である取締役松永陽介氏が再度選定され、就任しました。
4. 2024年12月18日の取締役会決議により、2025年4月1日付で、代表取締役会長筒井義信氏が代表取締役会長を退任しました。
5. 2024年12月18日の取締役会決議により、2025年4月1日付で、代表取締役会長に代表取締役社長清水博氏が、代表取締役社長に代表取締役朝日智司氏が、新たに選定され、就任しました。
6. 2025年3月5日の取締役会決議により、2025年3月25日付で、副社長執行役員に専務執行役員赤堀直樹氏が、専務執行役員に常務執行役員大澤晶子氏が、新たに選定され、就任するとともに、2025年4月1日付で、副会長執行役員に副社長執行役員三笠裕司氏が新たに選定され、就任しました。
7. 2025年3月5日の取締役会決議により、2025年4月1日付で、代表取締役に取締役赤堀直樹氏が新たに選定され、就任しました。
8. 2025年4月1日付で、代表取締役三笠裕司、同藤本宣人の両氏が代表取締役を退任しました。

# 計算書類

## 2024年度 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目        | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|------------|------------|--------------|------------|
| (資産の部)     |            | (負債の部)       |            |
| 現金及び預貯金    | 507,314    | 保険契約準備金      | 62,519,697 |
| 現金         | 243        | 支払備金         | 209,835    |
| 預貯金        | 507,070    | 責任準備金        | 61,182,984 |
| コールローン     | 765,505    | 社員配当準備金      | 1,126,878  |
| 買入金銭債権     | 100,718    | 再保険借         | 399        |
| 有価証券       | 69,035,272 | 社債           | 1,438,541  |
| 国債         | 28,334,096 | その他負債        | 6,434,336  |
| 地方債        | 749,834    | 売現先勘定        | 2,877,862  |
| 社債         | 1,758,336  | 借入金          | 1,076,000  |
| 株式         | 13,235,887 | 未払法人税等       | 6,478      |
| 外国証券       | 22,164,720 | 未払金          | 171,929    |
| その他の証券     | 2,792,396  | 未払費用         | 62,303     |
| 貸付金        | 7,866,042  | 前受収益         | 17,341     |
| 保険約款貸付     | 402,998    | 預り金          | 121,889    |
| 一般貸付       | 7,463,043  | 預り保証金        | 89,190     |
| 有形固定資産     | 1,756,360  | 先物取引差金勘定     | 442        |
| 土地         | 1,126,575  | 金融派生商品       | 1,980,367  |
| 建物         | 586,815    | 金融商品等受入担保金   | 10,233     |
| リース資産      | 3,293      | リース債務        | 3,224      |
| 建設仮勘定      | 25,426     | 資産除去債務       | 7,604      |
| その他の有形固定資産 | 14,249     | 仮受金          | 9,469      |
| 無形固定資産     | 215,102    | 役員賞与引当金      | 427        |
| ソフトウェア     | 96,732     | 退職給付引当金      | 379,563    |
| その他の無形固定資産 | 118,369    | ポイント引当金      | 6,192      |
| 再保険貸       | 306        | 価格変動準備金      | 1,673,007  |
| その他資産      | 1,345,485  | 繰延税金負債       | 623,965    |
| 未収金        | 119,083    | 再評価に係る繰延税金負債 | 100,413    |
| 前払費用       | 24,560     | 支払承諾         | 51,697     |
| 未収収益       | 374,213    | 負債の部合計       | 73,228,243 |
| 預託金        | 33,191     | (純資産の部)      |            |
| 先物取引差入証拠金  | 72,910     | 基金           | 50,000     |
| 先物取引差金勘定   | 5          | 基金償却積立金      | 1,400,000  |
| 金融派生商品     | 93,503     | 再評価積立金       | 651        |
| 仮払金        | 13,649     | 剰余金          | 982,249    |
| その他の資産     | 614,369    | 損失填補準備金      | 23,390     |
| 支払承諾見返     | 51,697     | その他剰余金       | 958,859    |
| 貸倒引当金      | △4,273     | 社会厚生福祉事業助成資金 | 718        |
| 投資損失引当金    | △24,125    | 財務基盤積立金      | 411,917    |
|            |            | 圧縮積立金        | 77,279     |
|            |            | 別段積立金        | 170        |
|            |            | 当期末処分剰余金     | 468,775    |
|            |            | 基金等合計        | 2,432,900  |
|            |            | その他有価証券評価差額金 | 7,377,817  |
|            |            | 繰延ヘッジ損益      | △1,366,998 |
|            |            | 土地再評価差額金     | △56,555    |
|            |            | 評価・換算差額等合計   | 5,954,262  |
|            |            | 純資産の部合計      | 8,387,163  |
| 資産の部合計     | 81,615,406 | 負債及び純資産の部合計  | 81,615,406 |

## 貸借対照表の注記

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日、以下「2022年改正会計基準」という)等を、当期から適用し、資産または負債の評価替えにより生じた評価差額等に対して課される当期の所得に対する法人税および住民税の計上区分を見直しております。2022年改正会計基準等の適用については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、2022年改正会計基準が定める新たな会計方針を当期の期首時点より適用しております。
2. (1) 有価証券・預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
  - ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
  - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
  - ⑤ その他有価証券
    - イ 期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法))
    - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
 

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

  - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
  - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
  - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
  - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
  - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
  - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
5. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
  - イ 有形固定資産(リース資産を除く)
    - (i) 建物  
定額法により行っております。
    - (ii) 上記以外  
定率法により行っております。  
なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
  - ロ リース資産
    - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
    - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間に基づく定額法により行っております。
- ② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
 

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
7. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
  - ① 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
  - ② 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
  - ③ 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 破綻先および実質破綻先等に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は2,935百万円(担保・保証付債権に係る額42百万円)であります。



8. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、市場価格のない株式等について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
10. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数  | 5年      |
| ③過去勤務費用の処理年数    | 5年      |
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部および外貨建株式（予定取引）の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプションによる時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象)                 |
| 金利スワップ  | 外貨建貸付金、保険契約             |
| 通貨スワップ  | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約    | 外貨建債券等、外貨建株式（予定取引）      |
| 通貨オプション | 外貨建債券                   |
| 株式先渡    | 国内株式                    |
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
15. 当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。
16. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2019年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、2021年度より追加積み立ての対象に加え、5年間にわたり段階的に積み立てることとしていた、終身保険契約（一時払契約を含む）の責任準備金および当期より追加積み立ての対象に加えた終身保険契約（一時払契約を含む）の責任準備金については、当期に一括して積み立てることとしております。なお、当期の追加積み立てに際して、保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき計上した危険準備金の一部について、同施行規則第69条第7項の規定に基づき、金融庁長官が定める取り崩しに関する基準によらない取り崩しを行い、追加して積み立てる責任準備金の一部に充当しております。この結果、当期に追加積み立ておよび危険準備金の取り崩しを行わなかった場合に比べ、責任準備金が301,138百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が301,138百万円減少しております。
17. 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合（以下「みなし入院」という）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- （計算方法の概要）
- IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。
18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。
- 当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、3,376,600百万円であります。市場価格のない子

会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。実質価額の算定には、子会社等の将来業績等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第3項をご参照ください。

19. 主な未適用の会計基準等としては、「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）および「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等があり、その内容は以下のとおりです。

①概要

当該会計基準等は、企業会計基準委員会における、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識する、リースに関する会計基準として開発されたものです。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、リースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

②適用予定日

2027年度の期首より適用予定です。

③当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、現在評価中です。

20. 一般勘定（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。



## 21. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

## (1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                  | 貸借対照表価額 (*1) | 時価 (*2)     | 差額         |
|------------------|--------------|-------------|------------|
| 買入金銭債権           | 100,718      | 98,977      | △1,741     |
| 責任準備金対応債券        | 79,636       | 77,895      | △1,741     |
| その他有価証券          | 21,082       | 21,082      | —          |
| 有価証券 (*3,*4,*5)  | 66,226,498   | 63,248,901  | △2,977,597 |
| 売買目的有価証券         | 820,276      | 820,276     | —          |
| 責任準備金対応債券        | 27,451,435   | 24,111,397  | △3,340,037 |
| 子会社株式及び関連会社株式    | 716,398      | 1,078,839   | 362,440    |
| その他有価証券          | 37,238,388   | 37,238,388  | —          |
| 貸付金 (*6)         | 7,863,133    | 7,546,278   | △316,854   |
| 保険約款貸付           | 402,865      | 402,865     | —          |
| 一般貸付             | 7,460,268    | 7,143,413   | △316,854   |
| 金融派生商品 (*7)      | (1,886,863)  | (1,886,863) | —          |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 16,649       | 16,649      | —          |
| ヘッジ会計が適用されているもの  | (1,903,513)  | (1,903,513) | —          |
| 社債 (*6,*8)       | (1,438,541)  | (1,380,962) | (△57,579)  |
| 借入金 (*8)         | (1,076,000)  | (1,024,550) | (△51,449)  |

(\*1) 貸倒引当金を計上したもののについては、当該引当金を控除しております。

(\*2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(\*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式1,566,058百万円、その他有価証券57,153百万円であります。

(\*4) 時価算定会計基準適用指針第24-16項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の貸借対照表価額は、1,185,560百万円であります。

(\*5) 時価算定会計基準適用指針第24-3項または第24-9項を適用した投資信託を含めております。

(\*6) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(\*7) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(\*8) 社債および借入金は負債に計上しており、( )で示しております。

## (2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

## ① 売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は△26,641百万円であります。

## ② 満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

## ③ 責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                   | 種類     | 貸借対照表価額    | 時価         | 差額         |
|-------------------|--------|------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表価額を超えるもの  | 買入金銭債権 | 29,012     | 29,242     | 229        |
|                   | 公社債    | 8,170,807  | 8,482,848  | 312,040    |
|                   | 外国証券   | 49,368     | 49,926     | 557        |
|                   | 小計     | 8,249,188  | 8,562,017  | 312,828    |
| 時価が貸借対照表価額を超えないもの | 買入金銭債権 | 50,623     | 48,652     | △1,971     |
|                   | 公社債    | 19,159,252 | 15,511,645 | △3,647,606 |
|                   | 外国証券   | 72,007     | 66,977     | △5,029     |
|                   | 小計     | 19,281,883 | 15,627,275 | △3,654,607 |
| 合計                |        | 27,531,071 | 24,189,292 | △3,341,779 |

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                                    | 種類     | 取得原価<br>または償却原価 | 貸借対照表価額    | 差額         |
|------------------------------------|--------|-----------------|------------|------------|
| 貸借対照表価額が<br>取得原価または償却原価<br>を超えるもの  | 買入金銭債権 | 8,034           | 8,538      | 504        |
|                                    | 公社債    | 820,829         | 899,736    | 78,906     |
|                                    | 株式     | 3,798,990       | 11,791,725 | 7,992,734  |
|                                    | 外国証券   | 10,840,723      | 14,042,420 | 3,201,696  |
|                                    | その他の証券 | 645,881         | 826,895    | 181,014    |
|                                    | 小計     | 16,114,459      | 27,569,316 | 11,454,856 |
| 貸借対照表価額が<br>取得原価または償却原価<br>を超えないもの | 買入金銭債権 | 12,590          | 12,543     | △47        |
|                                    | 公社債    | 2,626,729       | 2,287,828  | △338,901   |
|                                    | 株式     | 284,631         | 232,777    | △51,854    |
|                                    | 外国証券   | 6,218,765       | 5,724,764  | △494,001   |
|                                    | その他の証券 | 1,674,002       | 1,432,240  | △241,761   |
|                                    | 小計     | 10,816,720      | 9,690,154  | △1,126,566 |
| 合計                                 |        | 26,931,179      | 37,259,470 | 10,328,290 |

※市場価格のない株式等57,153百万円、組合等への出資残高91,417百万円は含めておりません。

当期において、1,198百万円減損処理を行っております。

なお、株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|           | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超       |
|-----------|-----------|-------------|--------------|------------|
| 買入金銭債権    | 10,000    | 6,709       | 11,125       | 74,361     |
| 責任準備金対応債券 | —         | 6,709       | 10,506       | 62,367     |
| その他有価証券   | 10,000    | —           | 619          | 11,994     |
| 有価証券      | 1,592,945 | 8,210,765   | 7,387,637    | 35,825,854 |
| 責任準備金対応債券 | 737,487   | 3,390,843   | 2,256,483    | 21,565,520 |
| その他有価証券   | 855,457   | 4,819,922   | 5,131,154    | 14,260,334 |
| 貸付金       | 985,428   | 2,542,726   | 2,042,336    | 1,890,395  |
| 社債        | —         | —           | —            | 1,438,541  |
| 借入金       | —         | —           | —            | 1,076,000  |

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの4,808百万円は含めておりません。

22. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品

(単位：百万円)

|            | レベル1       | レベル2        | レベル3    | 合計          |
|------------|------------|-------------|---------|-------------|
| 買入金銭債権     | －          | 9,995       | 11,087  | 21,082      |
| その他有価証券    | －          | 9,995       | 11,087  | 21,082      |
| 有価証券（＊1）   | 18,142,246 | 17,844,979  | 236,842 | 36,224,067  |
| 売買目的有価証券   | 369,598    | 450,678     | －       | 820,276     |
| その他有価証券    | 17,772,647 | 17,394,300  | 236,842 | 35,403,790  |
| 公社債        | 2,174,317  | 1,013,246   | －       | 3,187,564   |
| 国債         | 2,174,317  | －           | －       | 2,174,317   |
| 地方債        | －          | 69,629      | －       | 69,629      |
| 社債         | －          | 943,617     | －       | 943,617     |
| 株式         | 11,915,893 | 108,608     | －       | 12,024,502  |
| 外国証券       | 3,682,436  | 14,046,487  | 236,842 | 17,965,766  |
| 公社債        | 2,595,018  | 8,116,940   | 235,720 | 10,947,679  |
| 株式等        | 1,087,417  | 5,929,547   | 1,122   | 7,018,087   |
| その他の証券     | －          | 2,225,956   | －       | 2,225,956   |
| 金融派生商品（＊2） | (597)      | (1,886,266) | －       | (1,886,863) |
| 金利関連       | －          | (454,837)   | －       | (454,837)   |
| 通貨関連       | －          | (1,431,696) | －       | (1,431,696) |
| その他        | (597)      | 267         | －       | (329)       |

（＊1）時価算定会計基準適用指針第24－3項または第24－9項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託1,785,995百万円、投資信託財産が不動産である投資信託49,531百万円であり、当期首残高から当期末残高への調整表は、次のとおりです。

（＊2）金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(単位：百万円)

|                                             | 投資信託財産が<br>金融商品の投資信託（＊3） | 投資信託財産が<br>不動産の投資信託 | 合計        |
|---------------------------------------------|--------------------------|---------------------|-----------|
| 当期首残高                                       | 1,652,225                | 45,813              | 1,698,038 |
| 当期の損益                                       | 1,144                    | △1,404              | △260      |
| 純損益に計上（＊4）                                  | 7,763                    | △485                | 7,277     |
| 評価・換算差額等合計に計上（＊5）                           | △6,619                   | △919                | △7,538    |
| 購入、売却および償還                                  | 132,625                  | 5,123               | 137,749   |
| 時価算定会計基準適用指針第24－3項<br>または第24－9項の適用を開始した取引   | －                        | －                   | －         |
| 時価算定会計基準適用指針第24－3項<br>または第24－9項の適用を中止した取引   | －                        | －                   | －         |
| 当期末残高                                       | 1,785,995                | 49,531              | 1,835,527 |
| 当期の損益に計上した額のうち当期末に<br>において保有する投資信託の評価損益（＊4） | －                        | －                   | －         |

（＊3）主に解約が1カ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の貸借対照表価額は、1,762,031百万円であります。

（＊4）損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

（＊5）貸借対照表の評価・換算差額等合計のうち、その他有価証券評価差額金に含まれております。

□ 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

(単位：百万円)

|               | レベル1       | レベル2        | レベル3      | 合計          |
|---------------|------------|-------------|-----------|-------------|
| 買入金銭債権        | —          | —           | 77,895    | 77,895      |
| 責任準備金対応債券     | —          | —           | 77,895    | 77,895      |
| 有価証券          | 23,317,146 | 1,871,609   | 281       | 25,189,037  |
| 責任準備金対応債券     | 22,741,470 | 1,369,645   | 281       | 24,111,397  |
| 公社債           | 22,659,182 | 1,335,029   | 281       | 23,994,493  |
| 外国証券          | 82,288     | 34,615      | —         | 116,903     |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 575,675    | 501,964     | —         | 1,077,640   |
| 貸付金           | —          | —           | 7,546,278 | 7,546,278   |
| 保険約款貸付        | —          | —           | 402,865   | 402,865     |
| 一般貸付          | —          | —           | 7,143,413 | 7,143,413   |
| 社債（*6）        | —          | (1,380,962) | —         | (1,380,962) |
| 借入金（*6）       | —          | (949,278)   | (75,271)  | (1,024,550) |

（\*6）社債および借入金は負債に計上しており、（ ）で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。

①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取り扱うもの  
活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資  
信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類  
しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベ  
ンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないま  
たはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類し  
ております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間およ  
び金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

□ 一般貸付

変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大き  
く異なっていない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付  
については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク  
等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例  
処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フ  
ローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。

算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

③金融派生商品

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先  
物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっ  
ております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できない  
インプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。また、通貨スワップの振当  
処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。

⑤借入金

変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異  
なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類し  
ております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れ  
において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。ただし、証券化公募ス  
キームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル2の  
時価に分類しております。

(3) 時価をもって貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

## ②当期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

|                                                | 買入金銭債権<br>その他有価証券 | 有価証券<br>その他有価証券 | 金融派生商品<br>金利関連 |
|------------------------------------------------|-------------------|-----------------|----------------|
| 当期首残高                                          | 11,301            | 392,575         | —              |
| 当期の損益                                          | △52               | △1,473          | —              |
| 純損益に計上（＊1）                                     | △146              | 3,555           | —              |
| 評価・換算差額等合計に計上（＊2）                              | 94                | △5,028          | —              |
| 購入、売却、発行および決済                                  | △162              | △154,259        | —              |
| レベル3の時価への振り替え                                  | —                 | —               | —              |
| レベル3の時価からの振り替え                                 | —                 | —               | —              |
| 当期末残高                                          | 11,087            | 236,842         | —              |
| 当期の損益に計上した額のうち<br>当期末において保有する<br>金融商品の評価損益（＊1） | —                 | —               | —              |

（＊1）損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

（＊2）貸借対照表の評価・換算差額等合計のその他有価証券評価差額金に含まれております。

## ③時価の評価プロセスの説明

当社は社内では決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

## ④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

23. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,284,090百万円、時価は1,894,652百万円であります。

当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は4,941百万円であります。

24. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は23,121百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

## ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は9,302百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

## ②危険債権額は12,652百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

## ③三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。

## ④貸付条件緩和債権額は1,166百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権等の額は2,935百万円減少しております。

25. 有形固定資産の減価償却累計額は1,276,287百万円であります。

26. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,144,870百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

27. 子会社等に対する金銭債権の総額は71,204百万円、金銭債務の総額は5,549百万円であります。

28. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| イ 当期首現在高          | 1,088,964百万円 |
| ロ 前期剰余金よりの繰入額     | 264,517百万円   |
| ハ 当期社員配当金支払額      | 247,252百万円   |
| ニ 利息による増加額        | 20,648百万円    |
| ホ 当期末現在高（イ＋ロ－ハ＋ニ） | 1,126,878百万円 |

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。



通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

| 発行年月     | 繰上償還可能日                         |
|----------|---------------------------------|
| 2016年 1月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2017年 9月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2020年 1月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2021年 1月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2021年 9月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2023年 9月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2024年 4月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2025年 1月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |

また、2025年4月30日に、次のとおり社債を発行しております。

|            |                                                                               |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称        | 2055年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）                                                   |
| 発 行 価 格    | 額面金額の100%                                                                     |
| 発 行 総 額    | 1,500百万米ドル                                                                    |
| 利 率        | 2035年4月まで 年6.50%（固定金利）<br>2035年4月以降 固定金利（ステップアップあり・5年ごとにリセット）                 |
| 償 還 期 限    | 2055年4月（ただし、発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能） |
| 担保および保証の内容 | 本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。                             |
| 資 金 使 途    | 一般事業資金                                                                        |

なお、本社債は、ヘッジ会計の手法として通貨スワップの振当処理を適用しております。

また、2025年4月30日に、次のとおり社債を繰上償還しております。

なお、繰上償還した社債について計上した支払利息は、当期において1,140百万円であります。

|               |                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------|
| 名 称           | 第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債<br>（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募） |
| 発 行 年 月 日     | 2015年4月30日                                               |
| 繰 上 償 還 金 額   | 額面金額の100%                                                |
| 繰 上 償 還 額     | 750億円                                                    |
| 繰 上 償 還 の 方 法 | 未償還残高の全額繰上償還                                             |

30. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,076,000百万円が含まれております。
31. 担保に供されている資産の額は、有価証券5,971,228百万円であります。また、担保に係る債務の額は2,877,862百万円であります。
- なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却2,997,369百万円および売現先勘定2,877,862百万円をそれぞれ含んでおります。
32. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積み立てております。
33. 子会社等の株式および出資金の総額は3,376,600百万円であります。
34. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は1,901,840百万円であります。
35. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は146,141百万円であります。
36. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は276,328百万円であります。
37. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、総合基幹職・営業総合基幹職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| イ 期首における退職給付債務              | 608,436百万円 |
| ロ 勤務費用                      | 25,562百万円  |
| ハ 利息費用                      | 3,650百万円   |
| ニ 数理計算上の差異の当期発生額            | △83,059百万円 |
| ホ 退職給付の支払額                  | △35,137百万円 |
| ヘ 過去勤務費用の当期発生額              | △3,056百万円  |
| ト 期末における退職給付債務（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ） | 516,396百万円 |

## ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| イ 期首における年金資産            | 239,156百万円 |
| ロ 期待運用収益                | 2,869百万円   |
| ハ 数理計算上の差異の当期発生額        | △3,260百万円  |
| ニ 事業主からの拠出額             | 5,434百万円   |
| ホ 退職給付の支払額              | △13,365百万円 |
| ヘ 期末における年金資産（イ+ロ+ハ+ニ+ホ） | 230,835百万円 |

## ③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| イ 積立型制度の退職給付債務       | 155,783百万円  |
| ロ 年金資産               | △230,835百万円 |
|                      | △75,052百万円  |
| ハ 非積立型制度の退職給付債務      | 360,612百万円  |
| ニ 未認識数理計算上の差異        | 90,946百万円   |
| ホ 未認識過去勤務費用          | 3,056百万円    |
| ヘ 退職給付引当金（イ+ロ+ハ+ニ+ホ） | 379,563百万円  |

## ④退職給付に関連する損益

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| イ 勤務費用                       | 25,562百万円 |
| ロ 利息費用                       | 3,650百万円  |
| ハ 期待運用収益                     | △2,869百万円 |
| ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額          | 437百万円    |
| ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額            | △1,317百万円 |
| ヘ 確定給付制度に係る退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ+ホ） | 25,462百万円 |

## ⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

|                 |        |
|-----------------|--------|
| イ 生命保険一般勘定      | 65.1%  |
| ロ 国内債券          | 13.9%  |
| ハ 外国証券          | 10.8%  |
| ニ 国内株式          | 7.5%   |
| ホ 現金及び預貯金       | 2.8%   |
| ヘ 合計（イ+ロ+ハ+ニ+ホ） | 100.0% |

## ⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## ⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

|             |      |
|-------------|------|
| イ 割引率       | 1.9% |
| ロ 長期期待運用収益率 | 1.2% |

## (3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は2,219百万円です。

38. (1) 繰延税金資産の総額は2,492,587百万円であり、繰延税金負債の総額は3,044,409百万円であります。繰延税金資産のうち評価引当額として控除した額は72,143百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,376,198百万円、価格変動準備金482,418百万円および繰延ヘッジ損益420,677百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金2,961,055百万円であります。
- (2) 当期における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△18.5%、税率変更による影響△14.3%であります。
- (3) 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)の公布に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率を27.9%から、回収または支払いが見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては28.9%に変更しております。
- この変更により、当期末における繰延税金負債は26,391百万円、再評価に係る繰延税金負債は3,474百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金は102,447百万円減少、繰延ヘッジ損益は13,339百万円増加、土地再評価差額金は3,474百万円減少しております。また、法人税等調整額は62,716百万円減少しております。
39. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 2002年3月31日
- 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。
40. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の額は161百万円であります。
41. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する額は6,011,469百万円であります。

# 2024年度 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 金 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>経常収益</b><br>保険料等収入<br>保険料<br>再保険収入<br><b>資産運用収益</b><br>利息及び配当金等収入<br>預貯金利息<br>有価証券利息・配当金<br>貸付金利息<br>不動産賃貸料<br>その他利息配当金<br>有価証券売却益<br>その他運用収益<br><b>その他経常収益</b><br>年金特約取扱受入金<br>保険金据置受入金<br>その他の経常収益                                                                                                                                             | 7,122,875<br><br>4,794,612<br>4,793,437<br>1,174<br>2,216,324<br>1,826,960<br>12,564<br>1,517,084<br>169,135<br>116,130<br>12,044<br>388,331<br>1,033<br>111,938<br>3,501<br>63,601<br>44,836                                                                                                                      |
| <b>経常費用</b><br><b>保険金等支払金</b><br>保険金<br>年金<br>給付金<br>解約返戻金<br>その他返戻金<br>再保険料<br><b>責任準備金等繰入額</b><br>支払備金繰入額<br>責任準備金繰入額<br>社員配当金積立利息繰入額<br><b>資産運用費用</b><br>支払利息<br>有価証券売却損<br>有価証券評価損<br>金融派生商品費用<br>為替差損<br>貸倒引当金繰入額<br>投資損失引当金繰入額<br>賃貸用不動産等減価償却費<br>その他運用費用<br>特別勘定資産運用損<br><b>事業費</b><br><b>その他経常費用</b><br>保険金据置支払金<br>税金<br>減価償却費<br>その他の経常費用 | 6,630,217<br><br>4,454,171<br>1,056,882<br>867,051<br>795,529<br>1,402,601<br>330,234<br>1,872<br>444,807<br>5,839<br>418,319<br>20,648<br>914,003<br>55,838<br>502,010<br>2,508<br>217,412<br>30,593<br>595<br>2,553<br>21,583<br>67,275<br>13,632<br>584,236<br>232,997<br>104,939<br>53,232<br>48,476<br>26,348 |
| <b>経常利益</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <b>492,658</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>特別利益</b><br>固定資産等処分益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 12,438                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <b>特別損失</b><br>固定資産等処分損<br>減損損失<br>価格変動準備金繰入額<br>不動産圧縮損<br>社会厚生福祉事業助成金<br>その他特別損失                                                                                                                                                                                                                                                                   | 65,514<br><br>5,377<br>10,093<br>47,334<br>28<br>2,633<br>47                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>税引前当期純剰余</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>439,582</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>法人税及び住民税</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>111,278</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>法人税等調整額</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <b>△135,723</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>法人税等合計</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <b>△24,445</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>当期純剰余</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <b>464,027</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

**(損益計算書の注記)**

1. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。
  - (1) 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
  - (2) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
2. 子会社等との取引による収益の総額は95,426百万円、費用の総額は45,884百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券30,312百万円、株式等263,541百万円、外国証券94,476百万円であります。
4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券323,427百万円、株式等59,964百万円、外国証券118,618百万円であります。
5. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等2,197百万円、外国証券311百万円であります。
6. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は9百万円であります。
7. 金融派生商品費用には、評価損益が61,835百万円含まれております。
8. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

## ①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

## ②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

## ③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

| 用途      | 土地    | 建物    | 合計     |
|---------|-------|-------|--------|
| 賃貸用不動産等 | 676   | 4,350 | 5,026  |
| 遊休不動産等  | 3,766 | 1,299 | 5,066  |
| 合計      | 4,443 | 5,649 | 10,093 |

## ④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

2024年度 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

|                        | 基金等     |             |            |             |                      |             |           |           |                  |           |           |
|------------------------|---------|-------------|------------|-------------|----------------------|-------------|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------|
|                        | 基金      | 基金償却<br>積立金 | 再評価<br>積立金 | 剰余金         |                      |             |           |           |                  |           | 基金等<br>合計 |
|                        |         |             |            | 損失填補<br>準備金 | その他剰余金               |             |           |           |                  | 剰余金<br>合計 |           |
|                        |         |             |            |             | 社会厚生<br>福祉事業<br>助成資金 | 財務基盤<br>積立金 | 圧縮<br>積立金 | 別段<br>積立金 | 当期<br>未処分<br>剰余金 |           |           |
| 当期首残高                  | 100,000 | 1,350,000   | 651        | 21,855      | 351                  | 221,917     | 76,815    | 170       | 509,780          | 830,890   | 2,281,541 |
| 当期変動額                  |         |             |            |             |                      |             |           |           |                  |           |           |
| 社員配当準備金の積立             |         |             |            |             |                      |             |           |           | △264,517         | △264,517  | △264,517  |
| 損失填補準備金の積立             |         |             |            | 1,535       |                      |             |           |           | △1,535           | -         | -         |
| 基金償却積立金の積立             |         | 50,000      |            |             |                      |             |           |           | △50,000          | △50,000   | -         |
| 基金利息の支払                |         |             |            |             |                      |             |           |           | △265             | △265      | △265      |
| 当期純剰余                  |         |             |            |             |                      |             |           |           | 464,027          | 464,027   | 464,027   |
| 基金の償却                  | △50,000 |             |            |             |                      |             |           |           |                  |           | △50,000   |
| 社会厚生福祉事業助成<br>資金の積立    |         |             |            |             | 3,000                |             |           |           | △3,000           | -         | -         |
| 社会厚生福祉事業助成<br>資金の取崩    |         |             |            |             | △2,633               |             |           |           | 2,633            | -         | -         |
| 財務基盤積立金の積立             |         |             |            |             |                      | 190,000     |           |           | △190,000         | -         | -         |
| 圧縮積立金の積立               |         |             |            |             |                      |             | 2,260     |           | △2,260           | -         | -         |
| 圧縮積立金の取崩               |         |             |            |             |                      |             | △1,797    |           | 1,797            | -         | -         |
| 土地再評価差額金の取崩            |         |             |            |             |                      |             |           |           | 2,114            | 2,114     | 2,114     |
| 基金等以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |             |            |             |                      |             |           |           |                  |           |           |
| 当期変動額合計                | △50,000 | 50,000      | -          | 1,535       | 366                  | 190,000     | 463       | -         | △41,005          | 151,359   | 151,359   |
| 当期末残高                  | 50,000  | 1,400,000   | 651        | 23,390      | 718                  | 411,917     | 77,279    | 170       | 468,775          | 982,249   | 2,432,900 |

|                         | 評価・換算差額等                 |                 |                  |                        | 純資産<br>合計  |
|-------------------------|--------------------------|-----------------|------------------|------------------------|------------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価<br>差額金 | 繰延<br>ヘッジ<br>損益 | 土地<br>再評価<br>差額金 | 評価・<br>換算<br>差額等<br>合計 |            |
| 当期首残高                   | 9,158,865                | △1,141,792      | △50,967          | 7,966,105              | 10,247,646 |
| 当期変動額                   |                          |                 |                  |                        |            |
| 社員配当準備金の積立              |                          |                 |                  |                        | △264,517   |
| 損失填補準備金の積立              |                          |                 |                  |                        | -          |
| 基金償却積立金の積立              |                          |                 |                  |                        | -          |
| 基金利息の支払                 |                          |                 |                  |                        | △265       |
| 当期純剰余                   |                          |                 |                  |                        | 464,027    |
| 基金の償却                   |                          |                 |                  |                        | △50,000    |
| 社会厚生福祉事業助成<br>資金の積立     |                          |                 |                  |                        | -          |
| 社会厚生福祉事業助成<br>資金の取崩     |                          |                 |                  |                        | -          |
| 財務基盤積立金の積立              |                          |                 |                  |                        | -          |
| 圧縮積立金の積立                |                          |                 |                  |                        | -          |
| 圧縮積立金の取崩                |                          |                 |                  |                        | -          |
| 土地再評価差額金の取崩             |                          |                 |                  |                        | 2,114      |
| 基金等以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | △1,781,047               | △225,206        | △5,588           | △2,011,842             | △2,011,842 |
| 当期変動額合計                 | △1,781,047               | △225,206        | △5,588           | △2,011,842             | △1,860,483 |
| 当期末残高                   | 7,377,817                | △1,366,998      | △56,555          | 5,954,262              | 8,387,163  |



# 2024年度（2025年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目        | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|------------|------------|---------------|------------|
| (資産の部)     |            | (負債の部)        |            |
| 現金及び預貯金    | 932,037    | 保険契約準備金       | 75,343,434 |
| コールローン     | 876,505    | 支払備金          | 275,520    |
| 買入金銭債権     | 189,832    | 責任準備金         | 73,897,294 |
| 有価証券       | 80,309,417 | 社員配当準備金       | 1,126,878  |
| 貸付金        | 8,706,575  | 契約者配当準備金      | 43,740     |
| 有形固定資産     | 1,986,662  | 再保険借          | 17,731     |
| 土地         | 1,189,083  | 社債            | 1,554,141  |
| 建物         | 659,045    | その他負債         | 7,763,978  |
| リース資産      | 59,971     | 役員賞与引当金       | 427        |
| 建設仮勘定      | 27,236     | 退職給付に係る負債     | 342,085    |
| その他の有形固定資産 | 51,326     | 役員退職慰労引当金     | 358        |
| 無形固定資産     | 647,931    | ポイント引当金       | 6,192      |
| ソフトウェア     | 124,198    | 価格変動準備金       | 1,787,849  |
| のれん        | 279,416    | 繰延税金負債        | 683,281    |
| リース資産      | 24         | 再評価に係る繰延税金負債  | 100,413    |
| その他の無形固定資産 | 244,291    | 支払承諾          | 52,383     |
| 再保険貸       | 224,252    | 負債の部合計        | 87,652,277 |
| その他資産      | 2,386,882  | (純資産の部)       |            |
| 退職給付に係る資産  | 1,469      | 基金            | 50,000     |
| 繰延税金資産     | 34,155     | 基金償却積立金       | 1,400,000  |
| 支払承諾見返     | 52,383     | 再評価積立金        | 651        |
| 貸倒引当金      | △5,463     | 連結剰余金         | 916,813    |
|            |            | 基金等合計         | 2,367,465  |
|            |            | その他有価証券評価差額金  | 7,387,008  |
|            |            | 繰延ヘッジ損益       | △1,372,500 |
|            |            | 土地再評価差額金      | △56,555    |
|            |            | 為替換算調整勘定      | 157,862    |
|            |            | 退職給付に係る調整累計額  | 66,053     |
|            |            | その他の包括利益累計額合計 | 6,181,868  |
|            |            | 新株予約権         | 1,863      |
|            |            | 非支配株主持分       | 139,168    |
|            |            | 純資産の部合計       | 8,690,365  |
| 資産の部合計     | 96,342,642 | 負債及び純資産の部合計   | 96,342,642 |

## 連結計算書類の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結実質子会社数 23社

主要な連結実質子会社

ニッセイ信用保証株式会社  
ニッセイ・リース株式会社  
ニッセイ・キャピタル株式会社  
ニッセイアセットマネジメント株式会社  
ニッセイ情報テクノロジー株式会社  
大樹生命保険株式会社  
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社  
はなさく生命保険株式会社  
ニッセイプラス少額短期保険株式会社  
株式会社ニチイホールディングス  
Nippon Life Insurance Company of America  
Nippon Life Americas, Inc.  
MLC Limited  
Nippon Life India Asset Management Limited

株式会社ニッセイ・ライフサポートの株式を取得したことに伴い、同社、株式会社ニチイホールディングスおよびその傘下6社の計8社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

主要な非連結実質子会社は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結実質子会社については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結実質子会社数 0社

持分法適用の関連会社数 18社

主要な持分法適用の関連会社

日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
企業年金ビジネスサービス株式会社  
長生人寿保險有限公司  
Bangkok Life Assurance Public Company Limited  
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited  
Post Advisory Group, LLC  
PT Sequis  
PT Asuransi Jiwa Sequis Life  
The TCW Group, Inc.  
Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited  
Blackstone ISG Investment Partners – R (BMU) L.P.  
Resolution Life Group Holdings Ltd.  
Corebridge Financial, Inc.

Corebridge Financial, Inc.は、株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

なお、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、入手可能な合理的な情報に基づいて暫定的な会計処理を行っております。

持分法を適用していない非連結実質子会社（Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他）および関連会社（株式会社エスエルタワーズ他）については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

### 3. 連結実質子会社の事業年度等に関する事項

連結実質子会社のうち、在外会社の決算日は、12月31日および3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび持分法適用の関連会社に係るのれん相当額（以下「のれん等」という）は、定額法により20年以内で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

**(連結貸借対照表の注記)**

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日、以下「2022年改正会計基準」という)等を、当連結会計年度から適用し、資産または負債の評価替えにより生じた評価差額等に対して課される当期の所得に対する法人税および住民税の計上区分を見直しております。2022年改正会計基準等の適用については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、2022年改正会計基準が定める新たな会計方針を当連結会計年度の期首時点より適用しております。
2. (1) 当社および一部の連結実質子会社の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものは、次のとおり評価しております。
  - ① 売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
  - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ④ 非連結または持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式(保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社および保険業法施行規則第24条の3第6項に規定する関連会社が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
  - ⑤ その他有価証券
    - イ 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法))
    - ロ 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデューレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。
  - (1) 当社
    - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
    - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
    - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
    - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
    - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
    - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
  - (2) 大樹生命保険株式会社
    - ① 終身保険・年金保険(40年以内)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む)および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分)
    - ② 拠出型企業年金(27年以内)小区分(拠出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分)
    - ③ 一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
    - ④ 一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
    - ⑤ 一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))
    - ⑥ 一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))
  - (3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
    - ① 個人保険・個人年金商品(ただし一部保険種類を除く)
    - ② 終身がん保険・養老保険商品
    - ③ 一時払終身保険(確定積立金区分型)商品
    - ④ 上記を除く円建一時払商品(ただし一部保険契約を除く)
    - ⑤ 上記を除く米ドル建商品(ただし一部保険契約を除く)
    - ⑥ 上記を除く豪ドル建一時払年金商品(ただし一部保険種類を除く)
  - (4) はなさく生命保険株式会社
 全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデューレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。
4. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
5. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
  - イ 有形固定資産(リース資産を除く)
    - (i) 建物
 定額法により行っております。
    - (ii) 上記以外
 主に定率法により行っております。  
 なお、当社および一部の連結実質子会社のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
  - ロ リース資産
    - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
    - (ii) 上記以外
 リース期間に基づく定額法により行っております。
- ② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」（企業会計審議会）に基づき行っております。なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。また、一部の連結実質子会社が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。
7. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、以下（4）の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
  - ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
  - ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 連結実質子会社については、主として資産査定基準および償却・引当基準等にのっとり、必要と認められた額を引き当てております。
- (4) 破綻先および実質破綻先等に対する債権（担保・保証付債権を含む）については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は2,961百万円（担保・保証付債権に係る額43百万円）であります。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- (2) 当社および一部の連結実質子会社の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準
  - ②数理計算上の差異の処理年数 5年
  - ③過去勤務費用の処理年数 5年
10. 役員退職慰労引当金は、一部の連結実質子会社の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
13. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
14. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部および外貨建株式（予定取引）の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプションによる時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
  - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象)                 |
| 金利スワップ  | 外貨建貸付金、保険契約             |
| 通貨スワップ  | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約    | 外貨建債券等、外貨建株式（予定取引）      |
| 通貨オプション | 外貨建債券                   |
| 株式先渡    | 国内株式                    |
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
15. 当社および一部の連結実質子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
16. 当社および一部の実質子会社は、当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理ならびにこれらに関する税効果会計の会計処理は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。



17. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が310,009百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が310,009百万円減少しております。

#### イ 当社

2019年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。また、2021年度より追加積み立ての対象に加え、5年間にわたり段階的に積み立てることとしていた、終身保険契約（一時払契約を含む）の責任準備金および当連結会計年度より追加積み立ての対象に加えた終身保険契約（一時払契約を含む）の責任準備金については、当連結会計年度に一括して積み立てることとしております。なお、当連結会計年度の追加積み立てに際して、保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき計上した危険準備金の一部について、同施行規則第69条第7項の規定に基づき、金融庁長官が定める取り崩しに関する基準によらない取り崩しを行い、追加して積み立てる責任準備金の一部に充当しております。この結果、当連結会計年度に追加積み立ておよび危険準備金の取り崩しを行わなかった場合に比べ、責任準備金が301,138百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が301,138百万円減少しております。

#### ロ 大樹生命保険株式会社

一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が8,870百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が8,870百万円減少しております。

- (2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。
18. 当社および一部の連結実質子会社は、既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をした場合（以下「みなし入院」という）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額および保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

19. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づき識別した重要な会計上の見積りであるのれん等およびその他の無形固定資産（顧客関連資産）の当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額は、次のとおりです。

①のれん 279,416百万円

株式会社ニッセイ・ライフサポート 202,233百万円

②のれん相当額 48,910百万円

Reliance Nippon Life Insurance Company Limited 29,456百万円

PT Sequis 11,037百万円

The TCW Group, Inc. 8,416百万円

③その他の無形固定資産（顧客関連資産） 55,533百万円

株式会社ニッセイ・ライフサポート 55,533百万円

また、のれん等およびその他の無形固定資産（顧客関連資産）の減損判定にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第3項をご参照ください。

20. 主な未適用の会計基準等としては、「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）および「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等があり、その内容は以下のとおりです。

#### ①概要

当該会計基準等は、企業会計基準委員会における、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識する、リースに関する会計基準として開発されたものです。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を連結貸借対照表に計上するとともに、リースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

#### ②適用予定日

2027年度の期首より適用予定です。

#### ③当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、現在評価中です。

21. 当社および一部の連結実質子会社の一般勘定（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、



デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。その他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

## 22. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

### (1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                  | 連結貸借対照表価額 (*1) | 時価 (*2)     | 差額         |
|------------------|----------------|-------------|------------|
| 買入金銭債権           | 189,832        | 185,347     | △4,485     |
| 満期保有目的の債券        | 17,138         | 16,026      | △1,112     |
| 責任準備金対応債券        | 124,928        | 121,555     | △3,373     |
| その他有価証券          | 47,765         | 47,765      | －          |
| 有価証券 (*3,*4,*5)  | 78,725,060     | 74,776,204  | △3,948,855 |
| 売買目的有価証券         | 1,671,554      | 1,671,554   | －          |
| 満期保有目的の債券        | 745,803        | 727,870     | △17,932    |
| 責任準備金対応債券        | 34,138,084     | 30,233,602  | △3,904,481 |
| 子会社株式及び関連会社株式    | 638,239        | 611,798     | △26,441    |
| その他有価証券          | 41,531,377     | 41,531,377  | －          |
| 貸付金 (*6)         | 8,703,359      | 8,342,794   | △360,564   |
| 保険約款貸付           | 438,966        | 438,966     | －          |
| 一般貸付             | 8,264,392      | 7,903,827   | △360,564   |
| 金融派生商品 (*7)      | (1,934,506)    | (1,934,506) | －          |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (20,809)       | (20,809)    | －          |
| ヘッジ会計が適用されているもの  | (1,913,697)    | (1,913,697) | －          |
| 社債 (*6,*8)       | (1,554,141)    | (1,495,393) | (△58,748)  |
| 借入金 (*8)         | (1,301,457)    | (1,248,558) | (△52,899)  |

(\*1) 貸倒引当金を計上したもののについては、当該引当金を控除しております。

(\*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(\*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、290,275百万円であります。

(\*4) 時価算定会計基準適用指針第24－16項を適用し、組合等への出資残高については、含めておりません。当該組合等の連結貸借対照表価額は1,294,081百万円であります。

(\*5) 時価算定会計基準適用指針第24－3項または第24－9項を適用した投資信託を含めております。

(\*6) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(\*7) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(\*8) 社債および借入金は負債に計上しており、( )で示しております。

(2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△34,529百万円であります。

②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                     | 種類     | 連結貸借対照表価額 | 時価      | 差額      |
|---------------------|--------|-----------|---------|---------|
| 時価が連結貸借対照表価額を超えるもの  | 買入金銭債権 | 1,904     | 1,934   | 29      |
|                     | 公社債    | 39,660    | 40,521  | 860     |
|                     | 外国証券   | 287,056   | 292,645 | 5,589   |
|                     | 小計     | 328,622   | 335,101 | 6,478   |
| 時価が連結貸借対照表価額を超えないもの | 買入金銭債権 | 15,233    | 14,091  | △1,142  |
|                     | 公社債    | 132,041   | 123,937 | △8,103  |
|                     | 外国証券   | 287,044   | 270,766 | △16,278 |
|                     | 小計     | 434,319   | 408,795 | △25,524 |
| 合計                  |        | 762,941   | 743,896 | △19,045 |

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                     | 種類     | 連結貸借対照表価額  | 時価         | 差額         |
|---------------------|--------|------------|------------|------------|
| 時価が連結貸借対照表価額を超えるもの  | 買入金銭債権 | 40,934     | 41,254     | 320        |
|                     | 公社債    | 9,500,177  | 9,856,474  | 356,296    |
|                     | 外国証券   | 446,075    | 453,687    | 7,612      |
|                     | 小計     | 9,987,187  | 10,351,416 | 364,229    |
| 時価が連結貸借対照表価額を超えないもの | 買入金銭債権 | 83,994     | 80,300     | △3,693     |
|                     | 公社債    | 21,140,597 | 17,170,605 | △3,969,991 |
|                     | 外国証券   | 3,051,233  | 2,752,834  | △298,398   |
|                     | 小計     | 24,275,825 | 20,003,741 | △4,272,084 |
| 合計                  |        | 34,263,013 | 30,355,158 | △3,907,855 |

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                                      | 種類     | 取得原価<br>または償却原価 | 連結貸借対照表価額  | 差額         |
|--------------------------------------|--------|-----------------|------------|------------|
| 連結貸借対照表価額が<br>取得原価または償却原価を<br>超えるもの  | 買入金銭債権 | 8,034           | 8,538      | 504        |
|                                      | 公社債    | 923,166         | 1,014,852  | 91,686     |
|                                      | 株式     | 4,021,198       | 12,280,501 | 8,259,303  |
|                                      | 外国証券   | 12,246,667      | 15,555,828 | 3,309,160  |
|                                      | その他の証券 | 677,260         | 864,918    | 187,657    |
|                                      | 小計     | 17,876,328      | 29,724,639 | 11,848,311 |
| 連結貸借対照表価額が<br>取得原価または償却原価を<br>超えないもの | 買入金銭債権 | 41,183          | 39,227     | △1,956     |
|                                      | 公社債    | 3,405,607       | 3,010,671  | △394,936   |
|                                      | 株式     | 386,295         | 310,892    | △75,402    |
|                                      | 外国証券   | 7,569,419       | 6,973,365  | △596,053   |
|                                      | その他の証券 | 1,772,603       | 1,520,347  | △252,256   |
|                                      | 小計     | 13,175,109      | 11,854,503 | △1,320,605 |
| 合計                                   |        | 31,051,437      | 41,579,143 | 10,527,705 |

※市場価格のない株式等64,601百万円、組合等への出資残高197,400百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、1,198百万円減損処理を行っております。

なお、当社および一部の連結実質子会社の株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに  
つき、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が  
一定の要件に該当する銘柄

(3) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|           | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超       |
|-----------|-----------|-------------|--------------|------------|
| 買入金銭債権    | 15,000    | 9,314       | 14,070       | 154,216    |
| 満期保有目的の債券 | —         | 1,000       | 345          | 15,420     |
| 責任準備金対応債券 | —         | 7,258       | 10,744       | 106,866    |
| その他有価証券   | 15,000    | 1,055       | 2,981        | 31,929     |
| 有価証券      | 1,952,411 | 10,028,298  | 9,676,919    | 42,315,028 |
| 満期保有目的の債券 | 41,068    | 344,927     | 256,446      | 113,769    |
| 責任準備金対応債券 | 830,318   | 4,114,406   | 3,449,842    | 26,434,476 |
| その他有価証券   | 1,081,023 | 5,568,964   | 5,970,630    | 15,766,782 |
| 貸付金（*1）   | 1,103,821 | 2,800,768   | 2,251,671    | 2,090,891  |
| 社債（*2）    | —         | —           | —            | 1,528,541  |
| 借入金       | 38,530    | 176,927     | —            | 1,086,000  |

（\*1）保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの5,668百万円は含めておりま  
せん。

（\*2）劣後特約付社債等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

23. (1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりです。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類してありま  
す。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、  
時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

イ 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品

(単位：百万円)

|            | レベル1       | レベル2        | レベル3    | 合計          |
|------------|------------|-------------|---------|-------------|
| 買入金銭債権     | －          | 14,995      | 32,770  | 47,765      |
| その他有価証券    | －          | 14,995      | 32,770  | 47,765      |
| 有価証券（＊1）   | 20,073,790 | 20,841,962  | 418,752 | 41,334,504  |
| 売買目的有価証券   | 728,704    | 942,850     | －       | 1,671,554   |
| その他有価証券    | 19,345,085 | 19,899,112  | 418,752 | 39,662,951  |
| 公社債        | 2,607,702  | 1,417,821   | －       | 4,025,523   |
| 国債         | 2,607,702  | －           | －       | 2,607,702   |
| 地方債        | －          | 108,616     | －       | 108,616     |
| 社債         | －          | 1,309,204   | －       | 1,309,204   |
| 株式         | 12,474,956 | 116,438     | －       | 12,591,394  |
| 外国証券       | 4,230,779  | 16,048,386  | 418,418 | 20,697,584  |
| 公社債        | 3,074,561  | 9,739,299   | 417,296 | 13,231,156  |
| 株式等        | 1,156,218  | 6,309,087   | 1,122   | 7,466,427   |
| その他の証券     | 31,647     | 2,316,466   | 334     | 2,348,448   |
| 金融派生商品（＊2） | (734)      | (1,934,549) | 777     | (1,934,506) |
| 金利関連       | (146)      | (467,003)   | －       | (467,149)   |
| 通貨関連       | －          | (1,470,142) | 53      | (1,470,089) |
| その他        | (588)      | 2,596       | 724     | 2,732       |

（＊1）時価算定会計基準適用指針第24－3項または第24－9項を適用した投資信託を含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表価額は、投資信託財産が金融商品である投資信託1,816,187百万円、投資信託財産が不動産である投資信託53,169百万円であり、当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表は、次のとおりです。

（＊2）金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(単位：百万円)

|                                                          | 投資信託財産が<br>金融商品の投資信託（＊3） | 投資信託財産が<br>不動産の投資信託 | 合計        |
|----------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------|-----------|
| 当連結会計年度期首残高                                              | 1,666,190                | 47,495              | 1,713,685 |
| 当連結会計年度の損益                                               | 637                      | △1,353              | △715      |
| 純損益に計上（＊4）                                               | 7,819                    | △485                | 7,333     |
| その他の包括利益に計上（＊5）                                          | △7,181                   | △868                | △8,049    |
| 購入、売却および償還                                               | 149,359                  | 7,026               | 156,386   |
| 時価算定会計基準適用指針第24－3項<br>または第24－9項の適用を開始した取引                | －                        | －                   | －         |
| 時価算定会計基準適用指針第24－3項<br>または第24－9項の適用を中止した取引                | －                        | －                   | －         |
| 当連結会計年度末残高                                               | 1,816,187                | 53,169              | 1,869,356 |
| 当連結会計年度の損益に計上した額のうち<br>当連結会計年度末において保有する投資信託<br>の評価損益（＊4） | －                        | －                   | －         |

（＊3）主に解約が1カ月を超えて制限されるものがあり、当該投資信託の連結貸借対照表価額は1,792,223百万円であります。

（＊4）連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

（＊5）連結貸借対照表のその他の包括利益累計額合計のうちその他有価証券評価差額金に含まれております。

□ 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融商品

(単位：百万円)

|               | レベル1       | レベル2        | レベル3      | 合計          |
|---------------|------------|-------------|-----------|-------------|
| 買入金銭債権        | －          | －           | 137,581   | 137,581     |
| 満期保有目的の債券     | －          | －           | 16,026    | 16,026      |
| 責任準備金対応債券     | －          | －           | 121,555   | 121,555     |
| 有価証券          | 26,723,240 | 4,821,447   | 27,385    | 31,572,073  |
| 満期保有目的の債券     | 86,086     | 614,680     | 27,103    | 727,870     |
| 公社債           | 36,066     | 128,392     | －         | 164,458     |
| 外国証券          | 50,020     | 486,287     | 27,103    | 563,412     |
| 責任準備金対応債券     | 26,061,477 | 4,171,843   | 281       | 30,233,602  |
| 公社債           | 25,267,360 | 1,759,438   | 281       | 27,027,080  |
| 外国証券          | 794,117    | 2,412,405   | －         | 3,206,522   |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 575,675    | 34,923      | －         | 610,599     |
| 貸付金           | －          | －           | 8,342,794 | 8,342,794   |
| 保険約款貸付        | －          | －           | 438,966   | 438,966     |
| 一般貸付          | －          | －           | 7,903,827 | 7,903,827   |
| 社債（*6）        | －          | (1,469,823) | (25,569)  | (1,495,393) |
| 借入金（*6）       | －          | (1,024,700) | (223,857) | (1,248,558) |

（\*6）社債および借入金は負債に計上しており、（ ）で示しております。

- (2) 当社および一部の連結実質子会社の主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は、次のとおりです。
- ①有価証券および買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取り扱うもの  
 活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資  
 信託等がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類  
 しております。主に地方債、社債等がこれに含まれております。公表された相場価格が入手できない場合には、主に外部情報ベ  
 ンダーより入手した評価額または委託会社が算出した基準価額等によっております。観察できないインプットを用いていないま  
 たはその影響が重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類し  
 ております。
- ②貸付金
- イ 保険約款貸付  
 貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間およ  
 び金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。
- 一般貸付  
 変動金利貸付については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、貸付先の信用状態が実行後大き  
 く異なっていない場合、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利貸付  
 については、貸付金の種類および内部格付け、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リス  
 ク等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。また、通貨スワップの振当処理、金利スワップの特例  
 処理の対象とされた貸し付けについては、当該時価を反映しております。
- なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から将来キャッシュ・フ  
 ローの現在価値または担保および保証による回収見込み額等に基づいた貸倒見積高を控除した額を時価としております。  
 算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。
- ③金融派生商品  
 活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に債券先物取引、株価指数先  
 物取引がこれに含まれております。公表された相場価格が利用できない場合は主に外部情報ベンダーより入手した評価額、また  
 は、自社で算定した評価額を利用しており、当該評価額が観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない  
 場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。
- ④社債  
 市場価格を時価とするものは、レベル2の時価に分類しております。一方、固定金利による社債で、将来キャッシュ・フローを  
 想定される残存期間に応じた割引率で割り引いた現在価値を時価とするものは、レベル3の時価に分類しております。また、通  
 貨スワップの振当処理の対象とされた社債については、当該時価を反映しております。
- ⑤借入金  
 変動金利借入については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、当社の信用状態が実行後大きく異  
 なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類し  
 ております。一方、固定金利借入については、原則、将来キャッシュ・フローを当社の信用リスクを加味した同様の借り入れ



において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れについては、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報は、次のとおりです。

①時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報

観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

②当連結会計年度期首残高から当連結会計年度末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

|                                                  | 買入金銭債権<br>その他有価証券 | 有価証券<br>その他有価証券 | 金融派生商品<br>通貨関連 | 金融派生商品<br>その他 |
|--------------------------------------------------|-------------------|-----------------|----------------|---------------|
| 当連結会計年度期首残高                                      | 42,303            | 496,560         | △548           | 3,131         |
| 当連結会計年度の損益                                       | △632              | 1,254           | 149            | △2,606        |
| 純損益に計上（＊1）                                       | △179              | 1,543           | 149            | △2,606        |
| その他の包括利益に計上（＊2）                                  | △452              | △288            | －              | －             |
| 購入、売却、発行および決済                                    | △8,900            | △79,062         | 451            | 199           |
| レベル3の時価への振り替え（＊3）                                | －                 | －               | －              | －             |
| レベル3の時価からの振り替え（＊4）                               | －                 | －               | －              | －             |
| 当連結会計年度末残高                                       | 32,770            | 418,752         | 53             | 724           |
| 当連結会計年度の損益に計上した額のうち当連結会計年度末において保有する金融商品の評価損益（＊1） | －                 | △1,126          | 53             | △884          |

（＊1）連結損益計算書の資産運用収益および資産運用費用に含まれております。

（＊2）連結貸借対照表のその他の包括利益累計額合計のその他有価証券評価差額金に含まれております。

（＊3）レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振り替えはありません。

（＊4）レベル3の時価からレベル1の時価またはレベル2の時価への振り替えはありません。

③時価の評価プロセスの説明

当社および一部の連結実質子会社は、社内で決定した時価の算定に関する方針に基づき時価を算定しており、当該方針に定める時価の算定に用いる評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を確認しております。

時価の算定にあたっては、個々の金融商品の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

24. 当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は1,340,339百万円、時価は1,965,382百万円であります。

当社および一部の連結実質子会社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は4,959百万円であります。

25. (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は23,149百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は9,301百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続き開始または再生手続き開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

②危険債権額は12,681百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

③三月以上延滞債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものであります。

④貸付条件緩和債権額は1,166百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権等の額は2,961百万円減少しております。

26. 有形固定資産の減価償却累計額は1,406,554百万円であります。

27. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,381,881百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

28. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| イ 当連結会計年度期首現在高         | 1,088,964百万円 |
| ロ 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額   | 264,517百万円   |
| ハ 当連結会計年度社員配当金支払額      | 247,252百万円   |
| ニ 利息による増加額             | 20,648百万円    |
| ホ 当連結会計年度末現在高（イ＋ロ－ハ＋ニ） | 1,126,878百万円 |

29. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| イ 当連結会計年度期首現在高         | 46,477百万円 |
| ロ 当連結会計年度契約者配当金支払額     | 14,644百万円 |
| ハ 利息による増加額             | 6百万円      |
| ニ 契約者配当準備金繰入額          | 11,901百万円 |
| ホ 当連結会計年度末現在高（イ－ロ＋ハ＋ニ） | 43,740百万円 |

30. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能です。

当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

| 発行年月     | 繰上償還可能日                         |
|----------|---------------------------------|
| 2016年 1月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2017年 9月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2020年 1月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2021年 1月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2021年 9月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2023年 9月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2024年 4月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |
| 2025年 1月 | 発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日 |

また、当社は2025年4月30日に、次のとおり社債を発行しております。

|            |                                                                               |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称        | 2055年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）                                                   |
| 発 行 価 格    | 額面金額の100%                                                                     |
| 発 行 総 額    | 1,500百万米ドル                                                                    |
| 利 率        | 2035年4月まで 年6.50%（固定金利）<br>2035年4月以降 固定金利（ステップアップあり・5年ごとにリセット）                 |
| 償 還 期 限    | 2055年4月（ただし、発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能） |
| 担保および保証の内容 | 本社債には担保および保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はありません。                             |
| 資 金 使 途    | 一般事業資金                                                                        |

なお、本社債は、ヘッジ会計の手法として通貨スワップの振当処理を適用しております。

また、当社は2025年4月30日に、次のとおり社債を繰上償還しております。

なお、繰上償還した社債について計上した支払利息は、当連結会計年度において1,140百万円であります。

|               |                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------|
| 名 称           | 第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債<br>（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募） |
| 発 行 年 月 日     | 2015年4月30日                                               |
| 繰 上 償 還 金 額   | 額面金額の100%                                                |
| 繰 上 償 還 額     | 750億円                                                    |
| 繰 上 償 還 の 方 法 | 未償還残高の全額繰上償還                                             |

31. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,086,000百万円が含まれております。

32. 担保に供されている資産の額は、有価証券6,365,842百万円、リース契約等に係る債権3,995百万円であります。また、担保に係る債務の額は3,162,794百万円であります。
- なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却3,276,224百万円および売現先勘定3,123,499百万円、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券38,159百万円および受入担保金35,714百万円をそれぞれ含んでおります。
33. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積み立てております。
34. 非連結実質子会社および関連会社の株式および出資金の総額は1,960,595百万円であります。
35. 取得による企業結合に関する事項は、次のとおりです。
- 当社は、2023年11月28日開催の取締役会において、株式会社ニチイホールディングス（以下「ニチイホールディングス」という）の全株式を保有する株式会社BCJ-43の株式を取得することを決議し、2024年6月3日をもって、同社株式を取得しております。

## ①企業結合の概要

## イ 被取得企業の名称および事業の内容

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 被取得企業の名称 | 株式会社BCJ-43          |
| 事業の内容    | ニチイホールディングスの株式所有・管理 |

## ロ 企業結合を行った主な理由

ニチイホールディングスは、創業以来、医療事務受託・介護・保育事業を展開する株式会社ニチイ学館を中核企業とし、各マーケットにおいて長期にわたり代表的なポジションを築いております。当社とニチイホールディングスは、これまでも幅広い領域で協業してきましたが、本件を通じた当該事業の活性化や生産性・持続性向上により、これまで以上にお客様へ提供する安心を拡大し、あらゆる世代が安心して暮らせる社会を実現することを目的としております。

## ハ 企業結合日

2024年6月3日（みなし取得日2024年6月30日）

## ニ 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

## ホ 結合後企業の名称

株式会社ニッセイ・ライフサポート

## ヘ 取得した議決権比率

99.5%

## ト 支払資金の調達方法

自己資金

## チ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする株式の取得により、議決権の99.5%を取得したため。

## ②連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年7月1日から2025年3月31日まで

## ③被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

|       |    |            |
|-------|----|------------|
| 取得の対価 | 現金 | 205,021百万円 |
| 取得原価  |    | 205,021百万円 |

## ④主要な取得関連費用の内容および金額

|            |          |
|------------|----------|
| アドバイザリー費用等 | 3,610百万円 |
|------------|----------|

## ⑤発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

## イ 発生したのれんの金額

210,112百万円

## ロ 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったことによるものです。

## ハ 償却方法および償却期間

20年間にわたる均等償却

## ⑥企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| 資産合計                     | 223,482百万円 |
| （うちのれん以外の無形固定資産に配分された金額） | 57,697百万円  |
| 負債合計                     | 228,430百万円 |
| （うち借入金）                  | 76,405百万円  |

## ⑦取得原価のうちのれん以外の無形固定資産に配分された金額および償却期間

|                      |           |      |     |
|----------------------|-----------|------|-----|
| のれん以外の無形固定資産に配分された金額 | 57,697百万円 | 償却期間 | 20年 |
| （うち顧客関連資産）           | 57,697百万円 | 償却期間 | 20年 |

## ⑧企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額およびその算定方法

|               |            |
|---------------|------------|
| 経常収益          | 306,872百万円 |
| 経常利益          | 2,562百万円   |
| 親会社に帰属する当期純剰余 | △2,380百万円  |

## （概算額の算定方法）

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された経常収益、経常利益、親会社に帰属する当期純剰余を影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれんおよび無形固定資産が当連結会計年度の開始の日に発生したものとし、償却額を算定しております。なお、当該概算額は監査証明を受けておりません。

⑨その他

企業結合日において、当社が取得した株式会社ニッセイ・ライフサポートの発行済株式の1.0%を当社の連結実質子会社であるニッセイ情報テクノロジー株式会社（以下「ニッセイ情報テクノロジー」という）に譲渡しました。また、当社は、当連結会計年度末において、株式会社ニッセイ・ライフサポートの発行済株式の0.4%を非支配株主より取得しております。これにより、当社が所有する議決権比率は98.7%となります。介護・医療関連・保育分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進にあたって、当社、ニッセイ情報テクノロジーおよびニチイホールディングスの3社による戦略的な協業を推進してまいります。

36. 当社は、2024年12月11日付で、当社の持分法適用会社であるResolution Life Group Holdings Ltd.（以下「レゾリューションライフ」という）を当社の完全子会社とすること（以下「本件買収」という）について、当社、レゾリューションライフ、ならびにレゾリューションライフに出資する投資事業有限責任組合であるBlackstone ISG Investment Partners – R(BMU) L.P.（以下「Blackstone L.P.」という）およびBlackstone L.P.のジェネラルパートナーであるBlackstone ISG Investment Associates – R(BMU) Ltd.（以下「Blackstone Ltd.」という）等の当事者間で合意しました。

また、同日付で、National Australia Bank Limited（以下「NAB」という）が保有する当社の連結実質子会社であるMLC Limited（以下「MLC」という）の発行済株式の20%分をNABから取得することについて、当社およびNABとの間で合意しました。

さらに、レゾリューションライフ傘下のResolution Life Australasia Limited（以下「豪州レゾリューション」という）とMLCを経営統合すること（以下「本件統合」という）について、当社、レゾリューションライフ、ならびにBlackstone L.P.およびBlackstone Ltd.等の当事者間で合意しました。

（本件買収および本件統合等の背景・狙い）

グローバルに既契約受託事業や再保険事業を展開する保険会社グループであるレゾリューションライフを完全子会社とすることで、米国保険市場等において事業を拡大するとともに、本件統合等を通じた豪州保険事業のさらなる強化により、海外事業収益の長期安定的な拡大、ひいてはご契約者利益の最大化を企図し、本件買収および本件統合等を決定しました。

（レゾリューションライフ株式の追加取得）

当社は、Blackstone L.P.から、レゾリューションライフの発行済株式のうち、当社が既に保有する持分を除いた約77%分を追加取得します。この結果、レゾリューションライフは、当社100%出資の完全子会社となります。

①企業結合の概要

イ 被取得企業の名称および事業の内容

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 被取得企業の名称 | Resolution Life Group Holdings Ltd. |
| 事業の内容    | 保険持株会社（既契約受託事業・再保険事業）               |

ロ 企業結合の時期

関連当局による認可等を前提に、2025年7～12月までの完了を予定。

ハ 企業結合の法的形式

現金等を対価とした株式取得

ニ 議決権比率に関する事項

|                   |      |
|-------------------|------|
| 取得日直前に所有している議決権比率 | 約23% |
| 企業結合日に追加取得する議決権比率 | 約77% |
| 取得後の議決権比率         | 100% |

ホ 支払資金の調達方法

自己資金

②被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

追加取得の対価 現金 約82億米ドル（約1.2兆円）

※段階取得における取得原価および損益は、現時点では確定しておりません。

（MLC株式の追加取得）

当社は、NABから、MLCの発行済株式の20%分を追加取得します。この結果、MLCは、当社100%出資の完全子会社となります。

①企業結合の概要

イ 結合当事企業の名称および事業の内容

|           |             |
|-----------|-------------|
| 結合当事企業の名称 | MLC Limited |
| 事業の内容     | 生命保険事業      |

ロ 企業結合の時期

関連当局による認可等を前提に、2025年7～12月までの完了を予定。  
当取引は、レゾリューションライフの完全子会社化の翌営業日での実行を予定。

ハ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

ニ 議決権比率に関する事項

|                   |      |
|-------------------|------|
| 取得日直前に所有している議決権比率 | 80%  |
| 企業結合日に追加取得する議決権比率 | 20%  |
| 取得後の議決権比率         | 100% |

ホ 支払資金の調達方法

自己資金

②追加取得する子会社株式の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 約5億豪ドル（約500億円）

(豪州レゾリューションとMLCの経営統合)

MLC株式の追加取得完了後、当社が保有するMLCの全株式を、レゾリューションライフ傘下の豪州事業持株会社である Resolution Life NOHC Pty Ltd. (以下「豪州持株会社」という) に現物出資し、その対価として、豪州持株会社が発行する新株を引き受けます。

当取引により、当社は、豪州持株会社の議決権の51%を直接保有（レゾリューションライフを通じて49%を間接的に保有）し、豪州レゾリューションに加えてMLCを同持株会社の傘下に有する構造となります。

①企業結合の概要

イ 結合当事企業の名称および事業の内容

結合当事企業の名称 Resolution Life NOHC Pty Ltd.

事業の内容 保険持株会社（既契約受託事業）

結合当事企業の名称 MLC Limited

事業の内容 生命保険事業

ロ 企業結合の時期

関連当局による認可等を前提に、2025年7～12月までの完了を予定。

当取引は、レゾリューションライフの完全子会社化の翌営業日での実行を予定。

37. スtock・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①Stock・オプションに関する費用計上額および科目名

(単位：百万円)

|     |     |
|-----|-----|
| 事業費 | 771 |
|-----|-----|

②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

(単位：百万円)

|          |   |
|----------|---|
| 新株予約権戻入益 | 4 |
|----------|---|

③Stock・オプションの内容

|                                    | Nippon Life India Asset Management Limited |                              |                              |                             |                             |
|------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|                                    | 2017年第1回<br>新株予約権                          | 2017年第2回<br>新株予約権            | 2017年第3回<br>新株予約権            | 2019年第1回<br>新株予約権           | 2019年第2回<br>新株予約権           |
| 付与対象者の区分<br>および人数                  | 代表取締役 1名<br>従業員 84名                        | 代表取締役 1名<br>従業員 137名         | 代表取締役 1名<br>従業員 157名         | 代表取締役 1名<br>従業員 156名        | 代表取締役 1名<br>従業員 31名         |
| 株式の種類別の<br>Stock・オプションの<br>付与数（*1） | 普通株式<br>4,944,246株                         | 普通株式<br>4,598,135株           | 普通株式<br>11,190,706株          | 普通株式<br>18,081,008株         | 普通株式<br>469,772株            |
| 付与日                                | 2017年8月8日                                  | 2018年4月25日                   | 2019年4月29日                   | 2019年8月1日                   | 2020年6月10日                  |
| 権利確定条件                             | 付与後毎年25%毎<br>に権利確定（*2）                     | 付与後毎年25%毎に<br>権利確定           | 付与後毎年25%毎に<br>権利確定           | 付与後毎年25%毎に<br>権利確定          | 付与後毎年25%毎に<br>権利確定          |
| 対象勤務期間                             | 付与日から<br>権利確定条件を<br>充足する日まで                | 付与日から<br>権利確定条件を<br>充足する日まで  | 付与日から<br>権利確定条件を<br>充足する日まで  | 付与日から<br>権利確定条件を<br>充足する日まで | 付与日から<br>権利確定条件を<br>充足する日まで |
| 権利行使期間                             | 自 2018年8月8日<br>至 2024年8月7日                 | 自 2019年4月25日<br>至 2025年4月24日 | 自 2020年4月29日<br>至 2026年4月28日 | 自 2020年8月1日<br>至 2026年7月31日 | 自 2021年6月10日<br>至 2027年6月9日 |

|                                    | Nippon Life India Asset Management Limited |                             |                              |                              |
|------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|
|                                    | 2019年第3回<br>新株予約権                          | 2019年第4回<br>新株予約権           | 2023年第1回<br>新株予約権            | 2023年第1回<br>PSU新株予約権         |
| 付与対象者の区分<br>および人数                  | 従業員 203名                                   | 従業員 1名                      | 代表取締役 1名<br>従業員 184名         | 従業員 184名                     |
| 株式の種類別の<br>Stock・オプションの<br>付与数（*1） | 普通株式<br>5,430,538株                         | 普通株式<br>77,065株             | 普通株式<br>2,877,566株           | 普通株式<br>753,350株             |
| 付与日                                | 2021年7月19日                                 | 2021年8月7日                   | 2024年4月24日                   | 2024年4月24日                   |
| 権利確定条件                             | 付与後毎年25%毎に<br>権利確定                         | 付与後毎年25%毎に<br>権利確定          | 付与後毎年25%毎に<br>権利確定           | 付与後毎年25%毎に<br>権利確定           |
| 対象勤務期間                             | 付与日から<br>権利確定条件を<br>充足する日まで                | 付与日から<br>権利確定条件を<br>充足する日まで | 付与日から<br>権利確定条件を<br>充足する日まで  | 付与日から<br>権利確定条件を<br>充足する日まで  |
| 権利行使期間                             | 自 2022年7月19日<br>至 2028年7月18日               | 自 2022年8月7日<br>至 2028年8月6日  | 自 2025年4月24日<br>至 2031年4月23日 | 自 2025年4月24日<br>至 2031年4月23日 |

（\*1）株式数に換算して記載しております。

（\*2）代表取締役が付与されたStock・オプションは、付与日から3年後に一括で権利確定されます。



④ストック・オプションの規模およびその変動状況

イ スtock・オプションの数

(単位：株)

|          | Nippon Life India Asset Management Limited |                   |                   |                   |                   |
|----------|--------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|          | 2017年第1回<br>新株予約権                          | 2017年第2回<br>新株予約権 | 2017年第3回<br>新株予約権 | 2019年第1回<br>新株予約権 | 2019年第2回<br>新株予約権 |
| 権利確定前    |                                            |                   |                   |                   |                   |
| 前連結会計年度末 | —                                          | —                 | —                 | —                 | 92,448            |
| 付与       | —                                          | —                 | —                 | —                 | —                 |
| 失効       | —                                          | —                 | —                 | —                 | 1,831             |
| 権利確定     | —                                          | —                 | —                 | —                 | 90,617            |
| 未確定残     | —                                          | —                 | —                 | —                 | —                 |
| 権利確定後    |                                            |                   |                   |                   |                   |
| 前連結会計年度末 | 266,720                                    | 1,231,996         | 3,221,111         | 11,471,812        | 221,501           |
| 権利確定     | —                                          | —                 | —                 | —                 | 90,617            |
| 権利行使     | 266,720                                    | 1,228,616         | 1,128,985         | 781,343           | 71,059            |
| 失効       | —                                          | —                 | —                 | —                 | 2,655             |
| 未行使残     | —                                          | 3,380             | 2,092,126         | 10,690,469        | 238,404           |

|          | Nippon Life India Asset Management Limited |                   |                   |                      |
|----------|--------------------------------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
|          | 2019年第3回<br>新株予約権                          | 2019年第4回<br>新株予約権 | 2023年第1回<br>新株予約権 | 2023年第1回<br>PSU新株予約権 |
| 権利確定前    |                                            |                   |                   |                      |
| 前連結会計年度末 | 2,111,222                                  | 38,533            | —                 | —                    |
| 付与       | —                                          | —                 | 2,877,566         | 753,350              |
| 失効       | 179,496                                    | —                 | 72,987            | 32,298               |
| 権利確定     | 990,257                                    | 19,266            | —                 | —                    |
| 未確定残     | 941,469                                    | 19,267            | 2,804,579         | 721,052              |
| 権利確定後    |                                            |                   |                   |                      |
| 前連結会計年度末 | 1,800,968                                  | 38,532            | —                 | —                    |
| 権利確定     | 990,257                                    | 19,266            | —                 | —                    |
| 権利行使     | 610,881                                    | 42,532            | —                 | —                    |
| 失効       | 25,123                                     | —                 | —                 | —                    |
| 未行使残     | 2,155,221                                  | 15,266            | —                 | —                    |

□ 単価情報

(単位：ルピー)

|                    | Nippon Life India Asset Management Limited |                   |                   |                   |                   |
|--------------------|--------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                    | 2017年第1回<br>新株予約権                          | 2017年第2回<br>新株予約権 | 2017年第3回<br>新株予約権 | 2019年第1回<br>新株予約権 | 2019年第2回<br>新株予約権 |
| 権利行使価格             | 204.25                                     | 256.10            | 202.35            | 223.32            | 247.60            |
| 行使時平均株価            | 414.18                                     | 478.96            | 433.56            | 434.16            | 509.54            |
| 付与日における<br>公正な評価単価 | 10.82                                      | 45.71             | 38.94             | 43.06             | 65.51             |

|                    | Nippon Life India Asset Management Limited |                   |                   |                      |
|--------------------|--------------------------------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
|                    | 2019年第3回<br>新株予約権                          | 2019年第4回<br>新株予約権 | 2023年第1回<br>新株予約権 | 2023年第1回<br>PSU新株予約権 |
| 権利行使価格             | 372.71                                     | 389.28            | 499.76            | 10                   |
| 行使時平均株価            | 563.85                                     | 648.61            | —                 | —                    |
| 付与日における<br>公正な評価単価 | 85.73                                      | 78.29             | 171.16            | 503.92               |

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

イ 使用した方法 ブラック・ショールズ式

□ 主な基礎数値および見積方法

|              | Nippon Life India Asset Management Limited |                   |                   |                   |                   |
|--------------|--------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|              | 2017年第1回<br>新株予約権                          | 2017年第2回<br>新株予約権 | 2017年第3回<br>新株予約権 | 2019年第1回<br>新株予約権 | 2019年第2回<br>新株予約権 |
| 株価変動性 (*1)   | 13.92%～<br>20.81%                          | 14.21%            | 16.66%            | 16.46%            | 16.17%            |
| 予想残存期間 (*2)  | 4.0年～<br>5.5年                              | 4.0年～<br>5.5年     | 4.0年～<br>5.5年     | 4.0年～<br>5.5年     | 4.0年～<br>5.5年     |
| 予想配当率 (*3)   | 3.09%                                      | 3.25%             | 2.97%             | 3.22%             | 1.98%             |
| 無リスク利子率 (*4) | 6.20%～6.34%                                | 7.06%～7.15%       | 6.32%～6.55%       | 6.22%～6.45%       | 4.37%～4.88%       |

|              | Nippon Life India Asset Management Limited |                   |                   |                      |
|--------------|--------------------------------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
|              | 2019年第3回<br>新株予約権                          | 2019年第4回<br>新株予約権 | 2023年第1回<br>新株予約権 | 2023年第1回<br>PSU新株予約権 |
| 株価変動性 (*1)   | 12.92%                                     | 12.92%            | 18.49%            | 18.49%               |
| 予想残存期間 (*2)  | 4.0年～<br>5.5年                              | 4.0年～<br>5.5年     | 4.0年～<br>5.5年     | 4.0年～<br>5.5年        |
| 予想配当率 (*3)   | 2.54%                                      | 2.01%             | 2.82%             | 2.82%                |
| 無リスク利子率 (*4) | 5.49%～5.99%                                | 5.48%～5.98%       | 7.08%～7.09%       | 7.08%～7.09%          |

(\*1) インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

(\*2) 権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

(\*3) 過去の配当実績によっております。

(\*4) 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率によっております。

⑥ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

38. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は2,270,712百万円であります。

39. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は146,141百万円であります。

40. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は186,728百万円であります。

41. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、総合基幹職・営業総合基幹職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。  
営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。  
一部の連結実質子会社は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|                                 |            |
|---------------------------------|------------|
| イ 期首における退職給付債務                  | 665,721百万円 |
| ロ 勤務費用                          | 28,367百万円  |
| ハ 利息費用                          | 4,130百万円   |
| ニ 数理計算上の差異の当期発生額                | △83,049百万円 |
| ホ 退職給付の支払額                      | △41,684百万円 |
| ヘ 過去勤務費用の当期発生額                  | △3,212百万円  |
| ト 連結範囲の変動による増加額                 | 8,156百万円   |
| チ その他                           | △18百万円     |
| リ 期末における退職給付債務（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ＋ト＋チ） | 578,412百万円 |

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|                           |            |
|---------------------------|------------|
| イ 期首における年金資産              | 247,843百万円 |
| ロ 期待運用収益                  | 3,156百万円   |
| ハ 数理計算上の差異の当期発生額          | △3,677百万円  |
| ニ 事業主からの拠出額               | 5,666百万円   |
| ホ 退職給付の支払額                | △14,325百万円 |
| ヘ その他                     | △27百万円     |
| ト 期末における年金資産（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ） | 238,636百万円 |

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| イ 期首における退職給付に係る負債        | 829百万円 |
| ロ 退職給付費用                 | 98百万円  |
| ハ 退職給付の支払額               | △88百万円 |
| ニ 期末における退職給付に係る負債（イ＋ロ＋ハ） | 839百万円 |

④退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| イ 積立型制度の退職給付債務          | 162,381百万円  |
| ロ 年金資産                  | △238,636百万円 |
|                         | △76,254百万円  |
| ハ 非積立型制度の退職給付債務         | 416,870百万円  |
| ニ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 340,615百万円  |
| ホ 退職給付に係る負債             | 342,085百万円  |
| ヘ 退職給付に係る資産             | △1,469百万円   |
| ト 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 340,615百万円  |

⑤退職給付に関連する損益

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| イ 勤務費用                           | 28,367百万円 |
| ロ 利息費用                           | 4,130百万円  |
| ハ 期待運用収益                         | △3,156百万円 |
| ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額              | 805百万円    |
| ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額                | △1,348百万円 |
| ヘ 簡便法で計算した退職給付費用                 | 98百万円     |
| ト その他                            | 61百万円     |
| チ 確定給付制度に係る退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ＋ト） | 28,958百万円 |

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりです。

|            |           |
|------------|-----------|
| イ 数理計算上の差異 | 80,051百万円 |
| ロ 過去勤務費用   | 1,863百万円  |
| ハ 合計（イ＋ロ）  | 81,914百万円 |



|                     |               |
|---------------------|---------------|
| ②再保険借               | 17,731百万円     |
| (大樹生命保険株式会社)        |               |
| 修正共同保険式再保険に係る再保険借   | 7,699百万円      |
| ③責任準備金              | 73,897,294百万円 |
| (大樹生命保険株式会社)        |               |
| 修正共同保険式再保険に係る責任準備金  | 1,387,349百万円  |
| (ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社) |               |
| 修正共同保険式再保険に係る責任準備金  | 1,528,807百万円  |
| (はなさく生命保険株式会社)      |               |
| 修正共同保険式再保険に係る責任準備金  | 5,187百万円      |



# 2024年度 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 経常収益            | 11,003,573 |
| 保険料等収入          | 7,861,341  |
| 資産運用収益          | 2,614,011  |
| 利息及び配当金等収入      | 2,158,973  |
| 売買目的有価証券運用益     | 30,745     |
| 有価証券売却益         | 423,073    |
| 有価証券償還益         | 4          |
| その他運用収益         | 1,214      |
| その他経常収益         | 528,220    |
| 経常費用            | 10,498,813 |
| 保険金等支払金         | 6,819,176  |
| 保険金             | 1,255,232  |
| 年金              | 1,074,335  |
| 給付金             | 1,018,860  |
| 解約返戻金           | 1,643,240  |
| その他返戻金          | 338,282    |
| 再保険料            | 1,235,223  |
| その他保険金等支払金      | 254,002    |
| 責任準備金等繰入額       | 1,065,931  |
| 支払備金繰入額         | 4,967      |
| 責任準備金繰入額        | 1,040,307  |
| 社員配当金積立利息繰入額    | 20,648     |
| 契約者配当金積立利息繰入額   | 6          |
| 資産運用費用          | 1,190,383  |
| 支払利息            | 71,503     |
| 有価証券売却損         | 539,603    |
| 有価証券評価損         | 2,516      |
| 有価証券償還損         | 715        |
| 金融派生商品費用        | 254,323    |
| 為替差損            | 212,852    |
| 貸倒引当金繰入額        | 391        |
| 賃貸用不動産等減価償却費    | 23,552     |
| その他運用費用         | 69,269     |
| 特別勘定資産運用損       | 15,656     |
| 事業費             | 1,044,815  |
| その他経常費用         | 378,506    |
| 経常利益            | 504,760    |
| 特別利益            | 12,980     |
| 固定資産等処分益        | 12,976     |
| 新株予約権戻入益        | 4          |
| 特別損失            | 74,348     |
| 固定資産等処分損        | 5,924      |
| 減損損失            | 10,696     |
| 価格変動準備金繰入額      | 55,018     |
| 不動産圧縮損          | 28         |
| 社会厚生福祉事業助成金     | 2,633      |
| その他特別損失         | 47         |
| 契約者配当準備金繰入額     | 11,901     |
| 税金等調整前当期純剰余     | 431,490    |
| 法人税及び住民税等       | 136,432    |
| 法人税等調整額         | △144,357   |
| 法人税等合計          | △7,924     |
| 当期純剰余           | 439,415    |
| 非支配株主に帰属する当期純剰余 | 3,943      |
| 親会社に帰属する当期純剰余   | 435,471    |

事業報告

計算書類

監査報告書

評議員会・  
ニッセイ懇話会報告

総代会参考書類

ご参考

## (連結損益計算書の注記)

1. 当連結会計年度における主な経常収益および経常費用の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

| 経常収益科目 |           | 経常費用科目     |           |
|--------|-----------|------------|-----------|
| 保険料等収入 | 7,861,341 | 保険金等支払金    | 6,819,176 |
| 保険料    | 6,771,409 | 保険金        | 1,255,232 |
| 再保険収入  | 1,089,932 | 年金         | 1,074,335 |
|        |           | 給付金        | 1,018,860 |
|        |           | 解約返戻金      | 1,643,240 |
|        |           | その他返戻金     | 338,282   |
|        |           | 再保険料       | 1,235,223 |
|        |           | その他保険金等支払金 | 254,002   |

当社の連結実質子会社であるMLC Limitedは、Australian Accounting Standards Boardsが公表する会計基準「保険契約」を適用しております。MLC Limitedの計上する保険収益は、金融庁が公表する「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、収入の金額に組み替えの上、保険料等収入に含めて計上しております。

2. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は、次のとおりです。
- (1) 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
  - (2) 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
3. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

### ①資産をグルーピングした方法

#### イ 不動産等

当社および一部の連結実質子会社は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

#### ロ のれん等およびその他の無形固定資産（顧客関連資産）

当社は、のれん等および顧客関連資産については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、株式会社ニッセイ・ライフサポート（以下「ニッセイ・ライフサポート」という）に係るのれんの評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有する株式会社ニチイホールディングス（以下「ニチイホールディングス」という）が実質的な事業活動を行っていることから、ニッセイ・ライフサポートとニチイホールディングスを一つの資産グループとしております。

また、PT Sequisに係るのれん相当額の評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有するPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeが実質的な事業活動を行っていることから、PT SequisとPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeを一つの資産グループとしております。

### ② 減損の兆候の識別

#### イ 不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。

#### ロ のれん等およびその他の無形固定資産（顧客関連資産）

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

- (i) 当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが2期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合
- (ii) 事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合
- (iii) 経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

当連結会計年度末においてはReliance Nippon Life Insurance Company Limitedに係るのれん相当額、PT Sequisに係るのれん相当額および、TCW Group, Inc.に係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。

また、ニッセイ・ライフサポートに係るのれんおよび顧客関連資産については、賃金上昇等の外部環境の変化やIT投資等を踏まえたニチイホールディングスの事業計画を考慮し減損の兆候判定を行っております。検討の結果、ニッセイ・ライフサポートに係るのれんおよび顧客関連資産は、減損の兆候はないと判断しております。

### ③減損損失の認識および測定

#### イ 不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0～3.3%で割引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

#### ロ のれん等およびその他の無形固定資産（顧客関連資産）

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳

簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

なお、生命保険会社に関する減損判定では「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）等の要件を充たすことを確認のうえ、上記の割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額（Embedded Value（以下「EV」という）と新契約価値の合計）を使用する場合があります。EVとは、「貸借対照表の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、保険株式会社の株主価値やM&Aにおける買収価格の把握等を目的として使用される、株主に帰属する企業価値を表すものであります。また、新契約価値とは、「将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益の現在価値」を表すものであります。当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された生命保険会社であるReliance Nippon Life Insurance Company LimitedおよびPT Sequisに係る企業価値評価額の算定に用いるEVはTEVを使用しております。TEVとは、リスクを加味した割引率を用いてキャッシュ・フローを評価するEVの計算手法の一つであります。当該企業価値評価額の算定にあたっては、新契約価値算定の基礎となる各販売チャネルにおける新規契約獲得予測に基づく将来キャッシュ・フローや割引率、EV算定の基礎となる解約率および保険事故発生率等の保険数理計算上の仮定等に不確実性があります。Reliance Nippon Life Insurance Company Limitedに係るのれん相当額は、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

PT Sequisに係るのれん相当額は、修正純資産に保有契約から生じる将来の税引後利益（割引前保有契約価値）および将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益（割引前新契約価値）を加え算定した割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

The TCW Group, Inc.に係るのれん相当額は、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

## ④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

| 用途      | 土地    | 建物等   | 合計     |
|---------|-------|-------|--------|
| 営業用不動産等 | －     | 578   | 578    |
| 賃貸用不動産等 | 676   | 4,374 | 5,051  |
| 遊休不動産等  | 3,766 | 1,299 | 5,066  |
| 合計      | 4,443 | 6,252 | 10,696 |

4. 当社の連結実質子会社である大樹生命保険株式会社、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社およびはなさく生命保険株式会社では、修正共同保険式再保険契約を締結しております。

これらの再保険により、経常利益および税金等調整前当期純剰余が101,040百万円増加しております。

## ①大樹生命保險株式會社

一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。

## イ 再保険収入

当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額または取崩相当額を含め再保険収入として計上し、保険料等収入に表示しております。

☐ 再保険料

当該再保険契約に係る再保険収入が負値となる場合は、再保険料として計上し、保険金等支払金に表示しております。

## ②ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

## イ 再保険収入

再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険金等支払金の計上時期および出再割合に応じて計上しております。また、出再保険受入手数料、責任準備金に対応する部分について、再保険協約に規定している対象期間および出再割合に応じて計上しております。

☐ 再保険料

再保険協約に基づき、対象となる元受商品の保険料の計上時期および出再割合等に応じて計上しております。

③はなさく生命保険株式会社

医療終身保険等を対象に修正共同保険式再保険を締結しております。

## イ 再保険収入

再保険協約に基づき、元受保険契約の保険金等支払金の計上時期および出再割合に応じて計上しております。

☐ 再保険料

再保険協約に基づき、再保険契約の対象となる元受保険契約の保険料の計上時期および出再割合等に応じて計上しております。

再保険収入および再保険料には、下記の金額が含まれております。

|                                                  |              |
|--------------------------------------------------|--------------|
| ④再保険収入                                           | 1,089,932百万円 |
| (大樹生命保険株式会社)                                     |              |
| 修正共同保険式再保険に係る再保険収入                               | 236,705百万円   |
| 出再責任準備金調整額                                       |              |
| (市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額(または取崩相当額)を除く)              | 135,205百万円   |
| 市場価格調整等に伴う責任準備金積増相当額(△は取崩相当額)                    | 910百万円       |
| (ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)                              |              |
| 修正共同保険式再保険に係る再保険収入                               | 754,080百万円   |
| 出再保険受入手数料                                        | 3,113百万円     |
| 責任準備金に対応する部分の増加額                                 | 672,236百万円   |
| 標準責任準備金制度に関する追加積立相当の増加額                          | 83,388百万円    |
| 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却<br>出再手数料の増加額 | 79,734百万円    |
| (はなさく生命保険株式会社)                                   |              |
| 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却<br>出再手数料の増加額 | 26,928百万円    |
| ⑤再保険料                                            | 1,235,223百万円 |
| (ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社)                              |              |
| 修正共同保険式再保険に係る再保険料                                | 672,375百万円   |
| (はなさく生命保険株式会社)                                   |              |
| 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却<br>出再手数料の減少額 | 8,798百万円     |

# 2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

|                      | 基金等     |           |        |          |           |
|----------------------|---------|-----------|--------|----------|-----------|
|                      | 基金      | 基金償却積立金   | 再評価積立金 | 連結剰余金    | 基金等合計     |
| 当期首残高                | 100,000 | 1,350,000 | 651    | 793,384  | 2,244,035 |
| 当期変動額                |         |           |        |          |           |
| 社員配当準備金の積立           |         |           |        | △264,517 | △264,517  |
| 基金償却積立金の積立           |         | 50,000    |        | △50,000  | －         |
| 基金利息の支払              |         |           |        | △265     | △265      |
| 親会社に帰属する当期純剰余        |         |           |        | 435,471  | 435,471   |
| 基金の償却                | △50,000 |           |        |          | △50,000   |
| 土地再評価差額金の取崩          |         |           |        | 2,114    | 2,114     |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |         |           |        | 625      | 625       |
| 基金等以外の項目の当期変動額(純額)   |         |           |        |          |           |
| 当期変動額合計              | △50,000 | 50,000    | －      | 123,429  | 123,429   |
| 当期末残高                | 50,000  | 1,400,000 | 651    | 916,813  | 2,367,465 |

|                      | その他の包括利益累計額  |            |          |          |              |               | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計      |
|----------------------|--------------|------------|----------|----------|--------------|---------------|-------|---------|------------|
|                      | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益    | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |         |            |
| 当期首残高                | 9,223,931    | △1,142,459 | △50,967  | 118,139  | 7,774        | 8,156,418     | 1,509 | 144,554 | 10,546,518 |
| 当期変動額                |              |            |          |          |              |               |       |         |            |
| 社員配当準備金の積立           |              |            |          |          |              |               |       |         | △264,517   |
| 基金償却積立金の積立           |              |            |          |          |              |               |       |         | －          |
| 基金利息の支払              |              |            |          |          |              |               |       |         | △265       |
| 親会社に帰属する当期純剰余        |              |            |          |          |              |               |       |         | 435,471    |
| 基金の償却                |              |            |          |          |              |               |       |         | △50,000    |
| 土地再評価差額金の取崩          |              |            |          |          |              |               |       |         | 2,114      |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |              |            |          |          |              |               |       |         | 625        |
| 基金等以外の項目の当期変動額(純額)   | △1,836,922   | △230,040   | △5,588   | 39,723   | 58,278       | △1,974,550    | 353   | △5,386  | △1,979,582 |
| 当期変動額合計              | △1,836,922   | △230,040   | △5,588   | 39,723   | 58,278       | △1,974,550    | 353   | △5,386  | △1,856,153 |
| 当期末残高                | 7,387,008    | △1,372,500 | △56,555  | 157,862  | 66,053       | 6,181,868     | 1,863 | 139,168 | 8,690,365  |



(連結基金等変動計算書の注記)

1. 新株予約権等に関する事項

(単位：百万円)

| 区分                                         | 新株予約権の内訳                | 当連結会計年度末残高 |
|--------------------------------------------|-------------------------|------------|
| Nippon Life India Asset Management Limited | ストック・オプションとしての<br>新株予約権 | 1,863      |

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

日本生命保険相互会社  
取締役会 御 中

|                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 有限責任監査法人 トー マ ツ 東 京 事 務 所 |               |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員        | 公認会計士 樋 口 誠 之 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員        | 公認会計士 山 口 圭 介 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員        | 公認会計士 佐 藤 誠   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員        | 公認会計士 古 西 大 介 |

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、日本生命保険相互会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

日本生命保険相互会社  
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 樋 口 誠 之  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 圭 介  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 誠  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 古 西 大 介  
業 務 執 行 社 員

### <連結計算書類監査>

#### 監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、日本生命保険相互会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命保険相互会社及び連結実質子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結実質子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結実質子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告に含まれる「5.会計監査人に関する事項」の「(1)会計監査人の状況」に記載されている。

### 利害関係

会社及び連結実質子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、保険業法第53条の23の3第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および支社等において業務および財産の状況を調査しました。また、実質子会社については、実質子会社の取締役、執行役員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて実質子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および基金等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

日本生命保険相互会社 監査等委員会

|           |   |   |   |   |
|-----------|---|---|---|---|
| 監 査 等 委 員 | 松 | 永 | 陽 | 介 |
| 監 査 等 委 員 | 但 | 木 | 敬 | 一 |
| 監 査 等 委 員 | 佐 | 藤 | 良 | 二 |
| 監 査 等 委 員 | 飯 | 島 | 奈 | 絵 |

(注) 1. 監査等委員松永陽介は、常勤の監査等委員であります。

2. 監査等委員但木敬一、佐藤良二および飯島奈絵は、保険業法第51条の2および第53条の2第6項に規定する社外取締役であります。

(※)「監査上の主要な検討事項」は、保険業法第110条第2項の規定に基づく連結財務諸表に係る「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」に記載されております。当社オフィシャルHP（2025年5月23日付ニュースリリース「2024年度決算（案）」について）をご覧ください。

## 2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件

### (1) 評議員会に対する諮問事項

2024年度に開催した評議員会への付議事項は次の通りです。

2024年5月21日 当会社東京本部の会場ならびにオンラインにて開催

- ①2023年度決算
- ②経営課題への取組
- ③第77回定時総代会議案

2024年11月22日 当会社東京本部の会場ならびにオンラインにて開催

- ①2024年度上半期報告
- ②経営課題への取組

2025年3月7日 当会社東京本部の会場ならびにオンラインにて開催

- ①経営課題への取組

### (2) ニッセイ懇話会開催結果

2024年度のニッセイ懇話会は、2025年1月から3月にかけて、全国の支社等の会場とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式等にて開催しました。総代169名を含む、ご契約者等2,292名から、7,140件のご意見・ご要望をいただきました。

## 総代会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案

#### 2024年度剰余金処分案承認の件

当期の剰余金処分につきましては、引き続き、内部留保の充実に意を用いるとともに、ご契約者への配当に努めたいと存じます。

当期につきましては、当期末処分剰余金4687億7528万2005円と、圧縮積立金取崩額25億2997万3190円を合わせました、4713億525万5195円を、剰余金として処分させていただきたいと存じます。

社員配当準備金への繰入れにつきましては、2916億8944万2872円、また、社員配当平衡積立金への積立てにつきましては、2026年4月創設予定の長期継続配当の事前準備として100億円（保険業法に基づく繰入率は64.93%）とさせていただきたいと存じます。

損失填補準備金への繰入れにつきましては、保険業法に基づき14億1400万円とさせていただきたいと存じます。

基金利息につきましては、2021年度に募集いたしました基金の契約に基づき1億4000万円とさせていただきたいと存じます。

社会厚生福祉事業助成資金への繰入れにつきましては、30億円とさせていただきたいと存じます。

財務基盤積立金への積立てにつきましては、感染症等に伴う支払いの増加や市場の急変動に加えて、今後拡大を企図している新規事業投資に伴うリスク等、様々なリスクに備えるため、1600億円とさせていただきたいと存じます。

圧縮積立金への積立てにつきましては、50億6181万2323円とさせていただきたいと存じます。

結果といたしまして、次期繰越剰余金は、0円とさせていただきたいと存じます。

#### 2024年度（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）剰余金処分案

（単位：円）

| 科 目          | 金 額             |
|--------------|-----------------|
| 当期末処分剰余金     | 468,775,282,005 |
| 任意積立金取崩額     | 2,529,973,190   |
| 圧縮積立金取崩額     | 2,529,973,190   |
| 計            | 471,305,255,195 |
| 剰余金処分額       | 471,305,255,195 |
| 社員配当準備金      | 291,689,442,872 |
| 差引純剰余金       | 179,615,812,323 |
| 損失填補準備金      | 1,414,000,000   |
| 基金利息         | 140,000,000     |
| 任意積立金        | 178,061,812,323 |
| 社員配当平衡積立金    | 10,000,000,000  |
| 社会厚生福祉事業助成資金 | 3,000,000,000   |
| 財務基盤積立金      | 160,000,000,000 |
| 圧縮積立金        | 5,061,812,323   |
| 次期繰越剰余金      | 0               |

2024年度決算に基づく社員配当金については、保険約款の定めるところにより、次のとおり割り当てたいと存じます。

## 1. 個人保険および個人年金保険

### (1) 利益配当付個人保険および個人年金保険

(1996年9月30日以前に締結された、これ以外の約款名称の個人保険および個人年金保険を含む。)

|            |                                                                                                                                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通常配当金      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の合計額から⑤の額を控除した額とします。<br/>(この額が負値となるときは、零とします。)</li> </ul>                                         |
| ①費差益配当金    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金に費差基本配当率（別表1）を乗じた額とします。</li> <li>・さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、保険金に費差上乗せ配当率（別表2）を乗じた額を加算します。</li> </ul> |
| ②危険差益配当金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険保険金に危険差益配当率（別表3-1）を乗じた額とします。</li> </ul>                                                                            |
| ③災害疾病特約配当金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害保険金または入院給付日額等に災害疾病特約配当率（別表4）を乗じた額とします。</li> </ul>                                                                  |
| ④利差益配当金    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任準備金に利差益配当率（別表5）を乗じた額とします。</li> </ul>                                                                               |
| ⑤配当調整額     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任準備金に配当調整率（別表6）を乗じた額とします。</li> </ul>                                                                                |

<ご参考(\*)>

(例示) 1996年4月2日以後に締結された  
終身保険  
保険金100万円につき 350円

(例示) 保険金額5,000万円（うち終身保険金  
500万円）の定期付終身保険  
保険金100万円につき 535円

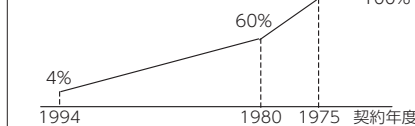
(例示) 1996年4月2日以後に締結された  
終身保険 男性 40歳  
危険保険金100万円につき 0円

(例示) 1990年4月2日以後に締結された  
災害割増特約  
災害保険金100万円につき 50円  
1987年4月2日以後に締結された  
新入院医療特約 本人型 40歳  
入院給付日額1,000円につき 500円

(例示) 1996年4月2日以後に締結された  
終身保険 月払  
利差益配当率 0.00%  
配当調整率 1.50%

|         |                                                                                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定期健康配当金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期保険、定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料（年額）に定期健康配当率（別表7）を乗じた額とします。</li> </ul> |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

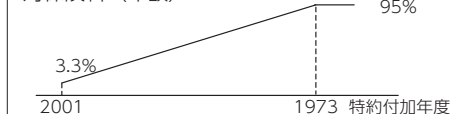
(例示)  
対保険料（年額）



(注：更新の取扱が可能な特約は、上表の水準の5割とします。)

|           |                                                                                                                                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害疾病健康配当金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害入院特約、入院医療特約等について、保険期間の満了する契約、保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、保険料（年額）に災害疾病健康配当率（別表8）を乗じた額とします。</li> </ul> |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(例示)  
対保険料（年額）



|        |                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消滅時配当金 | ・ 養老保険等について、保険期間の満了する契約、死亡、解約により消滅する契約等に対し、責任準備金に消滅時配当率（別表9）を乗じた額から一時払特殊養老保険により支払われる額を控除した額とします。<br>（この額が負値となるときは零とします。） |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## &lt;ご参考(\*)&gt;

（例示）  
 予定利率4%の養老保険（満期・死亡）  
 責任準備金の2.0%（1972年度契約）  
 から9.2%（1969年度以前契約）  
 {注：一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率}

|            |                                                         |
|------------|---------------------------------------------------------|
| 保障見直し特別配当金 | ・ 保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保障見直し特別配当率（別表10）を乗じた額とします。 |
|------------|---------------------------------------------------------|

（例示）  
 保障見直し前契約が1994年度契約の定期付終身保険の場合  
 保障見直し前の終身保険の保険金  
 100万円につき 550円  
 保障見直し前の定期保険特約の保険金  
 100万円につき 25円

## (2) 5年ごと利差配当付個人保険および個人年金保険〔販売通称N E O〕

|           |                                                                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5年ごと利差配当金 | ・ 保険契約ごとに、直前の5年ごと応当日以後、次に掲げる①の額から②の額を控除し、累計した額とします。<br>（この額が負値となるときは零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。） |
| ①利差益配当金   | ・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の利差益配当率を乗じた額とします。<br>なお、2024年度決算の利差益配当率は（別表5）のとおりとします。                                       |
| ②配当調整額    | ・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の配当調整率を乗じた額とします。<br>なお、2024年度決算の配当調整率は（別表6）のとおりとします。                                         |

## &lt;ご参考(\*)&gt;

（例示）  
 1998年度契約の終身保険 月払  
 経過年数に応じた責任準備金に対して以下のとおり設定  
 （利差益配当金から配当調整額を控除し、累計した額が負値となるため、零とします。）

| 経過年数   | 23年    | 24年    | 25年    | 26年    | 27年    |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 決算年度   | 2020決算 | 2021決算 | 2022決算 | 2023決算 | 2024決算 |
| 利差益配当率 | 0.00%  | 0.00%  | 0.00%  | 0.00%  | 0.00%  |
| 配当調整率  | 1.65%  | 1.65%  | 1.65%  | 1.65%  | 1.65%  |

|            |                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5年ごと危険差配当金 | ・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、直前の5年ごと応当日以後、経過年数に応じた危険保険金に各決算年度の危険差益（死差益）配当率を乗じた額を累計した額とします。（但し、5年ごと利差配当金を負値のため零とした契約の場合は、その負値の額を合計した額とし、この額が負値となるときは零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。）<br>なお、2024年度の危険差益配当率は（別表3-2）のとおりとします。 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（例示）終身保険 男性 40歳  
 危険保険金100万円につき 0円  
 （2024年度決算に基づく部分）

|         |                                         |
|---------|-----------------------------------------|
| 定期健康配当金 | ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の定期健康配当金に同じとします。 |
|---------|-----------------------------------------|

|        |                                        |
|--------|----------------------------------------|
| 消滅時配当金 | ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の消滅時配当金に同じとします。 |
|--------|----------------------------------------|

|            |                                            |
|------------|--------------------------------------------|
| 保障見直し特別配当金 | ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の保障見直し特別配当金に同じとします。 |
|------------|--------------------------------------------|



### (3) 有配当個人保険および個人年金保険 [販売通称 E X]

|            |                                                                                            |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5年ごと配当金    | ・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額とします。<br>(経過期間に応じて所要の調整を行います。) |
| 消滅時配当金     | ・ 満期、死亡、解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。<br>(消滅事由等に応じて所要の調整を行います。)    |
| 保障見直し特別配当金 | ・ 保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。                             |

ここで累計ポイント数は、経過年数に応じて対応する各決算に基づくポイントを用いて計算し、累計した数とします。

なお、2024年度決算に加算するポイントは以下のとおりとします。

|            |                                                       |                                                                                         |
|------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 通常ポイント     | ・ 責任準備金に通常ポイント率（別表11）を乗じた数とします。                       | <p>&lt;ご参考(*)&gt;</p> <p>(例示) 2001年4月2日以後に締結された<br/>終身保険 月払<br/>責任準備金100万円につき 0ポイント</p> |
| 定期健康ポイント   | ・ 保険料払込免除事由が発生していない場合、危険保険金に定期健康ポイント率（別表12）を乗じた数とします。 | <p>(例示) 2007年4月2日から2012年4月1日<br/>までに締結された<br/>終身保険 男性 40歳<br/>危険保険金100万円につき 2.7ポイント</p> |
| 災害疾病健康ポイント | ・ 保険料（年額）に災害疾病健康ポイント率（別表13）を乗じた数とします。                 | <p>(例示) 総合医療特約<br/>保険料（年額）1万円につき 0ポイント</p>                                              |

### (4) 個人保険（有配当）および個人年金保険（有配当）

|          |                                                                                                                                                                                              |                                                                            |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 通常配当金    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の合計額から⑤の額を控除した額に経過別係数（別表14）を乗じた額とします。ただし、複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合には、この額を合計した額とします。</li> <li>・ 上記の額が負値となるときは、零とします。</li> </ul> | <p>&lt;ご参考(*)&gt;</p>                                                      |
| ①費差益配当金  | ・ 保険金に費差益配当率（別表15）を乗じた額とします。                                                                                                                                                                 | <p>(例示) 終身保険<br/>保険金100万円につき 0円</p>                                        |
| ②危険差益配当金 | ・ 危険保険金に危険差益配当率（別表3-3）を乗じた額とします。                                                                                                                                                             | <p>(例示) 2024年4月1日以後に締結された<br/>終身保険 男性 40歳<br/>危険保険金100万円につき 109円</p>       |
| ③災害疾病配当金 | ・ 入院給付日額等に災害疾病配当率（別表16）を乗じた額とします。                                                                                                                                                            | <p>(例示) 総合医療保険 基本型 男性 40歳<br/>入院給付日額1,000円につき 30円</p>                      |
| ④利差益配当金  | ・ 責任準備金に利差益配当率（別表5）を乗じた額とします。                                                                                                                                                                | <p>(例示) 2025年1月2日以後に締結された<br/>終身保険 月払<br/>利差益配当率 1.45%<br/>配当調整率 0.00%</p> |
| ⑤配当調整額   | ・ 責任準備金に配当調整率（別表6）を乗じた額とします。                                                                                                                                                                 |                                                                            |

## 2. 団体保険

- |                              |                                 |
|------------------------------|---------------------------------|
| (1) 団体定期保険                   | : 危険差益（死差益）に配当率（別表17）を乗じた額とします。 |
| (2) 総合福祉団体定期保険               | : 危険差益（死差益）に配当率（別表18）を乗じた額とします。 |
| (3) 新団体定期保険                  | : 危険差益（死差益）に配当率（別表19）を乗じた額とします。 |
| (4) 団体信用生命保険、<br>消費者信用団体生命保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表20）を乗じた額とします。 |
| (5) 心身障害者扶養者生命保険             | : 零とします。                        |
| (6) 団体終身保険                   | : 零とします。                        |
| (7) 介護保障保険（団体型）              | : 危険差益（死差益）に配当率（別表21）を乗じた額とします。 |

## 3. 団体年金保険

- ・次に掲げる(a)、(b)および(c)を合計した額とします。（この額が負値となるときは、零とします。）
- (a) 責任準備金に配当率（別表22）を乗じた額
- (b) 遺族年金特約の付加された契約について、被保険者数に応じて危険差益（死差益）に50%から95%を乗じた額
- (c) 責任準備金関係損益額

## 4. 財形保険および財形年金保険

- ・責任準備金に配当率（別表23）を乗じた額とします。

## 5. 医療保障保険

- |                  |                                                                                                                           |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 医療保障保険（個人型）  | : 被保険者の到達年齢に応じて、基準日額1,000円につき<br>男性：583円から837円までの額とします。<br>女性：733円から987円までの額とします。                                         |
| (2) 医療保障保険（団体型）  | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に25%から70%を乗じた額とします。                                                                                  |
| (3) 新医療保障保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に30%から50%を乗じた額とします。<br>（但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に20%から40%を乗じた額とします。） |
| (4) 総合医療保険（団体型）  | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に50%から70%を乗じた額とします。<br>（但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に40%から60%を乗じた額とします。） |

## 6. 団体就業不能保障保険

- |                 |                                          |
|-----------------|------------------------------------------|
| (1) 団体就業不能保障保険  | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に10%から30%を乗じた額とします。 |
| (2) 新団体就業不能保障保険 | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に30%から50%を乗じた額とします。 |

本議案に基づく社員配当金の算出の詳細については、会社の定める社員配当金算出に関する運営要領を適用します。

(\*) <ご参考>の部分につきましては、社員配当金割当をご理解いただくための参考情報であり、決議の対象ではありません。

## (別表1) 費差基本配当率 (例示)

【1996年4月2日以後1999年4月1日以前締結契約の例】

(保険金\*1100万円につき)

| 種類 (例示)                                                                                            | 配当率*2 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 養老保険<br>終身保険<br>年金保険 (年金支払開始日前) で保険料払込中の契約                                                         | 350 円 |
| 定期保険<br>3大疾病保障定期保険<br>定期保険特約<br>生存給付金付定期保険特約<br>生活保障特約<br>3大疾病保障定期保険特約<br>新生存給付金付定期保険特約 で保険料払込中の契約 | 200   |
| 生存給付金付定期保険                                                                                         | 260   |
| 育英年金付こども保険 (H2)                                                                                    | 0     |

(注)・例示として掲げる保険種類および契約締結時期以外の保険種類に対する配当率は、別表記載の配当率に準じて設定します。なお、保険料計算基礎率が相違する保険種類については、所要の調整を行います。((別表3-1)、(別表3-2)、(別表3-3)、(別表4)、(別表9)、(別表10)、(別表11) および (別表12) において掲げられた例示以外の配当率等についても、各別表記載の配当率等に準じて設定または調整を行います。)

\*1 保険金は、保険種類に応じた読み替えを行います。((別表2)、(別表10) および (別表15) において同様の取扱とします。)

\*2 生存給付金付定期保険特約および新生存給付金付定期保険特約については、保険金100万円につき生存給付金の平均給付割合×150円を加えた額とします。

## (別表2) 費差上乘せ配当率

(保険金100万円につき)

| 保険契約ごとの合計保険金額      | 配当率*  |
|--------------------|-------|
| 5,000万円以上          | 535 円 |
| 3,000万円以上5,000万円未満 | 435   |
| 2,000万円超 3,000万円未満 | 335   |

(注) \* 1999年4月2日以後に締結された変額保険は、配当率を零とします。

## (別表3-1) 危険差益配当率 (例示)

【1996年4月2日以後1999年4月1日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

| 種類（例示）                                                                                                                      |        | 性別     | 配当回数   | 配当率*   |       |       |       |       |        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
|                                                                                                                             |        |        |        | （到達年齢） |       |       |       |       |        |
|                                                                                                                             |        |        |        | （20歳）  | （30歳） | （40歳） | （50歳） | （60歳） | （70歳）  |
| 養老保険<br>終身保険<br>定期保険<br>生存給付金付定期保険<br>育英年金付こども保険（H2）<br>定期保険特約<br>生活保障特約<br>生存給付金付定期保険特約<br>新生存給付金付定期保険特約<br>年金保険（年金支払開始日前） | 新規契約   | 男      |        | 円      | 円     | 円     | 円     | 円     | 円      |
|                                                                                                                             |        |        | 5回目以下  | 330    | 140   | 130   | 230   | 2,060 | 3,590  |
|                                                                                                                             |        |        | 9回目以下  | 330    | 120   | 130   | 230   | 2,060 | 3,590  |
|                                                                                                                             |        | 10回目以上 | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     |        |
|                                                                                                                             |        | 女      | 5回目以下  | 40     | 50    | 120   | 280   | 1,020 | 3,150  |
|                                                                                                                             |        |        | 9回目以下  | 40     | 30    | 120   | 240   | 1,020 | 3,150  |
|                                                                                                                             | 10回目以上 |        | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     |        |
|                                                                                                                             | 転換契約   | 男      | 5回目以下  | 290    | 100   | 90    | 150   | 2,060 | 3,130  |
|                                                                                                                             |        |        | 9回目以下  | 290    | 80    | 90    | 150   | 2,060 | 3,130  |
|                                                                                                                             |        |        | 10回目以上 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      |
|                                                                                                                             |        | 女      | 5回目以下  | 30     | 30    | 80    | 270   | 910   | 2,860  |
|                                                                                                                             |        |        | 9回目以下  | 30     | 10    | 80    | 230   | 910   | 2,860  |
| 10回目以上                                                                                                                      |        |        | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     |        |
| 3大疾病保障定期保険<br>3大疾病保障定期保険特約                                                                                                  | 新規契約   | 男      | 9回目以下  | 260    | 60    | 530   | 1,490 | 1,040 | 2,840  |
|                                                                                                                             |        |        | 10回目以上 | 50     | 60    | 180   | 490   | 1,040 | 2,840  |
|                                                                                                                             |        | 女      | 9回目以下  | 20     | 60    | 140   | 430   | 920   | 6,540  |
|                                                                                                                             |        |        | 10回目以上 | 20     | 60    | 140   | 430   | 790   | 1,910  |
|                                                                                                                             | 転換契約   | 男      | 9回目以下  | 220    | 10    | 390   | 1,100 | 200   | 480    |
|                                                                                                                             |        |        | 10回目以上 | 10     | 10    | 40    | 100   | 200   | 480    |
|                                                                                                                             |        | 女      | 9回目以下  | 10     | 10    | 20    | 90    | 290   | 5,020  |
|                                                                                                                             |        |        | 10回目以上 | 10     | 10    | 20    | 90    | 160   | 390    |
| 疾病障害保障定期保険特約                                                                                                                | 新規契約   | 男      | 9回目以下  | 410    | 230   | 530   | 1,090 | 4,120 | 12,530 |
|                                                                                                                             |        |        | 10回目以上 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      |
|                                                                                                                             |        | 女      | 9回目以下  | 40     | 190   | 550   | 1,220 | 3,710 | 8,840  |
|                                                                                                                             |        |        | 10回目以上 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      |
|                                                                                                                             | 転換契約   | 男      | 9回目以下  | 370    | 190   | 460   | 840   | 2,880 | 8,080  |
|                                                                                                                             |        |        | 10回目以上 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      |
|                                                                                                                             |        | 女      | 9回目以下  | 30     | 170   | 500   | 1,090 | 3,340 | 7,930  |
|                                                                                                                             |        |        | 10回目以上 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      |
| 介護保障特約<br>新介護保障特約                                                                                                           | 男      | 男      | 9回目以下  | 10     | 10    | 0     | 780   | 2,230 | 6,400  |
|                                                                                                                             |        |        | 10回目以上 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      |
|                                                                                                                             |        | 女      | 9回目以下  | 0      | 0     | 0     | 230   | 1,620 | 5,260  |
|                                                                                                                             |        |        | 10回目以上 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      |

(注) \* 主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、配当回数10回目以上の率とします。

(別表3-2) 危険差益配当率 (例示)

(危険保険金100万円につき)

| 種類 (例示)                                                                                 | 性別 | 経過年数 | 配当率*     |        |         |          |            |            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----|------|----------|--------|---------|----------|------------|------------|
|                                                                                         |    |      | (到達年齢)   |        |         |          |            |            |
|                                                                                         |    |      | (20歳)    | (30歳)  | (40歳)   | (50歳)    | (60歳)      | (70歳)      |
| 養老保険<br>終身保険<br>定期保険<br>生存給付金付定期保険<br>定期保険特約<br>生活保障特約<br>生存給付金付定期保険特約<br>新生存給付金付定期保険特約 | 男  | 9年以下 | 円<br>290 | 円<br>0 | 円<br>70 | 円<br>130 | 円<br>1,830 | 円<br>3,020 |
|                                                                                         |    | 9年超  | 0        | 0      | 0       | 0        | 0          | 0          |
|                                                                                         | 女  | 9年以下 | 20       | 0      | 70      | 160      | 880        | 2,790      |
|                                                                                         |    | 9年超  | 0        | 0      | 0       | 0        | 0          | 0          |
| 3大疾病保障定期保険特約                                                                            | 男  | 9年以下 | 210      | 0      | 350     | 1,000    | 0          | 0          |
|                                                                                         |    | 9年超  | 0        | 0      | 0       | 0        | 0          | 0          |
|                                                                                         | 女  | 9年以下 | 0        | 0      | 0       | 0        | 130        | 4,630      |
|                                                                                         |    | 9年超  | 0        | 0      | 0       | 0        | 0          | 0          |
| 疾病障害保障定期保険特約                                                                            | 男  | 9年以下 | 360      | 180    | 440     | 770      | 2,550      | 6,920      |
|                                                                                         |    | 9年超  | 0        | 0      | 0       | 0        | 0          | 0          |
|                                                                                         | 女  | 9年以下 | 30       | 160    | 490     | 1,060    | 3,240      | 7,700      |
|                                                                                         |    | 9年超  | 0        | 0      | 0       | 0        | 0          | 0          |
| 介護保障特約<br>新介護保障特約                                                                       | 男  | 9年以下 | 0        | 0      | 0       | 640      | 1,940      | 5,790      |
|                                                                                         |    | 9年超  | 0        | 0      | 0       | 0        | 0          | 0          |
|                                                                                         | 女  | 9年以下 | 0        | 0      | 0       | 130      | 1,380      | 4,680      |
|                                                                                         |    | 9年超  | 0        | 0      | 0       | 0        | 0          | 0          |

(注) \* ①主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、経過年数9年超の率とします。

②旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、前記の定めにかかわらず配当率を零とします。



## (別表3-3) 危険差益配当率 (例示)

【2012年4月2日以後2018年3月31日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

| 種類 (例示)                                                                                                             | 性別 | 配当回数<br>(例示) | 配当率*     |          |            |            |            |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------|----------|----------|------------|------------|------------|-------------|
|                                                                                                                     |    |              | (到達年齢)   |          |            |            |            |             |
|                                                                                                                     |    |              | (20歳)    | (30歳)    | (40歳)      | (50歳)      | (60歳)      | (70歳)       |
| 養老保険<br>定期保険<br>終身保険<br>生存給付金付定期保険<br>こども保険<br>傷害保障重点期間設定型長期定期保険<br>(第2保険期間)<br>継続サポート3大疾病保障保険<br>(継続サポート年金支払期間開始前) | 男  | 1回目          | 円<br>269 | 円<br>208 | 円<br>399   | 円<br>1,103 | 円<br>2,348 | 円<br>8,032  |
|                                                                                                                     |    | 9回目          | 円<br>65  | 円<br>55  | 円<br>112   | 円<br>259   | 円<br>521   | 円<br>1,476  |
|                                                                                                                     |    | 10回目以上       | 円<br>40  | 円<br>36  | 円<br>76    | 円<br>153   | 円<br>293   | 円<br>657    |
|                                                                                                                     | 女  | 1回目          | 円<br>51  | 円<br>148 | 円<br>157   | 円<br>358   | 円<br>500   | 円<br>2,541  |
|                                                                                                                     |    | 9回目          | 円<br>19  | 円<br>39  | 円<br>70    | 円<br>150   | 円<br>235   | 円<br>645    |
|                                                                                                                     |    | 10回目以上       | 円<br>11  | 円<br>26  | 円<br>59    | 円<br>124   | 円<br>202   | 円<br>408    |
| 3大疾病保障保険                                                                                                            | 男  | 1回目          | 円<br>367 | 円<br>236 | 円<br>1,179 | 円<br>2,132 | 円<br>4,675 | 円<br>14,052 |
|                                                                                                                     |    | 9回目          | 円<br>92  | 円<br>101 | 円<br>323   | 円<br>710   | 円<br>1,363 | 円<br>3,123  |
|                                                                                                                     |    | 10回目以上       | 円<br>58  | 円<br>84  | 円<br>216   | 円<br>532   | 円<br>950   | 円<br>1,757  |
|                                                                                                                     | 女  | 1回目          | 円<br>374 | 円<br>511 | 円<br>1,027 | 円<br>1,657 | 円<br>2,895 | 円<br>6,152  |
|                                                                                                                     |    | 9回目          | 円<br>72  | 円<br>143 | 円<br>407   | 円<br>667   | 円<br>976   | 円<br>1,723  |
|                                                                                                                     |    | 10回目以上       | 円<br>34  | 円<br>96  | 円<br>329   | 円<br>543   | 円<br>737   | 円<br>1,169  |
| 出産サポート給付金付3大疾病保障保険                                                                                                  | 男  | 1回目          | 円<br>-   | 円<br>-   | 円<br>-     | 円<br>-     | 円<br>-     | 円<br>-      |
|                                                                                                                     |    | 9回目          | 円<br>-   | 円<br>-   | 円<br>-     | 円<br>-     | 円<br>-     | 円<br>-      |
|                                                                                                                     |    | 10回目以上       | 円<br>-   | 円<br>-   | 円<br>-     | 円<br>-     | 円<br>-     | 円<br>-      |
|                                                                                                                     | 女  | 1回目          | 円<br>351 | 円<br>438 | 円<br>757   | 円<br>1,238 | 円<br>2,360 | 円<br>5,391  |
|                                                                                                                     |    | 9回目          | 円<br>49  | 円<br>70  | 円<br>137   | 円<br>248   | 円<br>441   | 円<br>962    |
|                                                                                                                     |    | 10回目以上       | 円<br>11  | 円<br>26  | 円<br>59    | 円<br>124   | 円<br>202   | 円<br>408    |
| 身体障害保障保険                                                                                                            | 男  | 1回目          | 円<br>555 | 円<br>260 | 円<br>633   | 円<br>1,101 | 円<br>2,148 | 円<br>4,431  |
|                                                                                                                     |    | 9回目          | 円<br>102 | 円<br>80  | 円<br>195   | 円<br>435   | 円<br>836   | 円<br>1,546  |
|                                                                                                                     |    | 10回目以上       | 円<br>46  | 円<br>58  | 円<br>140   | 円<br>351   | 円<br>673   | 円<br>1,186  |
|                                                                                                                     | 女  | 1回目          | 円<br>206 | 円<br>248 | 円<br>510   | 円<br>638   | 円<br>910   | 円<br>4,007  |
|                                                                                                                     |    | 9回目          | 円<br>37  | 円<br>57  | 円<br>138   | 円<br>270   | 円<br>485   | 円<br>1,116  |
|                                                                                                                     |    | 10回目以上       | 円<br>16  | 円<br>33  | 円<br>92    | 円<br>224   | 円<br>432   | 円<br>754    |
| 介護保障保険                                                                                                              | 男  | 1回目          | 円<br>272 | 円<br>168 | 円<br>341   | 円<br>1,063 | 円<br>1,447 | 円<br>5,330  |
|                                                                                                                     |    | 9回目          | 円<br>68  | 円<br>68  | 円<br>134   | 円<br>352   | 円<br>704   | 円<br>1,699  |
|                                                                                                                     |    | 10回目以上       | 円<br>43  | 円<br>56  | 円<br>108   | 円<br>263   | 円<br>612   | 円<br>1,245  |
|                                                                                                                     | 女  | 1回目          | 円<br>67  | 円<br>124 | 円<br>347   | 円<br>578   | 円<br>634   | 円<br>3,006  |
|                                                                                                                     |    | 9回目          | 円<br>25  | 円<br>45  | 円<br>91    | 円<br>201   | 円<br>369   | 円<br>1,101  |
|                                                                                                                     |    | 10回目以上       | 円<br>17  | 円<br>29  | 円<br>54    | 円<br>154   | 円<br>336   | 円<br>863    |

(注) \*①例示の配当回数間における配当率は、配当回数1回あたり均等に減少させた率に所要の調整をした率とします。(本別表において同様の取扱とします。)

②継続サポート3大疾病保障保険(継続サポート年金支払期間開始前)については、第2危険保険金100万円につき下記に定める額を加えた額とします。

③契約締結日から9年以上経過して更新される契約については、配当回数10回目以上の率とします。

(第2危険保険金100万円につき)

| 種類                                  | 性別 | 配当回数<br>(例示) | 配当率      |          |          |            |            |             |
|-------------------------------------|----|--------------|----------|----------|----------|------------|------------|-------------|
|                                     |    |              | (到達年齢)   |          |          |            |            |             |
|                                     |    |              | (20歳)    | (30歳)    | (40歳)    | (50歳)      | (60歳)      | (70歳)       |
| 継続サポート3大疾病保障保険<br>(継続サポート年金支払期間開始前) | 男  | 1回目          | 円<br>70  | 円<br>70  | 円<br>560 | 円<br>1,270 | 円<br>3,470 | 円<br>10,060 |
|                                     |    | 9回目          | 円<br>8   | 円<br>8   | 円<br>62  | 円<br>141   | 円<br>386   | 円<br>1,118  |
|                                     |    | 10回目以上       | 円<br>0   | 円<br>0   | 円<br>0   | 円<br>0     | 円<br>0     | 円<br>0      |
|                                     | 女  | 1回目          | 円<br>160 | 円<br>160 | 円<br>640 | 円<br>960   | 円<br>2,000 | 円<br>5,250  |
|                                     |    | 9回目          | 円<br>18  | 円<br>18  | 円<br>71  | 円<br>107   | 円<br>222   | 円<br>583    |
|                                     |    | 10回目以上       | 円<br>0   | 円<br>0   | 円<br>0   | 円<br>0     | 円<br>0     | 円<br>0      |

【2018年4月1日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

| 種類 (例示)                                                                                                                                                                                                          | 性別 | 配当回数   | 配当率     |         |          |          |          |            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|---------|---------|----------|----------|----------|------------|
|                                                                                                                                                                                                                  |    |        | (到達年齢)  |         |          |          |          |            |
|                                                                                                                                                                                                                  |    |        | (20歳)   | (30歳)   | (40歳)    | (50歳)    | (60歳)    | (70歳)      |
| 養老保険<br>定期保険<br>終身保険<br>生存給付金付定期保険<br>こども保険<br>傷害保障重点期間設定型長期定期保険<br>(第2保険期間)<br>傷害死亡重点期間設定型介護保障保険<br>(第2保険期間)<br>継続サポート3大疾病保障保険<br>(継続サポート年金支払期間開始前)<br>新3大疾病保障保険<br>特定重度疾病保障保険<br>出産サポート給付金付3大疾病保障保険<br>認知症保障保険 | 男  | 1回目    | 円<br>59 | 円<br>48 | 円<br>109 | 円<br>223 | 円<br>468 | 円<br>1,072 |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 〽      | 〽       | 〽       | 〽        | 〽        | 〽        | 〽          |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 9回目    | 42      | 37      | 80       | 161      | 312      | 703        |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 10回目以上 | 40      | 36      | 76       | 153      | 293      | 657        |
|                                                                                                                                                                                                                  | 女  | 1回目    | 11      | 28      | 77       | 158      | 260      | 541        |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 〽      | 〽       | 〽       | 〽        | 〽        | 〽        | 〽          |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 9回目    | 11      | 24      | 61       | 128      | 208      | 423        |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 10回目以上 | 11      | 23      | 59       | 124      | 202      | 408        |
| 3大疾病保障保険                                                                                                                                                                                                         | 男  | 1回目    | 77      | 96      | 249      | 602      | 1,125    | 2,172      |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 〽      | 〽       | 〽       | 〽        | 〽        | 〽        | 〽          |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 9回目    | 60      | 85      | 220      | 540      | 969      | 1,803      |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 10回目以上 | 58      | 84      | 216      | 532      | 950      | 1,757      |
|                                                                                                                                                                                                                  | 女  | 1回目    | 34      | 101     | 347      | 577      | 795      | 1,302      |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 〽      | 〽       | 〽       | 〽        | 〽        | 〽        | 〽          |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 9回目    | 34      | 97      | 331      | 547      | 743      | 1,184      |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 10回目以上 | 34      | 96      | 329      | 543      | 737      | 1,169      |
| 身体障害保障保険                                                                                                                                                                                                         | 男  | 1回目    | 65      | 70      | 173      | 421      | 848      | 1,601      |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 〽      | 〽       | 〽       | 〽        | 〽        | 〽        | 〽          |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 9回目    | 48      | 59      | 144      | 359      | 692      | 1,232      |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 10回目以上 | 46      | 58      | 140      | 351      | 673      | 1,186      |
|                                                                                                                                                                                                                  | 女  | 1回目    | 16      | 38      | 110      | 258      | 490      | 887        |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 〽      | 〽       | 〽       | 〽        | 〽        | 〽        | 〽          |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 9回目    | 16      | 34      | 94       | 228      | 438      | 769        |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 10回目以上 | 16      | 33      | 92       | 224      | 432      | 754        |
| 介護保障保険                                                                                                                                                                                                           | 男  | 1回目    | 62      | 68      | 141      | 333      | 787      | 1,660      |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 〽      | 〽       | 〽       | 〽        | 〽        | 〽        | 〽          |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 9回目    | 45      | 57      | 112      | 271      | 631      | 1,291      |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 10回目以上 | 43      | 56      | 108      | 263      | 612      | 1,245      |
|                                                                                                                                                                                                                  | 女  | 1回目    | 17      | 34      | 72       | 188      | 394      | 996        |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 〽      | 〽       | 〽       | 〽        | 〽        | 〽        | 〽          |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 9回目    | 17      | 30      | 56       | 158      | 342      | 878        |
|                                                                                                                                                                                                                  |    | 10回目以上 | 17      | 29      | 54       | 154      | 336      | 863        |

ただし、逓増定期保険については、下表のとおりとします。

【2012年4月2日以後2016年6月19日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

| 種類     | 性別 | 配当回数<br>(例示) | 配当率      |          |          |            |            |             |
|--------|----|--------------|----------|----------|----------|------------|------------|-------------|
|        |    |              | (到達年齢)   |          |          |            |            |             |
|        |    |              | (20歳)    | (30歳)    | (40歳)    | (50歳)      | (60歳)      | (70歳)       |
| 逓増定期保険 | 男  | 1回目          | 円<br>509 | 円<br>178 | 円<br>479 | 円<br>1,203 | 円<br>4,468 | 円<br>11,252 |
|        |    | ┃            | ┃        | ┃        | ┃        | ┃          | ┃          | ┃           |
|        |    | 9回目          | 305      | 25       | 192      | 359        | 2,641      | 4,696       |
|        |    | 10回目以上       | 40       | 36       | 76       | 153        | 293        | 657         |
|        | 女  | 1回目          | 81       | 108      | 237      | 568        | 1,400      | 5,561       |
|        |    | ┃            | ┃        | ┃        | ┃        | ┃          | ┃          | ┃           |
|        |    | 9回目          | 49       | 0        | 150      | 360        | 1,135      | 3,665       |
|        |    | 10回目以上       | 11       | 23       | 59       | 124        | 202        | 408         |

【2016年6月20日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

| 種類     | 性別 | 配当回数<br>(例示) | 配当率      |          |          |            |            |            |
|--------|----|--------------|----------|----------|----------|------------|------------|------------|
|        |    |              | (到達年齢)   |          |          |            |            |            |
|        |    |              | (20歳)    | (30歳)    | (40歳)    | (50歳)      | (60歳)      | (70歳)      |
| 逓増定期保険 | 男  | 1回目          | 円<br>269 | 円<br>208 | 円<br>399 | 円<br>1,103 | 円<br>2,348 | 円<br>8,032 |
|        |    | ┃            | ┃        | ┃        | ┃        | ┃          | ┃          | ┃          |
|        |    | 9回目          | 65       | 55       | 112      | 259        | 521        | 1,476      |
|        |    | 10回目以上       | 40       | 36       | 76       | 153        | 293        | 657        |
|        | 女  | 1回目          | 51       | 148      | 157      | 358        | 500        | 2,541      |
|        |    | ┃            | ┃        | ┃        | ┃        | ┃          | ┃          | ┃          |
|        |    | 9回目          | 19       | 39       | 70       | 150        | 235        | 645        |
|        |    | 10回目以上       | 11       | 26       | 59       | 124        | 202        | 408        |

また、予定利率変動型一時払逓増終身保険および指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険については、契約締結時期にかかわらず、下表のとおりとします。

(危険保険金100万円につき)

| 種類                                      | 性別 | 配当回数 | 配当率    |        |        |        |        |        |
|-----------------------------------------|----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                                         |    |      | (到達年齢) |        |        |        |        |        |
|                                         |    |      | (20歳)  | (30歳)  | (40歳)  | (50歳)  | (60歳)  | (70歳)  |
| 予定利率変動型一時払逓増終身保険<br>指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険 | —  | —    | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>0 |

(別表4) 災害疾病特約配当率 (例示)

(災害保険金100万円につき\*)

| 種類 (例示)                             | 配当率     |         |
|-------------------------------------|---------|---------|
|                                     | 男性      | 女性      |
| 災害保障特約 (本人型)                        | 1,280 円 | 1,650 円 |
| 交通災害保障特約                            | 930     | 1,110   |
| 災害倍額支払定期保険特約                        | 350     | 500     |
| 定期保険災害給付特約                          | 450     | 600     |
| 災害割増特約 (58)、(60)<br>(1990年4月2日以後契約) | 50      | 50      |
| 新傷害特約 (本人型)<br>(1990年4月2日以後契約)      | 50      | 50      |
| 新災害入院特約 (本人型)                       | 150     | 300     |
| 特定損傷特約                              | 350     | 150     |

(注) \*①新災害入院特約については、「入院給付日額1,000円につき」と読み替えます。

②特定損傷特約については、「給付金10万円につき」と読み替えます。

(入院給付日額1,000円につき\*)

| 種類 (例示)             | 到達年齢       | 配当率   |
|---------------------|------------|-------|
| 手術給付金付疾病入院給付特約 (51) | —          | 100 円 |
| 疾病入院特約 (本人型)        | —          | 100   |
| 新入院医療特約 (本人型)       | 49歳以下      | 500   |
|                     | 50歳以上      | 400   |
| 新成人病割増入院医療特約 (2倍型)  | 39歳以下      | 260   |
|                     | 40歳以上49歳以下 | 270   |
|                     | 50歳以上59歳以下 | 250   |
|                     | 60歳以上      | 290   |
| 新成人病割増入院医療特約 (3倍型)  | 39歳以下      | 180   |
|                     | 40歳以上49歳以下 | 190   |
|                     | 50歳以上59歳以下 | 200   |
|                     | 60歳以上      | 260   |
| 新成人病入院医療特約          | 39歳以下      | 20    |
|                     | 40歳以上49歳以下 | 40    |
|                     | 50歳以上59歳以下 | 100   |
|                     | 60歳以上      | 190   |
| 通院特約 (本人型)          | 39歳以下      | 50    |
|                     | 40歳以上49歳以下 | 80    |
|                     | 50歳以上59歳以下 | 130   |
|                     | 60歳以上      | 220   |
| 長期入院特約 (本人型)        | 19歳以下      | 10    |
|                     | 20歳以上29歳以下 | 20    |
|                     | 30歳以上39歳以下 | 50    |
|                     | 40歳以上49歳以下 | 60    |
|                     | 50歳以上59歳以下 | 100   |
|                     | 60歳以上      | 150   |
| 女性入院特約              | 19歳以下      | 0     |
|                     | 20歳以上29歳以下 | 30    |
|                     | 30歳以上39歳以下 | 80    |
|                     | 40歳以上49歳以下 | 90    |
|                     | 50歳以上59歳以下 | 100   |
|                     | 60歳以上      | 150   |
| 総合医療特約              | —          | 0     |

(注) \* 通院特約は、「通院日額1,000円につき」と読み替えます。

## (別表5) 利差益配当率

(責任準備金に対して)

| 予定利率          | 配当率          |
|---------------|--------------|
| 1.00%以下       | (1.85%－予定利率) |
| 1.00%超1.65%以下 | (1.65%－予定利率) |

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

| 種類                                                                          | 配当率 |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----|
| 一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、一時払終身保険、予定利率変動型一時払逓増終身保険、指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険 | 0%  |

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた配当率とします。

## (別表6) 配当調整率

(責任準備金に対して)

| 予定利率       | 配当調整率        |
|------------|--------------|
| 1.65%超2%以下 | (予定利率－1.65%) |
| 2%超3%以下    | (予定利率－1.25%) |
| 3%超4%以下    | (予定利率－1.05%) |
| 4%超5%以下    | (予定利率－0.85%) |
| 5%超        | (予定利率－0.65%) |

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

| 種類                             | 配当調整率        |
|--------------------------------|--------------|
| 1995年9月25日以後締結された一時払養老保険       | (予定利率－1.50%) |
| 1998年4月2日以後締結された一時払年金保険        | (予定利率－1.35%) |
| 1998年4月2日以後締結された一時払生存保障重点型年金保険 |              |
| 1998年6月25日以後締結された一時払終身保険       | (予定利率－1.20%) |

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた調整率とします。



(別表7) 定期健康配当率 (例示)

(保険料 (年額) \*1に対して)

| 契約年度*2 (例示) | 配当率*3          |
|-------------|----------------|
| 1975年度以前    | 100.0% [50.0%] |
| }           | }              |
| 1980年度      | 60.0 [30.0 ]   |
| }           | }              |
| 1994年度      | 4.0 [ 2.0 ]    |

(注)・定期健康配当金は以下の保険種類を対象とします。

定期保険、3大疾病保障定期保険、暮しの保険の定期部分、定期保険特約、増加保険特約 (増加暮しの定期部分)、配偶者定期保険特約、こども定期保険特約、生活保障特約および通減定期保険特約

\*1①保険料 (年額) については、当該配当金の対象となる保険種類を対象とします。((別表8)、(別表12) および (別表13) において同様の取扱とします。)

②更新後の特約については、主契約の契約締結日から当該特約の締結日までの経過期間に応じ、保険料 (年額) の以下の割合に対して計算します。

10年以下 9割、10年超15年以下 8割、15年超20年以下 7割、20年超 5割

\*2①被転換契約から移管された責任準備金に基づく部分についての契約年度は、被転換契約の契約年度を適用します。((別表9) および (別表10) において同様の取扱とします。)

②更新後の特約についての契約年度は、主契約の契約年度を適用します。

\*3①例示の契約年度間における配当率は、1年あたり均等に減少させた率とします。((別表8) および (別表10) において同様の取扱とします。)

②終身保険または生存保障重点型年金保険に付加されている特約が保険期間の満了により消滅し、かつ特約の更新を取り扱うことが可能な契約については、[ ] 内の配当率を適用します。

③増加保険特約 (増加暮しの定期部分) については、上記の1割とします。

④更新後の特約の配当率は、既に支払われた消滅時配当率 (定期) または定期健康配当率を控除した率とします。(この率が負値となるときは、零とします。)

(別表8) 災害疾病健康配当率 (例示)

(保険料 (年額) に対して)

| 特約付加年度* (例示) | 配当率   |
|--------------|-------|
| 1973年度以前     | 95.0% |
| }            | }     |
| 2001年度       | 3.3   |

(注)・災害疾病健康配当金は総合医療特約、および以下の災害特約および疾病特約を対象とします。

(災害特約)

家族保障選択権付災害入院特約、災害入院特約、こども災害入院特約、新災害入院特約およびこども新災害入院特約

(疾病特約)

手術給付金付疾病入院給付特約、手術給付金付疾病入院給付特約 (51)、手術給付金付成人病・疾病入院給付特約、手術給付金付成人病入院給付特約、疾病入院特約、成人病割増疾病入院特約、成人病入院特約、こども疾病入院特約、入院医療特約、成人病割増入院医療特約、成人病入院医療特約、こども入院医療特約、新入院医療特約、こども新入院医療特約、新成人病割増入院医療特約、新成人病入院医療特約および女性入院特約

\*①災害特約について、転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

②疾病特約について、1997年3月31日以前の転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

## (別表9) 消滅時配当率 (例示)

・ 1955年度以後契約

(責任準備金に対して)

| 契約年度     | 配当率*                |                  |                     |                  |
|----------|---------------------|------------------|---------------------|------------------|
|          | 予定利率4%以下契約          |                  | 予定利率4%超契約           |                  |
|          | 満期、死亡等により<br>消滅する契約 | 解約等により<br>消滅する契約 | 満期、死亡等により<br>消滅する契約 | 解約等により<br>消滅する契約 |
| 1968年度以前 | 9.2 %               | 4.4 %            | 4.4 %               | —                |
| 1969     | 9.2                 | 4.4              | 2.0                 | —                |
| 1970     | 6.8                 | 2.0              | —                   | —                |
| 1971     | 4.4                 | —                | —                   | —                |
| 1972     | 2.0                 | —                | —                   | —                |

(注) ①保障見直し制度の利用により消滅する契約は、消滅時配当金の対象外とします。

②以下に掲げる契約は、消滅時配当金の対象外とします。

年金支払開始後契約、増加年金保険特約、年金特約および(別表7)に掲げる定期健康配当金の対象となる保険種類

\* ①一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率を記載しています。

②増加保険特約については、上記の1割とします。

## (別表10) 保障見直し特別配当率 (例示)

(保険金100万円につき)

| 種類 (例示)                                                      |                                                             | 契約締結時期                                | 配当率               |
|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------|
| 利益配当付個人保険<br>利益配当付個人年金保険<br>5年ごと利差配当付個人保険<br>5年ごと利差配当付個人年金保険 | 養老保険<br>終身保険<br>生存給付金付定期保険<br>生存給付金付定期保険特約<br>新生存給付金付定期保険特約 | 1993年3月31日以前<br>}<br>}                | 円<br>750<br>}     |
|                                                              | 育英年金付こども保険 (H2)                                             | 1998年4月1日以後                           | 150               |
|                                                              | 年金保険                                                        |                                       |                   |
|                                                              | 定期保険<br>3大疾病保障定期保険<br>定期保険特約<br>生活保障特約<br>3大疾病保障定期保険特約      | 1990年3月31日以前<br>}<br>}<br>1998年4月1日以後 | 50<br>}<br>}<br>5 |

(別表11) 通常ポイント率 (例示)

(責任準備金100万円につき)

| 予定利率 (例示) | 保険期間      | ポイント率* |
|-----------|-----------|--------|
| 1.15%     |           | ポイント   |
|           | 5年以下      | 250    |
|           | 5年超10年以下  | 200    |
|           | 10年超20年以下 | 180    |
|           | 20年超      | 170    |
| 1.65%     | —         | 0      |
| 2.15%     | —         | 0      |

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金100万円につき)

| 種類                                                                     | ポイント率     |
|------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、一時払終身保険、一時払終身保険に付加される定期保険特約、一時払総合保障終身保険 | ポイント<br>0 |

(注) \*①保険期間が終身の保険契約および年金支払開始後契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。

②年金支払開始後契約（年金特約は除く）については、上記の1割とします。

③年金特約については、上記の5割とします。

## (別表12) 定期健康ポイント率 (例示)

【2007年4月2日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

| 種類 (例示)                                                                                                  | 性別 | ポイント<br>加算回数<br>(例示) | 保険期間 (例示) | ポイント率*       |              |               |               |               |               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------|-----------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                                                                                                          |    |                      |           | (到達年齢)       |              |               |               |               |               |
|                                                                                                          |    |                      |           | (40歳)        | (50歳)        | (60歳)         | (70歳)         | (80歳)         | (90歳)         |
| 定期保険特約<br>定期保険<br>養老保険<br>終身保険<br>育英年金付子ども保険<br>生存給付金付定期保険<br>新生給付金付定期保険特約<br>疾病障害保障定期保険特約<br>介護保障定期保険特約 | 男  | 1回目                  | 5年以下      | ポイント<br>18.4 | ポイント<br>50.8 | ポイント<br>109.9 | ポイント<br>365.7 | ポイント<br>642.9 | ポイント<br>775.5 |
|                                                                                                          |    |                      | 5年超10年以下  | 14.7         | 40.6         | 87.9          | 292.5         | 514.3         | 620.4         |
|                                                                                                          |    |                      | 10年超20年以下 | 13.2         | 36.6         | 79.1          | 263.3         | 462.9         | 558.4         |
|                                                                                                          |    |                      | 20年超      | 12.5         | 34.5         | 74.7          | 248.6         | 437.1         | 527.3         |
|                                                                                                          |    | }                    | }         | }            | }            | }             | }             | }             | }             |
|                                                                                                          |    | 10回目以上               | 5年以下      | 3.9          | 7.8          | 14.4          | 31.7          | 99.4          | 106.0         |
|                                                                                                          |    |                      | 5年超10年以下  | 3.1          | 6.2          | 11.5          | 25.3          | 79.5          | 84.8          |
|                                                                                                          |    |                      | 10年超20年以下 | 2.8          | 5.6          | 10.4          | 22.8          | 71.5          | 76.3          |
|                                                                                                          |    |                      | 20年超      | 2.7          | 5.3          | 9.8           | 21.5          | 67.6          | 72.1          |
|                                                                                                          | 女  | 1回目                  | 5年以下      | 7.1          | 16.2         | 22.3          | 117.4         | 343.1         | 505.9         |
|                                                                                                          |    |                      | 5年超10年以下  | 5.6          | 12.9         | 17.8          | 93.9          | 274.4         | 404.7         |
|                                                                                                          |    |                      | 10年超20年以下 | 5.1          | 11.6         | 16.1          | 84.5          | 247.0         | 364.2         |
|                                                                                                          |    |                      | 20年超      | 4.8          | 11.0         | 15.2          | 79.8          | 233.3         | 344.0         |
|                                                                                                          |    | }                    | }         | }            | }            | }             | }             | }             | }             |
|                                                                                                          |    | 10回目以上               | 5年以下      | 3.1          | 6.7          | 10.3          | 19.4          | 56.6          | 88.4          |
|                                                                                                          |    |                      | 5年超10年以下  | 2.4          | 5.3          | 8.2           | 15.5          | 45.2          | 70.7          |
|                                                                                                          |    |                      | 10年超20年以下 | 2.2          | 4.8          | 7.4           | 14.0          | 40.7          | 63.6          |
|                                                                                                          |    |                      | 20年超      | 2.1          | 4.5          | 7.0           | 13.2          | 38.5          | 60.1          |
| 3大疾病保障定期保険<br>3大疾病保障定期保険特約<br>再発3大疾病保障定期保険特約                                                             | 男  | 1回目                  | 5年以下      | 33.9         | 56.3         | 131.4         | 351.7         | 747.4         | 1,109.5       |
|                                                                                                          |    |                      | 5年超10年以下  | 27.1         | 45.0         | 105.1         | 281.3         | 597.9         | 887.6         |
|                                                                                                          |    |                      | 10年超20年以下 | 24.4         | 40.5         | 94.6          | 253.2         | 538.1         | 798.8         |
|                                                                                                          |    |                      | 20年超      | 23.1         | 38.3         | 89.4          | 239.1         | 508.2         | 754.5         |
|                                                                                                          |    | }                    | }         | }            | }            | }             | }             | }             | }             |
|                                                                                                          |    | 10回目以上               | 5年以下      | 3.9          | 7.8          | 14.4          | 31.7          | 99.4          | 106.0         |
|                                                                                                          |    |                      | 5年超10年以下  | 3.1          | 6.2          | 11.5          | 25.3          | 79.5          | 84.8          |
|                                                                                                          |    |                      | 10年超20年以下 | 2.8          | 5.6          | 10.4          | 22.8          | 71.5          | 76.3          |
|                                                                                                          |    |                      | 20年超      | 2.7          | 5.3          | 9.8           | 21.5          | 67.6          | 72.1          |
|                                                                                                          | 女  | 1回目                  | 5年以下      | 0.0          | 0.0          | 2.3           | 131.9         | 636.1         | 1,141.9       |
|                                                                                                          |    |                      | 5年超10年以下  | 0.0          | 0.0          | 1.8           | 105.5         | 508.8         | 913.5         |
|                                                                                                          |    |                      | 10年超20年以下 | 0.0          | 0.0          | 1.7           | 95.0          | 458.0         | 822.1         |
|                                                                                                          |    |                      | 20年超      | 0.0          | 0.0          | 1.6           | 89.7          | 432.5         | 776.5         |
|                                                                                                          |    | }                    | }         | }            | }            | }             | }             | }             | }             |
|                                                                                                          |    | 10回目以上               | 5年以下      | 3.1          | 6.7          | 10.3          | 19.4          | 56.6          | 88.4          |
|                                                                                                          |    |                      | 5年超10年以下  | 2.4          | 5.3          | 8.2           | 15.5          | 45.2          | 70.7          |
|                                                                                                          |    |                      | 10年超20年以下 | 2.2          | 4.8          | 7.4           | 14.0          | 40.7          | 63.6          |
|                                                                                                          |    |                      | 20年超      | 2.1          | 4.5          | 7.0           | 13.2          | 38.5          | 60.1          |
| 生活保障特約<br>年金保険 (年金支払開始日前)                                                                                | 男  | 1回目                  | 10年超20年以下 | 13.0         | 37.0         | 79.0          | 263.0         | 463.0         | 558.0         |
|                                                                                                          |    | }                    |           | }            | }            | }             | }             | }             | }             |
|                                                                                                          |    | 10回目以上               |           | 3.0          | 6.0          | 10.0          | 23.0          | 72.0          | 76.0          |
|                                                                                                          | 女  | 1回目                  |           | 5.0          | 12.0         | 16.0          | 85.0          | 247.0         | 364.0         |
|                                                                                                          |    | }                    |           | }            | }            | }             | }             | }             | }             |
|                                                                                                          |    | 10回目以上               |           | 2.0          | 5.0          | 7.0           | 14.0          | 41.0          | 64.0          |
| 新介護保障特約                                                                                                  | —  | —                    | —         | 0            | 0            | 0             | 0             | 0             | 0             |

(注) \*①例示のポイント加算回数間における配当率は、ポイント加算回数に応じて減少させた率とします。(本別表において同様の取扱とします。)

②保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。

③主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、ポイント加算回数10回目以上の率とします。

また、逓増定期保険および新逓増定期保険（H18）については、下表のとおりとします。

（危険保険金100万円につき）

| 種類                     | 性別 | ポイント<br>加算回数<br>(例示) | 保険期間 (例示) | ポイント率        |              |               |               |               |                 |
|------------------------|----|----------------------|-----------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|
|                        |    |                      |           | (到達年齢)       |              |               |               |               |                 |
|                        |    |                      |           | (40歳)        | (50歳)        | (60歳)         | (70歳)         | (80歳)         | (90歳)           |
| 逓増定期保険<br>新逓増定期保険（H18） | 男  | 1回目                  | 10年超20年以下 | ポイント<br>15.8 | ポイント<br>41.3 | ポイント<br>145.0 | ポイント<br>372.0 | ポイント<br>839.4 | ポイント<br>1,103.4 |
|                        |    | }                    |           | }            | }            | }             | }             | }             | }               |
|                        |    | 10回目以上               |           | 2.8          | 5.6          | 10.4          | 22.8          | 71.5          | 76.3            |
|                        | 女  | 1回目                  |           | 7.6          | 17.4         | 47.7          | 185.0         | 591.9         | 894.5           |
|                        |    | }                    |           | }            | }            | }             | }             | }             | }               |
|                        |    | 10回目以上               |           | 2.2          | 4.8          | 7.4           | 14.0          | 40.7          | 63.6            |

### （別表13） 災害疾病健康ポイント率

（保険料（年額）1万円につき）

| 種類                                                                | ポイント率       |
|-------------------------------------------------------------------|-------------|
| 新災害入院特約（H11）<br>こども新災害入院特約（H11）                                   | ポイント<br>2.5 |
| 新入院医療特約（H11）<br>こども新入院医療特約（H11）<br>新成人病入院医療特約（H11）<br>女性入院特約（H11） | 5           |
| 入院医療保険<br>総合医療特約<br>新がん入院特約<br>総合医療保険<br>総合保障終身保険                 | 0           |

### （別表14） 経過別係数（例示）

| 種類（例示）                                                                                                                                                                                                              | 保険期間      | 係数       |      |       |       |       |       |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                                                                                                                                                                                                     |           | (経過年数) * |      |       |       |       |       |       |
|                                                                                                                                                                                                                     |           | (1年)     | (5年) | (10年) | (15年) | (20年) | (25年) | (30年) |
| 養老保険<br>年金保険（年金支払開始日前）<br>低解約払戻金型長寿生存保険<br>（年金支払開始日前）<br>こども保険<br>生存給付金付定期保険<br>傷害保障重点期間設定型長期定期保険<br>傷害死亡重点期間設定型介護保障保険                                                                                              | 10年以下     | 50%      | 110% | 110%  | －%    | －%    | －%    | －%    |
|                                                                                                                                                                                                                     | 10年超20年以下 | 50       | 69   | 92    | 115   | 115   | －     | －     |
|                                                                                                                                                                                                                     | 20年超      | 50       | 60   | 72    | 84    | 96    | 108   | 120   |
| 定期保険<br>終身保険<br>3大疾病保障保険<br>継続サポート3大疾病保障保険<br>（継続サポート年金支払期間開始前）<br>新3大疾病保障保険<br>特定重度疾病保障保険<br>出産サポート給付金付3大疾病保障保険<br>身体障害保障保険<br>介護保障保険<br>生活サポート保険<br>（生活サポート年金支払期間開始前）<br>認知症保障保険<br>総合医療保険<br>がん医療保険<br>こども総合医療保険 | 10年以下     | 55       | 115  | 115   | －     | －     | －     | －     |
|                                                                                                                                                                                                                     | 10年超20年以下 | 55       | 74   | 97    | 120   | 120   | －     | －     |
|                                                                                                                                                                                                                     | 20年超      | 55       | 65   | 77    | 89    | 101   | 113   | 125   |
| 逓増定期保険                                                                                                                                                                                                              | －         | 50       | 105  | 105   | 105   | 105   | 105   | 105   |

（注）・年金支払開始後契約については、100%とします。

\*①保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に所要の調整を行います。

②保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超の係数を適用します。



(別表15) 費差益配当率 (例示)

(保険金100万円につき)

| 種類 (例示)                                                                                                                                                                                                                                              | 配当率 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 養老保険<br>定期保険<br>終身保険<br>年金保険<br>低解約払戻金型長寿生存保険<br>生存給付金付定期保険<br>こども保険<br>傷害保障重点期間設定型長期定期保険<br>傷害死亡重点期間設定型介護保障保険<br>遡増定期保険<br>3大疾病保障保険<br>継続サポート3大疾病保障保険<br>新3大疾病保障保険<br>特定重度疾病保障保険<br>出産サポート給付金付3大疾病保障保険<br>身体障害保障保険<br>介護保障保険<br>生活サポート保険<br>認知症保障保険 | 0円  |

(別表16) 災害疾病配当率 (例示)

(入院給付日額1,000円につき\*)

| 種類                                          | 性別 | 配当率<br>(到達年齢) |       |       |       |       |       |
|---------------------------------------------|----|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                             |    | (20歳)         | (30歳) | (40歳) | (50歳) | (60歳) | (70歳) |
|                                             |    |               |       |       |       |       |       |
| 総合医療保険<br>(基本型)                             | 男  | 20円           | 20円   | 30円   | 40円   | 90円   | 170円  |
|                                             | 女  | 20            | 50    | 30    | 40    | 60    | 120   |
| 総合医療保険<br>(特定疾病倍額型)                         | 男  | 20            | 30    | 40    | 70    | 150   | 290   |
|                                             | 女  | 20            | 50    | 40    | 50    | 90    | 180   |
| 総合医療保険<br>(女性特定疾病倍額型)                       | 男  | —             | —     | —     | —     | —     | —     |
|                                             | 女  | 30            | 70    | 50    | 50    | 80    | 160   |
| がん医療保険                                      | 男  | 0             | 0     | 0     | 10    | 30    | 70    |
|                                             | 女  | 0             | 0     | 10    | 10    | 20    | 40    |
| こども総合医療保険                                   | —  | 20            | 20    | 20    | 20    | 20    | 20    |
| 特定損傷保険<br>就業不能保険<br>入院総合保険<br>入院継続時収入サポート保険 | —  | 0             | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

(注) \*①特定損傷保険については、「給付金10万円につき」と読み替えます。

②就業不能保険については、「長期就業不能給付月額10万円につき」と読み替えます。

③入院総合保険については、「入院給付金10万円につき」と読み替えます。

④入院継続時収入サポート保険については、「給付月額10万円につき」と読み替えます。

(別表17) 団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

| 団体の被保険者数*1        |      | 配当率        |            |       |  |
|-------------------|------|------------|------------|-------|--|
|                   |      | 加入率*2      |            |       |  |
|                   |      | 25%以上35%未満 | 10%以上25%未満 | 10%未満 |  |
| 25人未満             | 14 % | — %        | — %        | — %   |  |
| 25人以上 100人未満      | 28   | 20         | 11         | 7     |  |
| 100人以上 200人未満     | 40   | 30         | 18         | 12    |  |
| 200人以上 350人未満     | 48   | 36         | 24         | 17    |  |
| 350人以上 500人未満     | 53   | 42         | 29         | 21    |  |
| 500人以上 1,000人未満   | 63   | 50         | 38         | 28    |  |
| 1,000人以上 2,000人未満 | 74   | 63         | 48         | 37    |  |
| 2,000人以上 3,500人未満 | 84   | 71         | 59         | 50    |  |
| 3,500人以上 5,000人未満 | 90   | 81         | 68         | 59    |  |
| 5,000人以上 1万人未満    | 95   | 86         | 76         | 67    |  |
| 1万人以上             | 97   | 92         | 82         | 78    |  |

(注) ・年金払特約部分については、予定利率が1.50%の部分について、責任準備金の額に0.15%を乗じた額、予定利率が1.00%の部分について、責任準備金の額に0.85%を乗じた額、予定利率が0.70%の部分について、責任準備金の額に1.15%を乗じた額をそれぞれ割り当てます。(総合福祉団体定期保険、新団体定期保険、3大疾病保障保険(団体型)および介護保障保険(団体型)に付加される年金払特約部分についても同様の取扱とします。)

\*1 団体の被保険者数は、主契約の被保険者数とします。(別表18)、(別表19)、(別表20)および(別表21)において同様の取扱とします。)

\*2 基準加入率等に関する会社所定の要件を満たさない場合には、当該加入率区分に応じた配当率を適用します。(別表19)において同様の取扱とします。)

(別表18) 総合福祉団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

| 団体の被保険者数 |          | 支払率*1   |           |           |         |
|----------|----------|---------|-----------|-----------|---------|
|          |          | 40%超    | 25%超40%以下 | 10%超25%以下 | 10%以下   |
|          |          | 配当率*2   |           |           |         |
| 25人未満    |          | 14 %    | 14 %      | 14 %      | 14 %    |
| 25人以上    | 100人未満   | 28      | 28        | 28        | 28      |
| 100人以上   | 200人未満   | 40      | 40        | 40        | 40      |
| 200人以上   | 350人未満   | 48      | 48        | 48        | 48      |
| 350人以上   | 500人未満   | 53      | 53        | 53        | 53      |
| 500人以上   | 1,000人未満 | 63 [63] | 63 [72]   | 63 [76]   | 63 [78] |
| 1,000人以上 | 2,000人未満 | 74 [74] | 74 [84]   | 74 [87]   | 74 [89] |
| 2,000人以上 | 3,500人未満 | 84      | 90.3      | 91.8      | 92.5    |
| 3,500人以上 | 5,000人未満 | 90      | 94.1      | 95.0      | 95.4    |
| 5,000人以上 | 1万人未満    | 95      | 97.1      | 97.5      | 97.9    |
| 1万人以上    |          | 97      | 98.1      | 98.4      | 98.7    |

(注) \*1 支払率 =  $\frac{\text{保険金および給付金支払額}}{\text{純保険料額}}$  とします。

\*2 被保険者数が500人以上1,000人未満の団体については3年通算の支払率、1,000人以上2,000人未満の団体については2年通算の支払率が判明している場合には、それぞれ [ ] 内の配当率を適用します。

(別表19) 新団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

| 団体の被保険者数 |          | 配当率  |            |            |
|----------|----------|------|------------|------------|
|          |          |      | 加入率        |            |
|          |          |      | 25%以上35%未満 | 10%以上25%未満 |
| 100人未満   |          | 10 % | 5 %        | 5 %        |
| 100人以上   | 200人未満   | 20   | 15         | 5          |
| 200人以上   | 350人未満   | 30   | 20         | 5          |
| 350人以上   | 500人未満   | 35   | 25         | 5          |
| 500人以上   | 1,000人未満 | 45   | 30         | 5          |
| 1,000人以上 | 2,000人未満 | 60   | 40         | 10         |
| 2,000人以上 | 3,500人未満 | 70   | 50         | 10         |
| 3,500人以上 | 5,000人未満 | 80   | 60         | 15         |
| 5,000人以上 | 1万人未満    | 85   | 65         | 20         |
| 1万人以上    | 2万人未満    | 90   | 75         | 25         |
| 2万人以上    | 5万人未満    | 92   | 85         | 30         |
| 5万人以上    |          | 94   | 90         | 45         |

(別表20) 団体信用生命保険および消費者信用団体生命保険配当率

(危険差益に対して)

| 団体の被保険者数 |          | 配当率 |   |
|----------|----------|-----|---|
|          | 25人未満    | 10  | % |
| 25人以上    | 100人未満   | 20  |   |
| 100人以上   | 200人未満   | 30  |   |
| 200人以上   | 350人未満   | 40  |   |
| 350人以上   | 500人未満   | 50  |   |
| 500人以上   | 1,000人未満 | 58  |   |
| 1,000人以上 | 2,000人未満 | 64  |   |
| 2,000人以上 | 3,500人未満 | 69  |   |
| 3,500人以上 | 5,000人未満 | 75  |   |
| 5,000人以上 | 1万人未満    | 80  |   |
| 1万人以上    | 10万人未満   | 87  |   |
| 10万人以上   | 30万人未満   | 90  |   |
| 30万人以上   |          | 97  |   |

ただし、3大疾病保障特約、がん保障特約、身体障害保障特約、介護保障特約または高度障害保険金不担保特約が付加されている団体信用生命保険については、下表のとおりとします。

(危険差益に対して)

| 団体の被保険者数 |          | 配当率               |                   |
|----------|----------|-------------------|-------------------|
|          |          | 区分Ⅰ <sup>*1</sup> | 区分Ⅱ <sup>*2</sup> |
|          | 25人未満    | 10 %              | 7 %               |
| 25人以上    | 100人未満   | 20                | 17                |
| 100人以上   | 200人未満   | 30                | 27                |
| 200人以上   | 350人未満   | 40                | 37                |
| 350人以上   | 500人未満   | 50                | 47                |
| 500人以上   | 1,000人未満 | 58                | 55                |
| 1,000人以上 | 2,000人未満 | 64                | 61                |
| 2,000人以上 | 3,500人未満 | 69                | 66                |
| 3,500人以上 | 5,000人未満 | 75                | 70                |
| 5,000人以上 | 1万人未満    | 80                | 73                |
| 1万人以上    | 10万人未満   | 87                | 77                |
| 10万人以上   | 30万人未満   | 90                | 80                |
| 30万人以上   |          | 97                | 85                |

(注) ①危険差益については、死亡・高度障害部分、死亡・高度障害・3大疾病部分等のそれぞれの部分の危険差益に区分します。(障害特約が付加されている団体信用生命保険については、それぞれの部分にかかる障害特約部分を含みます。)

②一部の部分が危険差損となる場合、それぞれの部分の危険差益について、相殺係数を乗じた額とします。(この額が負値となるときは零とします。) ここで相殺係数とは、危険差益となっている各部分の危険差益の合計額から危険差損となっている各部分の危険差損の合計額を控除した額を、危険差益となっている各部分の危険差益の合計額で除したものとします。

③それぞれの部分の危険差益に各区分の配当率を乗じ、合計します。

\*1 区分Ⅰは死亡・高度障害部分、死亡部分、死亡・身体障害部分、死亡・介護部分、死亡・身体障害・介護部分とします。

\*2 区分Ⅱは死亡・高度障害・3大疾病部分、死亡・高度障害・がん部分、死亡・3大疾病部分、死亡・3大疾病・身体障害部分、死亡・3大疾病・介護部分、死亡・3大疾病・身体障害・介護部分とします。

(別表21) 介護保障保険(団体型) 配当率

(危険差益に対して)

| 団体の被保険者数 |          | 配当率 |   |
|----------|----------|-----|---|
|          | 1,000人未満 | 10  | % |
| 1,000人以上 | 3,500人未満 | 20  |   |
| 3,500人以上 | 1万人未満    | 30  |   |
| 1万人以上    | 5万人未満    | 40  |   |
| 5万人以上    |          | 50  |   |

(別表22) 団体年金保険配当率

(責任準備金に対して)

| 種類                                              | 予定利率  | 配当率*  |
|-------------------------------------------------|-------|-------|
| 企業年金保険、新企業年金保険、団体生存保険、新団体生存保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険 | 0.75% | 0.00% |
| 拠出型企業年金保険 (H14)                                 | 0.75  | 0.55  |
|                                                 | 1.25  | 0.05  |
| 新企業年金保険 (H14)                                   | 0.50  | 0.90  |
|                                                 | 1.25  | 0.15  |
| 厚生年金基金保険 (H14)、確定給付企業年金保険                       | 0.50  | 0.90  |
| 確定給付企業年金保険一般勘定特約 (2022)                         | 0.50  | 1.05  |

(注) 企業年金保険については、責任準備金に上記の団体年金保険配当率を乗じた額から、企業年金保険と新企業年金保険または拠出型企業年金保険との付加保険料の差額に相当する額を控除した額とします。(この額が負値となるときは、零とします。)

\* 上表に定めのない保険種類、上表に定めた保険種類のうち予定利率1.50%以上の部分、有期利率保証特約部分、特別勘定特約部分、特別勘定第1特約部分、特別勘定第2特約部分および特別勘定第3特約部分については、配当率を零とします。

(別表23) 財形保険および財形年金保険配当率

(責任準備金に対して)

| 種類                                                         | 予定利率  | 配当率*  |
|------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険、勤労者財産形成基金保険、勤労者財産形成給付金保険、財形年金積立保険 | 1.00% | 0.50% |
|                                                            | 0.70  | 0.80  |

(注) \* 上表に定めた保険種類のうち予定利率1.50%以上の保険契約および財形年金保険については、配当率を零とします。

## 1. 変更の理由

(1) 補欠の監査等委員である取締役に関する規定の新設・変更（第27条および第28条）

法令に定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合に備えるための補欠の監査等委員である取締役について、その選任に係る決議の効力に関する規定を新設するとともに、第28条第3項の規定が補欠の監査等委員である取締役を対象としたものである旨を明確化するための変更を行うものです。

(2) その他の変更

①上記（1）に伴い、規定間の表現を統一する観点からの所要の変更（第14条および第25条）

②総代会の議長につき、取締役社長が欠けた場合の取扱を明確化（第18条）

## 2. 変更の内容

<下線部は変更箇所>

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第14条（欠員の場合の処置）</p> <p>1 総代に欠員を生じて、定数の半数を下らない間は補欠選挙は行わない。但し、必要があるときはこれを行うことができる。</p> <p>2 <u>補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>第14条（欠員の場合の処置）</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した総代の補欠として選任された総代の任期は、退任した総代の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                                                      |
| <p>第18条（議長）</p> <p>総代会の議長には取締役社長が当り、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれに代わる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>第18条（議長）</p> <p>総代会の議長には取締役社長が当り、<u>取締役社長が欠けたときまたは取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれに代わる。</p>                                                                                                |
| <p>第25条（評議員会）</p> <p>1 当会社は、経営の適正を期するため評議員会を置く。</p> <p>2 評議員会は、当会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から提出された会社経営に関する事項を必要に応じ審議することを任務とする。</p> <p>3 評議員会は、社員または学識経験者の中から総代会で選任された評議員で組織する。</p> <p>4 評議員の員数は、25名以内とする。</p> <p>5 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として6期をこえることができない。</p> <p>6 <u>補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>7 当会社は、評議員会の議事の結果を次の総代会に報告するものとする。</p> <p>8 評議員会に関する細則は、総代会で定める。</p> | <p>第25条（評議員会）</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 <u>任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>8 (現行どおり)</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第27条（選任）</p> <p>取締役は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p>                                                                                                                                        | <p>第27条（選任）</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の開始の時までとする。</u></p>                  |
| <p>第28条（任期）</p> <p>1 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。</p> <p>3 <u>補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> | <p>第28条（任期）</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

## 第4号議案 評議員選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、現任評議員が任期満了となりますので、定款第25条の規定により次期評議員21名の選任をお願いいたします。

評議員候補者の選考基準は、当社経営課題に関連する分野について専門知識を有していること、または、経営実務等に携わり当社経営上の重要事項について意見が期待できることとしており、当該選考基準に基づく評議員の候補者は次のとおりです。

| 候補者<br>番号 | 氏名           | 職業                          | 区分 |
|-----------|--------------|-----------------------------|----|
| 1         | 伊 東 信 一 郎    | ANAホールディングス株式会社 特別顧問        | 重任 |
| 2         | 内 山 田 竹 志    | トヨタ自動車株式会社 Executive Fellow | 重任 |
| 3         | 大 竹 文 雄      | 大阪大学 感染症総合教育研究拠点特任教授        | 重任 |
| 4         | 小 川 英 治      | 東京経済大学 経済学部長                | 重任 |
| 5         | 沖 原 隆 宗      | 株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問            | 重任 |
| 6         | 加 藤 貴 仁      | 東京大学大学院 法学政治学研究科教授          | 新任 |
| 7         | 神 作 裕 之      | 学習院大学 法学部教授                 | 重任 |
| 8         | 北 山 禎 介      | 株式会社三井住友銀行 名誉顧問             | 重任 |
| 9         | ゲアハルト・ヴィースホイ | B. メッツラー・ゼール・ゾーン&Co. AG 社長  | 重任 |
| 10        | 此 本 臣 吾      | 株式会社野村総合研究所 会長              | 重任 |
| 11        | 桜 井 恵 理 子    | 元 ダウ・ケミカル日本株式会社 社長          | 重任 |
| 12        | 白 波 瀬 佐 和 子  | 東京大学 大学院農学生命科学研究科特任教授       | 重任 |
| 13        | 武 田 洋 子      | 株式会社三菱総合研究所 執行役員            | 重任 |
| 14        | 津 賀 一 宏      | パナソニック ホールディングス株式会社 会長      | 新任 |
| 15        | 手 代 木 功      | 塩野義製薬株式会社 会長兼社長 CEO         | 重任 |
| 16        | 堀 健 一        | 三井物産株式会社 社長                 | 新任 |
| 17        | 本 庄 武 宏      | 大阪ガス株式会社 会長                 | 新任 |
| 18        | 鷹 秀 晴        | TOPPANホールディングス株式会社 社長 CEO   | 新任 |
| 19        | 村 木 厚 子      | 社会福祉法人全国社会福祉協議会 会長          | 重任 |
| 20        | 村 田 啓 子      | 立正大学 大学院経済学研究科教授            | 重任 |
| 21        | 柳 川 のり 範 之   | 東京大学 大学院経済学研究科教授            | 重任 |

〔敬称略、五十音順、職業は2025年5月21日現在〕

## 第5号議案

## 総代候補者選考委員選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、現任総代候補者選考委員が任期満了となりますので、定款第24条の規定により次期総代候補者選考委員12名の選任をお願いいたします。

総代候補者選考委員候補者の選考基準は、生命保険事業および相互会社運営について深い関心と理解を持ち、選考委員として相応しい見識を有していること、公正・公平な観点から総代候補者を選考し、社員投票の管理を行うことができることとしており、当該選考基準に基づく総代候補者選考委員の候補者は次のとおりです。

| 候補者<br>番号 | 氏名                       | 職業                     | 区分 |
|-----------|--------------------------|------------------------|----|
| 1         | おお いし み な こ<br>大 石 美 奈 子 | 消費生活アドバイザー             | 重任 |
| 2         | おお つか のり お<br>大 塚 紀 男    | 日本精工株式会社 名誉顧問          | 重任 |
| 3         | お やま か ほ る<br>小 山 か ほ る  | 公認会計士                  | 重任 |
| 4         | おん ぞう み ほ<br>恩 蔵 三 穂     | 高千穂大学 商学部教授            | 重任 |
| 5         | くろ だ きよ ゆき<br>黒 田 清 行    | 弁護士                    | 重任 |
| 6         | こ が のぶ ゆき<br>古 賀 信 行     | 元 野村ホールディングス株式会社 取締役会長 | 重任 |
| 7         | ご とう げん<br>後 藤 元         | 東京大学 大学院法学政治学研究科教授     | 重任 |
| 8         | こ ぼり ひで き<br>小 堀 秀 毅     | 旭化成株式会社 会長             | 新任 |
| 9         | た まる み ゆ き<br>田 丸 み ゆ き  | 株式会社笹屋伊織 取締役女将         | 新任 |
| 10        | ふ せ ま き こ<br>布 施 麻 記 子   | 山田コンサルティンググループ株式会社 取締役 | 新任 |
| 11        | もり うち さい こ<br>森 内 彩 子    | 弁護士                    | 重任 |
| 12        | やす い こう いち<br>安 井 香 一    | 東邦ガス株式会社 相談役           | 重任 |

(敬称略、五十音順、職業は2025年5月21日現在)

## 第6号議案

## 取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である者を除く。）12名全員は任期満了となります。これに対し、取締役（監査等委員である者を除く。）10名の選任をお願いいたします。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は次のとおりです。

| 候補者<br>番号 | 氏名 |       |      |      | 当社における地位 |         |                |        |
|-----------|----|-------|------|------|----------|---------|----------------|--------|
| 1         | 重任 |       | し 清  | みず 水 | ひろし 博    | 代表取締役会長 |                |        |
| 2         | 重任 |       | あさ 朝 | ひ 日  | さと 智     | し 司     | 代表取締役社長 社長執行役員 |        |
| 3         | 重任 |       | あか 赤 | ほり 堀 | なお 直     | き 樹     | 代表取締役 副社長執行役員  |        |
| 4         | 新任 |       | なか 中 | むら 村 | よし 吉     | たか 隆    | 常務執行役員         |        |
| 5         | 新任 |       | みや 宮 | じま 嶋 | たか 隆     | ひろ 浩    | 常務執行役員         |        |
| 6         | 新任 |       | なか 中 | の 野  | か 佳      | よ 代     | こ 子            | 常務執行役員 |
| 7         | 重任 | 社外取締役 | 独立役員 | うし 牛 | じま 島     | しん 信    | 取締役            |        |
| 8         | 重任 | 社外取締役 | 独立役員 | み 三  | うら 浦     | さとし 惺   | 取締役            |        |
| 9         | 重任 | 社外取締役 | 独立役員 | とみ 富 | た 田      | てつ 哲    | ろう 郎           | 取締役    |
| 10        | 重任 | 社外取締役 | 独立役員 | はま 濱 | だ 田      | じゅん 純   | いち 一           | 取締役    |

1

重 任

●氏 名  
し み ず ひろし  
**清水 博**

●生年月日  
1961年1月30日



●当社における地位および担当

代表取締役会長

●略歴および重要な兼職の状況

1983年 4 月 当社入社  
2009年 3 月 執行役員  
2012年 3 月 常務執行役員  
2013年 7 月 取締役 常務執行役員  
2014年 7 月 取締役退任  
常務執行役員  
2016年 3 月 専務執行役員  
2016年 7 月 取締役 専務執行役員  
2018年 4 月 代表取締役社長  
2022年 7 月 代表取締役社長 社長執行役員  
2025年 4 月 代表取締役会長

〈重要な兼職の状況〉

東急株式会社 社外取締役  
富士急行株式会社 社外取締役  
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役  
株式会社ニチイホールディングス 取締役

#### 取締役候補者とした理由

清水氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、取締役または執行役員として当社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2018年以降は代表取締役を務め、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

2

重 任

●氏 名  
あ さ ひ さ と し  
**朝日 智司**

●生年月日  
1963年6月29日



●当社における地位および担当

代表取締役社長 社長執行役員

[委嘱] グループ事業統括本部長

●略歴および重要な兼職の状況

1987年 4 月 当社入社  
2014年 3 月 執行役員  
2017年 7 月 取締役 執行役員  
2018年 3 月 取締役 常務執行役員  
2021年 3 月 取締役 専務執行役員  
2023年 3 月 代表取締役 副社長執行役員  
2025年 4 月 代表取締役社長 社長執行役員

#### 取締役候補者とした理由

朝日氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、取締役または執行役員として当社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2023年以降は代表取締役を務め、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

3

重任

氏名  
あ か ほ り な お き  
**赤堀直樹**

●生年月日

1964年8月13日



●当社における地位および担当

代表取締役 副社長執行役員

[担当] 総合企画部、グループ事業管理部、広報部、  
調査部、本店企画広報部、主計部、IT統括部、  
IT推進部

●略歴および重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社  
2017年 3月 執行役員  
2020年 7月 取締役 執行役員  
2021年 3月 取締役 常務執行役員  
2024年 3月 取締役 専務執行役員  
2025年 3月 取締役 副社長執行役員  
2025年 4月 代表取締役 副社長執行役員

〈重要な兼職の状況〉

大樹生命保険株式会社 取締役

ニッセイ情報テクノロジー株式会社 取締役

## 取締役候補者とした理由

赤堀氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、取締役または執行役員として当社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2025年以降は代表取締役を務め、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

4

新任

氏名  
な か む ら よ し た か  
**中村吉隆**

●生年月日

1969年2月26日



●当社における地位および担当

常務執行役員

[担当] 秘書部、企画総務部、関連事業部、人事企画部、  
人材開発部、人事部、営業人事部、総務部、  
健康経営推進部

●略歴および重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社  
2019年 3月 執行役員  
2023年 3月 常務執行役員  
2023年 7月 取締役 常務執行役員  
2024年 7月 常務執行役員

## 取締役候補者とした理由

中村氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、執行役員就任以降、主に人事企画部長、人事部長、営業企画部長および営業勤務部長として、また秘書部等の担当役員として当社の経営に参画・貢献してきており、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。



5

新任

氏名  
みや じま たか ひろ  
**宮 蔦 隆 浩**

生年月日  
1966年4月14日



●当社における地位および担当

常務執行役員  
[担当] 法務部、コンプライアンス統括部、リスク管理統括部、  
海外事業リスク管理部

●略歴および重要な兼職の状況

1990年 4 月 当社入社  
2020年 3 月 執行役員  
2024年 3 月 常務執行役員

取締役候補者とした理由

宮蔦氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、執行役員就任以降、主に監査部長およびリスク管理統括部長として、また法務部等の担当役員として当社の経営に参画・貢献してきており、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

6

新任

氏名  
なか の か よ こ  
**中野佳代子**

生年月日  
1968年9月18日



●当社における地位および担当

常務執行役員  
[担当] お客様サービス本部（サービス企画部、  
サービス業務教育部、お客様サービス部）  
[委嘱] お客様サービス本部長

●略歴および重要な兼職の状況

1992年 4 月 当社入社  
2022年 3 月 執行役員  
2025年 3 月 常務執行役員

取締役候補者とした理由

中野氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、執行役員就任以降、主に監査部長およびお客様サービス本部長として、またサービス企画部等の担当役員として当社の経営に参画・貢献してきており、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

7

重 任

社外取締役

独立役員

●氏 名  
う し じ ま し ん  
**牛 島 信**

●生年月日  
**1949年9月30日**



●当社における地位および担当

取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1977年 4 月 東京地方検察庁 検事

1978年 4 月 広島地方検察庁 検事

1979年 4 月 弁護士登録（現在に至る）

アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所入所

1985年 4 月 牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）開設

2007年 7 月 当社 取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

弁護士

牛島総合法律事務所 シニア・パートナー

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長

#### 社外取締役候補者とした理由等

牛島氏は社外取締役候補者です。

同氏は、法曹としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当社取締役としての貢献および指名・報酬諮問委員会委員長としての実績にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

同氏は、このように法曹としての幅広い経験および見識、ならびに当社における実績も有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」（127頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

8

重 任

社外取締役

独立役員

●氏 名  
み う ら さとし  
**三 浦 惺**

●生年月日  
**1944年4月3日**



●当社における地位および担当  
取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1967年 4 月 日本電信電話公社  
(現 日本電信電話株式会社) 入社  
2002年 6 月 東日本電信電話株式会社 代表取締役社長  
2005年 6 月 日本電信電話株式会社 代表取締役副社長  
中期経営戦略推進室長  
2007年 6 月 同社 代表取締役社長  
2012年 6 月 同社 取締役会長  
2017年 7 月 当社 取締役 (現在に至る)  
2018年 6 月 日本電信電話株式会社 特別顧問 (現在に至る)

〈重要な兼職の状況〉

日本電信電話株式会社 特別顧問  
東急不動産ホールディングス株式会社 社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由等

三浦氏は社外取締役候補者です。

同氏は、日本電信電話株式会社の代表取締役社長および取締役会長を務める等、企業経営者としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当社取締役としての貢献にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」(127頁掲載)を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

9

重 任

社外取締役

独立役員

氏 名

と み た て つ ろ う

富田 哲郎

生年月日

1951年10月10日



当社における地位および担当

取締役

略歴および重要な兼職の状況

1974年 4 月 日本国有鉄道入社  
 1987年 4 月 東日本旅客鉄道株式会社入社  
 2008年 6 月 同社 代表取締役副社長 事業創造本部長  
 2009年 6 月 同社 代表取締役副社長 総合企画本部長  
 2012年 4 月 同社 代表取締役社長 総合企画本部長  
 2012年 6 月 同社 代表取締役社長  
 2018年 4 月 同社 取締役会長  
 2020年 7 月 当社 取締役（現在に至る）  
 2024年 4 月 東日本旅客鉄道株式会社 相談役  
 （現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

東日本旅客鉄道株式会社 相談役  
 日本製鉄株式会社 社外取締役  
 ENEOS ホールディングス株式会社 社外取締役  
 一般社団法人東京経営者協会 会長  
 学校法人愛育学園 理事長  
 公益財団法人国際人材協力機構 会長

#### 社外取締役候補者とした理由等

富田氏は社外取締役候補者です。

同氏は、東日本旅客鉄道株式会社の代表取締役社長および取締役会長を務める等、企業経営者としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当社取締役としての貢献にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」（127頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

10

重 任

社外取締役

独立役員

●氏 名  
は ま だ じゅん い ち  
**濱 田 純 一**

●生年月日  
**1950年3月14日**



●当社における地位および担当

取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1992年 4 月 東京大学社会情報研究所 教授

1995年 4 月 同大学同研究所 所長

2000年 4 月 同大学大学院情報学環 教授

兼 同大学大学院情報学環 学環長

兼 同大学大学院学際情報学府 学府長

2005年 4 月 同大学 理事

兼 同大学 副学長

2009年 4 月 同大学 総長

2015年 6 月 同大学 名誉教授（現在に至る）

2021年 7 月 当社 取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

一般財団法人映画倫理機構 代表理事

公益財団法人放送文化基金 理事長

公益社団法人国土緑化推進機構 理事長

#### 社外取締役候補者とした理由等

濱田氏は社外取締役候補者です。

同氏は、学識経験者としての幅広い経験および見識を有しております。

当社は、同氏に、取締役会、指名・報酬諮問委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を行っていただくことを期待し、また、同氏の当社取締役としての貢献にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

同氏は、このように学識経験者としての幅広い経験および見識、ならびに当社における実績も有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」（127頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

- (注) 1. 取締役（監査等委員である者を除く。）候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 全候補者は、現在、当社の取締役または執行役員であり、当社は、全候補者を被保険者とする保険業法第53条の38で準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料を全額負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因する損害賠償請求に係る、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次の更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。
4. 当社は、牛島信氏、三浦惺氏、富田哲郎氏および濱田純一氏との間で、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する責任限定契約を締結しており、4氏の再任が承認された場合、当社は4氏との間で、同様の責任限定契約を継続する予定です。
5. 牛島信氏は、2007年7月より、当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって18年となります。
6. 三浦惺氏は、2017年7月より、当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって8年となります。
7. 三浦惺氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であった日本電信電話株式会社において、2018年6月まで取締役会長でありました。
8. 富田哲郎氏は、2020年7月より、当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって5年となります。
9. 富田哲郎氏が2020年6月から社外取締役に務めている日本製鉄株式会社は、同社の東日本製鉄所君津地区において、着色水の構外流出、排水口での排水基準超過、水質測定データにおける不適切な取扱があったとして、2022年8月に千葉県、木更津市、君津市および富津市（以下「千葉県等」という。）から改善指示文書を、2023年8月に千葉県等から指導文書の交付を受けました。また、上記事案に関し、2025年2月に海上保安庁千葉海上保安部から水質汚濁防止法違反の疑いで法人としての同社および同社社員1名が書類送検され、同年3月に千葉地方検察庁によりいずれも不起訴処分とされました。同氏は、上記事案の発生が判明するまでかかる各事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った指摘、提言を行うなど、その職責を果たしておりました。また、上記各事実の判明後は、事案発生要因、事前・事後対応の妥当性、再発防止措置等の事項に関する評価および提言に努めております。
10. 富田哲郎氏は、2025年5月の一般社団法人日本交通協会の社員総会決議および理事会決議により、当社の今回の定時総代会終結の時までに同協会の代表理事（会長）に就任する予定です。
11. 濱田純一氏は、2021年7月より、当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は、今回の定時総代会終結の時をもって4年となります。

**【監査等委員会の意見】**

監査等委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。）の選任および報酬等に関し、主に指名・報酬諮問委員会における審議内容・結果の報告を受けることを通じて、その決定プロセスおよび内容について確認いたしました。

その結果、取締役（監査等委員である者を除く。）の選任および報酬等のいずれについても、妥当であるとの結論に至りました。



## 第7号議案

## 監査等委員である取締役2名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、監査等委員である取締役松永陽介氏が任期満了となります。これに対し、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたします。

なお、本議案の提出については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

| 候補者<br>番号 |    | 氏名                       | 当社における地位        |
|-----------|----|--------------------------|-----------------|
| 1         | 重任 | まつ なが よう すけ<br>松 永 陽 介   | 監査等委員である取締役（常勤） |
| 2         | 新任 | みや ざき ま ゆ こ<br>宮 崎 ま ゆ 子 | 監査等特命役員         |

1

重任

●氏 名  
まつ なが よう すけ  
**松永陽介**

●生年月日  
**1961年5月16日**



- 当社における地位および担当  
監査等委員である取締役（常勤）
- 略歴および重要な兼職の状況  
1985年4月 当社入社  
2012年3月 執行役員  
2016年3月 常務執行役員  
2016年7月 取締役 常務執行役員  
2019年3月 取締役 専務執行役員  
2021年3月 取締役 副社長執行役員  
2022年3月 代表取締役 副社長執行役員  
2023年3月 取締役  
2023年7月 監査等委員である取締役

〈重要な兼職の状況〉

はなさく生命保険株式会社 監査役  
株式会社ニチイ学館 監査役  
株式会社ニチイホールディングス 監査役  
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

松永氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。また、取締役または執行役員として当社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2022年より1年間代表取締役を務め、当社経営者として豊富な経験および実績を有しております。また、2023年以降は監査等委員である取締役としてその職責を適切に果たしてまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。

2

新任

●氏 名  
みやざき ま ゆ こ  
**宮崎まゆ子**

●生年月日  
**1970年6月17日**



- 当社における地位および担当  
監査等特命役員
- 略歴および重要な兼職の状況  
1994年4月 当社入社  
2025年3月 監査等特命役員

〈重要な兼職の状況〉

ニッセイプラス少額短期保険株式会社 監査役  
ニッセイ情報テクノロジー株式会社 監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

宮崎氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当社において多様な業務に携わり、当社の業務全般に深く精通しております。さらに、2025年以降は監査等特命役員としてその職責を適切に果たす等、当社の業務に関する豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識および人格等を総合的に勘案し、同氏が当社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 全候補者は、現在、当社の監査等委員である取締役または監査等特命役員であり、当社は、全候補者を被保険者とする保険業法第53条の38で準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料を全額負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因する損害賠償請求に係る、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次の更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。
4. 松永陽介氏は、2025年6月のあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の株主総会決議により同社の社外取締役、同月の京王電鉄株式会社の株主総会決議により同社の社外取締役に、それぞれ就任する予定です。
5. 宮崎まゆ子氏は、2025年6月のニッセイアセットマネジメント株式会社の株主総会決議により、同社の監査役に就任する予定です。

## 第8号議案

## 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である社外取締役の補欠として、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案における選任の効力は、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">社外取締役</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="color: #e91e63; margin-right: 5px;">●</div> <div>氏 名</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="color: #e91e63; margin-right: 5px;">●</div> <div>生年月日</div> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">独立役員</div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">関 葉 子</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="color: #e91e63;">1970年8月30日</div>  </div> </div> | <div style="color: #e91e63; margin-bottom: 10px;">●当社における地位および担当</div> <div style="color: #e91e63; margin-bottom: 10px;">●略歴および重要な兼職の状況</div> <div> 1995年 4 月 監査法人トーマツ<br/> (現 有限責任監査法人トーマツ) 入社<br/> 2002年10月 弁護士登録 (現在に至る)<br/> 馬場・澤田法律事務所入所<br/> 2002年11月 公認会計士登録 (現在に至る)<br/> 2006年11月 銀座プライム法律事務所入所 (現在に至る)<br/> 2014年 4 月 国士舘大学法学部法律学科 教授<br/> 兼 同大学大学院総合知的財産法学研究科 教授<br/> (現在に至る) </div> <div style="margin-top: 20px;"> &lt;重要な兼職の状況&gt;<br/> 弁護士<br/> 公認会計士<br/> イオンリート投資法人 監督役員<br/> 高砂熱学工業株式会社 社外取締役 </div> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

関氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。  
同氏は、弁護士および公認会計士としての幅広い経験および見識を有しております。  
当社は、同氏に、取締役会、監査等委員会および社外取締役会議に出席いただき、同氏の経験および見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言、監査等を行っていただくことを期待し、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。  
また、同氏は、弁護士および公認会計士としての幅広い経験および見識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適正に遂行することができるものと判断いたしました。  
さらに、同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」(127頁掲載)を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 関葉子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険業法第53条の38で準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料を全額負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因する損害賠償請求に係る、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。関葉子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を次回の更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。
4. 当社は、関葉子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する責任限定契約を締結する予定です。

## ＜ご参考＞

### 【当社取締役会の構成ならびに当社取締役の有する経験、見識および視点等の組み合わせについて】

当社取締役会は、経営の基本方針の決定ならびに取締役および執行役員の職務の執行の監督を主な任務としており、当任務を果たすための取締役会の構成ならびに取締役に求める経験、見識および視点等について、コーポレートガバナンス基本方針に定めています。

- 取締役会は議論に適した規模とし、取締役会全体としての経験、見識および視点等の多様性を確保します。  
なお、当社の事業に精通した取締役と客観的な立場から監督および助言を行う社外取締役のバランスを確保するため、取締役のうち3分の1以上を社外取締役とするとともに、執行役員を兼務する取締役\*を選任します。  
※執行役員を兼務する取締役については、全社横断機能（例：経営企画、コンプライアンス・リスク管理等）を担当する者を中心に候補者を選定します。
- 当社取締役に求める経験および見識等は以下のとおりです。

|                    |       |                                                 |
|--------------------|-------|-------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員である者を除く。） | 社外取締役 | 企業経営者、学識経験者または法務その他の領域の専門家等としての幅広い経験および見識       |
|                    | その他   | 当社の経営に資する豊富な経験および実績                             |
| 監査等委員である取締役        | 社外取締役 | 企業経営者、学識経験者または法務、財務・会計その他の領域の専門家等としての幅広い経験および見識 |
|                    | その他   | 当社の業務に関する豊富な経験および実績                             |

さらに、当社グループが長期的に目指す社会と企業像の実現に向け、中期経営計画においてとりわけ重点的に取り組むべき課題を特定のうえ、全取締役がその職務の遂行にあたり持つべき視点として「サステナビリティ経営」を、取締役会全体として備えるべき経験および見識等として「IT・デジタル」「人材戦略」を定めています。

今回の定時総代会における第6号議案ないし第8号議案は、このように、当社取締役会における変化を捉えた戦略議論および監督機能の発揮のために特に求める経験、見識および視点等を指名・報酬諮問委員会において審議したうえで、候補者の選定を行ったものであり、今回の定時総代会後の当社取締役会の構成ならびに当社取締役の有する経験、見識および視点等の組み合わせは下表のとおりとなる予定です。

|                        |                 | 企業経営                                                    | 学識経験 | 法務・<br>コンプライアンス・<br>リスク管理 | 財務・<br>会計 | グローバル<br>・金融 | 共通項目           |             |      |
|------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------|------|---------------------------|-----------|--------------|----------------|-------------|------|
|                        |                 |                                                         |      |                           |           |              | サステナビリティ<br>経営 | IT・<br>デジタル | 人材戦略 |
| 取締役<br>（監査等委員である者を除く。） | 清水 博            | 当社の業務全般に深く精通し、<br>当社の経営管理を<br>適切に遂行する能力を有しております         |      |                           |           |              | ✓              | ✓           | ✓    |
|                        | 朝日 智司           |                                                         |      |                           |           |              | ✓              | ✓           | ✓    |
|                        | 赤堀 直樹           |                                                         |      |                           |           |              | ✓              | ✓           |      |
|                        | 中村 吉隆           |                                                         |      |                           |           |              | ✓              | ✓           | ✓    |
|                        | 宮嶋 隆浩           |                                                         |      |                           |           |              | ✓              |             |      |
|                        | 中野 佳代子          |                                                         |      |                           |           |              | ✓              |             |      |
|                        | 牛島 信 <b>社外</b>  |                                                         |      | ✓                         |           |              | ✓              |             |      |
|                        | 三浦 惺 <b>社外</b>  | ✓                                                       |      |                           |           | ✓            | ✓              | ✓           | ✓    |
|                        | 富田 哲郎 <b>社外</b> | ✓                                                       |      |                           |           |              | ✓              |             | ✓    |
|                        | 濱田 純一 <b>社外</b> |                                                         | ✓    |                           |           |              | ✓              |             | ✓    |
| 監査等委員である<br>取締役        | 松永 陽介           | 当社の業務全般に深く精通し、<br>当社の取締役の職務の執行の監督を<br>適切に遂行する能力を有しております |      |                           |           |              | ✓              |             |      |
|                        | 宮崎 まゆ子          |                                                         |      |                           |           |              | ✓              |             |      |
|                        | 但木 敬一 <b>社外</b> |                                                         |      | ✓                         |           |              | ✓              |             | ✓    |
|                        | 佐藤 良二 <b>社外</b> |                                                         |      | ✓                         | ✓         | ✓            | ✓              |             | ✓    |
|                        | 飯島 奈絵 <b>社外</b> |                                                         |      | ✓                         |           |              | ✓              |             |      |



【社外取締役の独立性判断基準】

当社の「社外取締役の独立性判断基準」（2023年7月4日改正）は以下のとおりです。

**社外取締役の独立性判断基準**

- 1 日本生命保険相互会社（以下「当社」という。）は、次の各号に定める事項のいずれにも該当しない社外取締役を独立社外取締役とする。
  - (1) その直近3事業年度のいずれかにおいて、当社との取引による売上高が年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行取締役、執行役もしくは使用人その他これらに類する者（以下「業務執行者」という。）
  - (2) 当社の直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結保険料等収入の2%を超える保険取引を有する取引先またはその業務執行者
  - (3) その直近3事業年度のいずれかにおいて、当社から役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家またはその業務執行者
  - (4) その直近3事業年度において平均して、当社から年間1000万円以上の寄付を受けている者またはその業務執行者
  - (5) 当社の直近3事業年度のいずれかにおける、当社の会計監査人またはその社員等
  - (6) 直近3年間に、前五号に定める業務執行者または社員等のいずれかに該当したことがある者
  - (7) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者（業務執行者のうち使用人については、重要な使用人に限る。）
    - イ 前六号に定める事項のいずれかに該当する者
    - ロ 当社の実質子会社の業務執行者
    - ハ 直近3年間に前ロまたは当社の業務執行者に該当していた者
  - (8) その他前七号に定める事項以外の事情により一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがある者
- 2 前項第一号ないし第七号に定める事項のいずれかに該当する場合でも、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断することができる特別の事情が認められる社外取締役については、独立社外取締役とする。

## 第9号議案

## 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2022年7月5日開催の第75回定時総代会において、「年1億8200万円以内」として、また業績連動退任時報酬の1年あたりの積立額は、上記報酬等の額の範囲内で、「年2100万円以内」としてご承認いただき現在に至っております。

第7号議案（監査等委員である取締役2名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、今回の定時総代会後に開催する監査等委員会の決議により、常勤の監査等委員である取締役は2022年7月5日当時から2025年5月21日現在までの1名から2名へと1名増員となる予定です。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、「年2億2200万円以内」に、また、業績連動退任時報酬の1年当たりの積立額は、上記報酬等の額の範囲内で、「年3000万円以内」に改定いたしたいと存じます。なお、監査等委員である取締役の報酬等は、固定報酬である「月例報酬」と、業績や経営環境等に基づく業績連動報酬である「賞与」および「業績連動退任時報酬」としており、このうち「業績連動退任時報酬」については、在任期間中に毎年積み立てを行い、累計額を退任時に支給する制度です。監査等委員である各取締役に対する具体的金額等は監査等委員である取締役の協議によることといたしたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、相当な内容であると判断しております。

なお、2025年5月21日現在の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）です。第7号議案（監査等委員である取締役2名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）となります。

## コーポレートガバナンス基本方針

### 第Ⅰ章 総則

#### 第1条（目的）

この基本方針は、日本生命保険相互会社（以下「当社」という。）におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および体制を定めることを目的とする。

#### 第2条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

- 1 当社は、当社の定める経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、その継続的な発展に努める。
- 2 当社は、この基本方針に基づく当社のコーポレートガバナンスの状況を明らかにするため、「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し公表する。

#### 第3条（コーポレートガバナンスの不断の高度化）

当社は、当社のコーポレートガバナンスの不断の高度化のため、当社の事業および環境の変化ならびに取締役会の実効性評価等を踏まえ、コーポレートガバナンス体制およびこの基本方針等について定期的に見直しを行う。

#### 第4条（改廃）

この基本方針の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

### 第Ⅱ章 機関構成の選択理由等

#### 第5条（機関構成の選択理由等）

- 1 当社は、次の各号に定める観点から監査等委員会設置会社を選択する。
  - (1) 取締役会における監督機能と執行機能の協働体制の構築
  - (2) 迅速かつ果断な業務執行体制の構築
  - (3) 取締役会から独立した監査等委員会による監査・監督体制の構築
- 2 当社は、取締役および執行役員の選解任等および報酬等に関する透明性および客観的な視点からの牽制を確保するため、指名・報酬諮問委員会を設置する。
- 3 当社は、社外取締役の幅広い経験および見識を経営へ活用するため、経営に関する重要事項等について審議する社外取締役会議を設置する。
- 4 当社は、迅速かつ果断な業務執行を実現するため、業務執行を執行役員が担う執行役員制度を採用する。

### 第Ⅲ章 取締役および取締役会等

#### 第6条（取締役および取締役会の任務）

- 1 取締役会は、法令および定款その他の当社の定める規程に基づき、次の各号に定める事項を主な任務とする。
  - (1) 経営の基本方針の決定
  - (2) 内部統制システムの基本方針の決定およびその構築・運用の監視
  - (3) 取締役および執行役員の職務の執行の監督
  - (4) コーポレートガバナンス体制の整備
  - (5) 代表取締役の選定および解職
- 2 取締役会は、迅速かつ果断な業務執行を実現するため、法令および定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定を取締役に委任する。
- 3 取締役は、総代からの信任に応えるべく、その職務の執行について当社に対する善管注意義務および忠実義務があることを認識し、取締役会の議案に対して十分に検討するとともに、必要に応じて説明の要請や意見表明を行う等積極的に議論に参加し、もって取締役会の任務の遂行に参画する。
- 4 社外取締役は、各々の経験および見識に基づき、客観的な立場から前項に定める職責を担うとともに、業務執行に対して助言を行う。

## 第7条（取締役会の構成）

- 1 取締役会は、前条第1項に定める任務を果たすため議論に適した規模とし、当社の事業ならびに客観的な立場からの監督および助言の必要性に鑑み、取締役会全体としての経験、見識および視点等の多様性を確保する。
- 2 当社は、当社の事業に精通した取締役と客観的な立場から監督および助言を行う社外取締役のバランスを確保するため、取締役のうち3分の1以上を社外取締役とするとともに、執行役員を兼務する取締役を選任する。

## 第8条（取締役（監査等委員である者を除く。）の選任）

- 1 前二条に定める取締役および取締役会の任務ならびに取締役会の構成を踏まえた取締役（監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。）候補者の選定基準は、次の各号に定めるとおりとする。なお、候補者が当社以外の役員等を兼任する場合、当社取締役としての職務の執行に支障がないことを確認する。
  - （1）常務に従事する取締役候補者については、保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たしていること
  - （2）社外取締役候補者については、企業経営者、学識経験者または法務その他の領域の専門家等として幅広い経験および見識を有していること、ならびに原則として別に定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づく独立社外取締役であること
  - （3）社外取締役候補者以外の取締役候補者については、当社の経営に資する豊富な経験および実績を有していること
- 2 取締役候補者は、前項に定める選定基準に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が決定し、総代会の決議を求める。
- 3 代表取締役および定款に定める役付取締役は、取締役の中から、経験、実績、見識および人格等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が決定する。

## 第9条（取締役（監査等委員である者を除く。）の解任等）

- 1 指名・報酬諮問委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。）が次の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当該取締役の解任議案の総代会への提出の要否、ならびに代表取締役および定款に定める役付取締役の解職の要否について審議を行う。
  - （1）常務に従事する取締役について保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たさなくなった場合
  - （2）取締役としての職務の執行に重大な懈怠があった場合
  - （3）著しい業績不振が相当期間継続した場合
  - （4）取締役としてふさわしくない非行があった場合
  - （5）心身の故障等、取締役としての職務の執行が困難となった場合
  - （6）前各号に準ずる事由が発生した場合
- 2 取締役の解任議案は、前項に定める審議を経て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。
- 3 代表取締役および定款に定める役付取締役の解職は、第1項に定める審議を経て、取締役会が決定する。
- 4 前二項の定めにかかわらず、取締役会は、いつでもその決議によって、取締役の解任議案の総代会への提出、ならびに代表取締役および定款に定める役付取締役の解職を行うことができる。

## 第10条（取締役（監査等委員である者を除く。）の任期）

- 1 取締役（監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。）の任期は、定款の定めるところにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。なお、補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 当社は、取締役の再任可否を判断するにあたっては、第8条第1項に定める取締役候補者の選定基準に加え、当該取締役の当社取締役としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案する。

## 第11条（取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等）

- 1 取締役（監査等委員である者を除く。以下本条において同じ。）の報酬等は、当社が生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、長期性および安定性を重視した体系および水準とする。
- 2 取締役の報酬等の体系は、原則として、固定報酬である月例報酬、業績連動報酬である賞与および業績連動退任時報酬で構成する。

- 3 取締役の報酬等の水準は、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、経営環境、業績、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査および指名・報酬諮問委員会における審議等を踏まえ、各取締役の役位、在任年数および職務内容ならびにリスク管理を含む中長期的な観点からの経営への貢献度等を総合的に勘案して決定する。
- 4 取締役の報酬等は、指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会が決定する。

#### 第12条（取締役会の運営）

- 1 取締役会の議案、審議時間および開催頻度は、取締役会の任務の遂行のために必要かつ十分な議論が可能となるように設定する。
- 2 取締役は、建設的で充実した議論を行うため、必要に応じ取締役会の議案について事前に説明を受ける。

#### 第13条（取締役会の実効性評価）

取締役会は、取締役会全体の実効性について定期的に分析および評価を行い、その結果の概要を公表する。

#### 第14条（指名・報酬諮問委員会の任務）

- 1 指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、次の各号に定める事項を審議し、その結果を取締役に答申する。
  - (1) 取締役および執行役員等の選解任の案に係る取締役会付議案
  - (2) 代表取締役、定款に定める役付取締役および役付執行役員の選定および解職に係る取締役会付議案
  - (3) 取締役（監査等委員である者を除く。）および執行役員等の報酬等に係る取締役会付議案
- 2 指名・報酬諮問委員会は、監査等委員会がその監督に係る任務を適切に遂行するため、監査等委員会に必要な報告を行う。

#### 第15条（指名・報酬諮問委員会の構成）

指名・報酬諮問委員会は、社外取締役（監査等委員である者を除く。）、会長および社長から成り、その過半数および委員長を独立社外取締役とする。

#### 第16条（社外取締役会議の任務）

社外取締役会議は、当社の経営の基本方針その他の経営に関する重要事項について審議する。

#### 第17条（社外取締役会議の構成等）

社外取締役会議は、すべての社外取締役、会長および社長から成り、必要に応じて、当社役職員および社外有識者等に参加を求める。

### 第Ⅳ章 執行役員の任務

#### 第18条（執行役員の任務）

執行役員は、取締役会の定める方針等に沿って、次の各号に定める事項を行うことを任務とする。

- (1) 迅速かつ果断な業務執行
- (2) 環境変化等に応じた経営戦略および方針の立案等
- (3) 業務執行状況の定期的な分析および評価
- (4) 前二号に定める事項の適時適切な取締役会への付議

### 第Ⅴ章 監査等委員会および監査等委員

#### 第19条（監査等委員会の任務）

- 1 監査等委員会は、能動的な調査権限の行使、内部統制システムの利用および取締役（監査等委員である者を除く。）の選解任および報酬等に関する意見陳述権の行使等を通じ、取締役会から独立した機関として取締役の職務の執行の監査および監督を行うことを任務とする。
- 2 監査等委員会は、実効的かつ効率的な監査等を行うため、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。



## 第20条（監査等委員会の構成）

- 1 監査等委員会は、実効的かつ効率的な監査等に必要な規模とし、全体として、当社の業務に関する知識および情報収集力ならびに監査に求められる客観性および専門性を確保する。
- 2 当社は、監査等委員のうち過半数を社外取締役である監査等委員とする。

## 第21条（監査等委員の選任）

- 1 第6条および第7条に定める取締役および取締役会の任務ならびに取締役会の構成ならびに前二条に定める監査等委員会の任務ならびに監査等委員会の構成を踏まえた監査等委員候補者の選定基準は、次の各号に定めるとおりとする。なお、候補者が当社以外の役員等を兼任する場合、当社監査等委員としての職務の執行に支障がないことを確認する。
  - (1) 保険業法第8条の2に定める監査等委員の適格性を満たしていること
  - (2) 社外監査等委員候補者については、企業経営者、学識経験者または法務、財務会計その他の領域の専門家等として幅広い経験および見識を有していること、ならびに原則として別に定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づく独立社外取締役であること
  - (3) 社外監査等委員候補者以外の監査等委員候補者については、当社の業務に関する豊富な経験および実績を有していること
- 2 監査等委員候補者は、前項に定める選定基準に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議および監査等委員会の同意を得て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。

## 第22条（監査等委員の解任）

- 1 指名・報酬諮問委員会は、監査等委員が次の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当該監査等委員の解任議案の総代会への提出の可否について審議を行う。
  - (1) 保険業法第8条の2に定める監査等委員の適格性を満たさなくなった場合
  - (2) 監査等委員としての職務の執行に重大な懈怠があった場合
  - (3) 監査等委員としてふさわしくない非行があった場合
  - (4) 心身の故障等、監査等委員としての職務の執行が困難となった場合
  - (5) 前各号に準ずる事由が発生した場合
- 2 監査等委員の解任議案は、前項に定める審議を経て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。
- 3 前項の定めにかかわらず、取締役会は、いつでもその決議によって、監査等委員の解任議案の総代会への提出を行うことができる。

## 第23条（監査等委員の任期）

- 1 監査等委員の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。なお、補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 当社は、監査等委員の再任可否を判断するにあたっては、第21条第1項に定める監査等委員候補者の選定基準に加え、当該監査等委員の当社監査等委員としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案する。

## 第24条（監査等委員の報酬等）

監査等委員の報酬等は、総代会で定められた報酬等の額の範囲内で、各監査等委員の職務内容等を総合的に勘案するとともに、当社の経営環境および業績等を踏まえた適切な水準として、監査等委員の協議により決定する。

## 第Ⅵ章 取締役に対する情報提供および支援

### 第25条（取締役に対する情報提供）

- 1 当社は、取締役の職務の執行の実効性を確保するため、取締役に對し必要な情報提供を行う。
- 2 当社が社外取締役に対する情報提供を円滑に行うため、社外取締役（監査等委員である者を除く。）については秘書部および総合企画部が、社外監査等委員については監査等委員会室が、それぞれ必要な環境の整備に当たる。

### 第26条（取締役に対する支援）

当社は、取締役の職務の執行の実効性を確保するため、取締役の就任時および在任期間中に、必要な知識の習得および更新の機会を提供する。



## 第Ⅶ章 社員との対話および情報開示

### 第27条（総代その他の社員との対話）

当社は、相互会社として社員の利益の優先・最大化に資するため、総代会、総代懇談会およびニッセイ懇話会の運営その他の取組みを通じ、総代およびその他の社員との建設的な対話を促進する。

### 第28条（情報開示）

当社は、保険業法その他の法令を遵守し、これらに基づく適切な情報開示を行う。また、法令に定める開示基準に該当しない場合でも、お客様、投資家その他のステークホルダーが当社に対する理解を深め、または当社に対する権利行使もしくは投資判断を行うために有用性が高いと考えられる情報、および当社の経営に影響を与える重要な情報等について、適時適切かつ積極的に情報開示を行う。

---

「コーポレートガバナンス基本方針」第2条第2項で、作成し公表する旨を定めております「コーポレートガバナンスに関する報告書」は当社ホームページ（[https://www.nissay.co.jp/redirect/from\\_sodaikai\\_giji.html](https://www.nissay.co.jp/redirect/from_sodaikai_giji.html)）にてご覧いただけます。





NISSAY